

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年4月15日（令和3年（行個）諮問第58号）

答申日：令和4年3月24日（令和3年度（行個）答申第192号）

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

法務省人権擁護局が保有している特定年月日Aを開始日とする，開示請求者（審査請求人を指す。以下同じ。）に係る人権侵犯事件の記録一式（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき，不訂正とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し，令和2年12月25日付け法務省権調第115号により法務大臣（以下「法務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）の取消しを求め，訂正が行われることを望みます。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。なお，添付資料，条文内容等は省略する。

（1）審査請求書

別紙1のとおり。

（2）意見書

別紙2のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から訂正請求のあった保有個人情報の名称は，「法務省人権擁護局が保有している特定年月日Aを開始日とする，審査請求人に係る人権侵犯事件の記録一式」（本件文書）である。

処分庁は，下記4の理由により，令和2年12月25日，当該保有個人情報の訂正をしない旨の決定（原処分）をし，同日付け法務省権調第115号「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編綴される書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、救済手続に関する書類等である。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件の処理等についての検討状況等が記録されている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った令和2年12月25日付け法務省権調第115号の保有個人情報訂正をしない旨の決定処分（原処分）を取り消し、本件対象保有個人情報につき、保有個人情報の訂正をする決定を求めるものと解される。

4 訂正をしない旨の決定を行った理由

- (1) 特別事件開始報告書における事案の概要欄は、申告者からの聴取内容等を基に、申告のあった人権侵犯事件の概要を端的に記載するものであるところ、訂正請求部分の記載は、人権相談票に記載された申告者からの聴取内容等に照らして、これを適切に要約したものと認められる。
- (2) 人権相談票は、担当者が相談者からの聴取内容の概要を記載するものであるところ、訂正請求部分の記載は、相談者からの聴取内容に従い、これを適切に要約したものと認められる。
- (3) 人権相談票の添付書類は、相談者から提出された文書につき、人権相談における聴取内容の一部として人権相談票の本体と一体となって保存されるものであるところ、訂正請求部分の添付書類は、相談者から提出された文書であると認められる。
- (4) 特別事件処理報告書に記載されている相手方の住所の記載については、明らかな誤記であるところ、特定地方法務局長から訂正の報告がされ、本件人権侵犯事件の記録に編綴されている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年4月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月28日 審査請求人から意見書及び資料を收受

④ 令和4年2月18日 審議

⑤ 同年3月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件対象保有個人情報について、別紙3のと通りの訂正を求めるものであるところ、処分庁は、上記第3の4（1）ないし（4）記載のと通りの理由により、訂正請求部分については、いずれも法29条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

（1）訂正請求の対象情報について

ア 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

イ また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）につき、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、行政機関の長に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張及び根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

（2）訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）を確認したところ、本件文書は、特定年月日Aを開始日とする、審査請求人に

係る人権侵犯事件の処理に関する記録であり、審査請求人は、諮問書に添付された保有個人情報訂正請求書（別紙3）によれば、以下の各事項について、各項番記載のとおり訂正を求めるものであると解される。

（ア）特別事件開始報告書の「事案の概要」欄の記載内容部分の一部（別紙3の項番1及び項番2。以下「訂正請求事項1」という。）

（イ）特定年月日f付け人権相談票の「事案の概要」の「⑤何をしたか、⑥今後何を望むか、又はその他相談内容」欄（別紙）並びに特定年月日A付け人権相談票の「人権相談所を知ったきっかけ」欄、「⑤何をしたか、⑥今後何を望むか、又はその他相談内容」欄及び「回答内容」欄の各記載内容部分の一部（別紙3の項番1、項番3ないし項番30及び項番33ないし項番51。以下「訂正請求事項2」という。）

（ウ）特定年月日C付け人権相談票の参考資料（審査請求人が持参した文書）の記載内容部分の一部（別紙3の項番31及び項番32。以下「訂正請求事項3」という。）

（エ）特別事件処理報告書の「相手方」欄の記載内容部分の一部（別紙3の項番52。以下「訂正請求事項4」という。）

ウ 次に、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するかどうかを検討する。

（ア）訂正請求事項1は、特別事件開始報告書の「事案の概要」欄の記載内容部分の一部であるところ、当該部分には、人権相談を行った相談者から聴取した内容を基にした人権侵犯事件の概要が記載されていると認められることから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

（イ）訂正請求事項2は、人権相談票の上記イ（イ）の各欄の記載内容部分の一部であるところ、当該各部分には、人権相談を行った相談者から聴取した内容を基に、その相談内容、回答及び処理の概要等が記載されていると認められることから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

（ウ）訂正請求事項3は、人権相談の際に、人権相談に至る経緯等を参考のために記録したものとして審査請求人が法務局に提出した文書の記載内容部分の一部であり、当該部分には、人権相談に至るまでの経緯等が記載されていると認められることから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

（エ）訂正請求事項4は、特別事件処理報告書の「相手方」欄の住所の記載内容部分の一部であり、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求事項1について

当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）を確認したところによれば、特別事件開始報告書は、人権侵犯事件の処理に当たり、その処理を行う地方法務局長が法務省人権擁護局長に対し、人権侵犯事件の報告を行う文書であり、「事案の概要」欄は、当該報告に必要な範囲において、当該人権侵犯事件の概要を記載する部分であると認められ、本件文書の当該欄も、審査請求人から申告を受けた内容を端的に要約した記載がされていると認められる。

さらに、当該記載内容について、当該記載内容の基となった人権相談票等の記載内容等と照らし合わせて考えるに、その記述は、要約の範囲内と認められ、当該記載内容は、事実と反する記載であるとまでは認められない。

したがって、訂正請求事項1について、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(2) 訂正請求事項2について

人権相談票は、人権相談を行った相談者から聴取した内容を基に、その相談内容、回答及び処理の概要等を記載するものであるところ、諮問庁は、上記第3の4(2)において、訂正請求事項2に係る記載は、相談者からの聴取内容に従い、これを適切に要約したものである旨説明する。

これを検討するに、訂正請求事項2に係る記載部分は、上記2(2)イ(イ)記載の各部分であり、人権相談において相談者の申告内容等を端的に記載する部分であり、その「事実」とは、当該人権相談において、どのような申告がされたかであって、実際に申告された内容に従い、それが適切に要約されて記載されているのであれば、その申告内容が客観的な事実と反するものであるか否かは、当該記載部分を法29条の規定に基づいて訂正しなければならない根拠とはなり得ない。

審査請求人が主張する訂正請求事項2の記載内容が事実でないとする根拠を検討すると、いずれも当該記載が客観的な事実と反するなどというものであるが、当該記載が、審査請求人が実際に申告した内容と反する、あるいは申告していない内容であるとする具体的な根拠を示しているとは認められない。

したがって、訂正請求事項2について、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

(3) 訂正請求事項3について

当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）を確認したところによれば、訂正請求事項3が記載された文書は、審査請求人が、

人権相談の際に、その経緯等を記録したものを参考として持参したものであり、審査請求人が、特定地方法務局の職員に対して提出した文書であると認められる。

これを検討するに、上記のとおり、訂正請求事項3が記載された文書は、審査請求人が人権相談の際に自ら提出した文書であると認められ、当該文書に記録された保有個人情報、審査請求人が人権相談に際して提出した文書の内容を示すものとして、特定地方法務局が受領した時点での状態、内容で保有することが必要なものであることから、その内容につき、仮に事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、当該文書の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

したがって、訂正請求事項3について、法29条の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

(4) 訂正請求事項4について

訂正請求事項4については、特別事件処理報告書の「相手方」欄のうちの「特定県特定市B特定町特定丁目特定版特定号」の記載の訂正を求めるところ、諮問庁は、上記第3の4(4)において、訂正請求事項4は、明らかな誤記であり、特定地方法務局長から訂正の報告がされ、訂正された上で、本件人権侵犯事件の記録に編綴されている旨説明する。

当審査会において、諮問書に添付された本件文書(写し)に加え、諮問庁から当該記載に係る訂正報告書(写し)の提示を受けて確認したところによれば、その訂正内容は、当該記載のうちの「版」を「番」に訂正する内容等であると認められ、当該訂正報告書によって、訂正請求事項4については既に訂正されていると認められる。

したがって、訂正請求事項4について、法29条の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙 1（審査請求書）

【趣旨】

●審査請求の趣旨は、法務省が保存する保有個人情報について、訂正をしない旨の決定の取り消しを求め、訂正が行われることを望みます。

●法務省権調第 1 1 5 号

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

（別紙）訂正をしないこととした理由

以下の各理由により、訂正請求部分については、いずれも法 2 9 条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しない。

【理由】

開示決定通知書の文書番号：法務省権調第 8 3 号

日付：令和 2 年 8 月 1 3 日

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

にて、

法務省人権擁護局が保有している特定年月日 A を開始日とする、開示請求者（〇〇〇〇（審査請求人の氏名。以下同じ。））に係る人権侵犯記録一式が部分開示決定となり、9 2 枚の開示文書を受け取ることが出来ましたが、開示されている範囲だけでも保有個人情報の内容が事実でない記載が複数存在します。訂正を求めます。

利用目的の達成に必要な範囲かどうかにかかわらず、〇〇〇〇本人及び関係者の尊厳を守るためと、日本国が推進されておられる補助犬（盲導犬）に対しての正確な理解の浸透を図るためには、事実と異なる情報があるならば国に保存される情報として訂正されなければならないと考えております。

（資料参照）

「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」が届きましたので、特定年月日 B 法務省人権擁護局調査救済課特定職員 A さんにお電話を入れ、訂正をしない決定に至った理由をおたずねしたところ、「別紙 訂正をしないこととした理由 1～4 に記載されている通りです。」とお話しがありました。しかし私（審査請求人を指す。以下同じ。）は、「別紙 訂正をしないこととした理由 1～4 の理由の理解が難しいためお電話を入れていること」をお伝えしましたが、私が理解できるご説明は得られないままとなっています。

「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」に対して、その後のお手続きは、法務省大臣官房秘書課公文書監理室個人情報保護係とお聞きしましたので、法務省大臣官房秘書課公文書監理室個人情報保護係特定職員 B さんにお電話を入れ、「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」の訂正をしない決定に至った理由をおたずねしたのですが、法務省大臣

官房秘書課公文書監理室個人情報保護係では、お答えできないとのご回答でした。

「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」の訂正をしない決定に至った理由について、私自身が理解できていないまま審査請求をしなければならないことに不安を感じています。

このような事情を持ったまま審査請求をすることが、はたしてふさわしい行動なのか判りかねますが、「別紙 訂正をしないこととした理由1～4に記載されている通りです。」のかみ砕いたご説明を法務省人権擁護局調査救済課に求めても、「別紙 訂正をしないこととした理由1～4に記載されている通りです。」以上のご説明が得られないのならば致し方ありませんので、心配を抱いたままですが審査請求させて頂いている次第です。

訂正しないこととした理由

1 特別事件開始報告書における事案の概要欄は、申告者からの聴取内容等を基に、申告のあった人権侵犯事件の概要を端的に記載するものであるところ、訂正請求部分の記載は、人権相談票に記載された申告者からの聴取内容等に照らして、これを適切に要約したものと認められる。

まず、訂正しないこととした理由1についてですが、

「特別事件開始報告書における事案の概要欄は、申告者からの聴取内容等を基に、申告のあった人権侵犯事件の概要を端的に記載するものである」と、特別事件開始報告書の事案の概要欄の説明から始まっています。

〇〇〇〇は、上記（訂正しないこととした理由1）項目を、このように解釈しました。

「特別事件開始報告書における事案の概要欄は、申告者からの聴取内容等を基に、申告のあった人権侵犯事件の概要を端的に記載するものである」とは、「特別事件開始報告書における問題視すべき事柄の、今まで姿を見せずに潜んでいたものを、はっきり見て分かる状態に表し全体の要点をとりまとめたものの欄は、〇〇〇〇からの聞き取りをした内容などを基準にして、申し告げのあった人権侵犯事件の全体像が把握できるようにまとめるという意味合いをはっきりとしている状態に書類に書き記すものである」

次に、続く文章「訂正請求部分の記載は、人権相談票に記載された申告者からの聴取内容等に照らして、これを適切に要約したものと認められる。」とは、

「訂正請求部分の書物に必要事項を書きつけているものは、人権相談票に記し載せられた〇〇〇〇から事情や状況などを聞き取った中身などを見比べて確かめることをして、これを状況や目的などにぴったりと当てはまるように要点をとりまとめたものと認められる。」

つまり、「訂正請求部分に関しては、〇〇〇〇から事情を聴きとった内容が人権相談票に載せられているので、法務省は見比べ確かめました。その結果訂正請求部分は、「審査請求人が法務省に提出した保有個人情報訂正請求書（別紙

3を指す。以下同じ。) 」と「人権相談票」とを見比べて確かめることをして、状況や目的などにぴったりと当てはまるように要点を取りまとめているものと、法務省は認めます。」

結局、訂正しないこととした理由1

1 特別事件開始報告書における事案の概要欄は、申告者からの聴取内容等を基に、申告のあった人権侵犯事件の概要を端的に記載するものであるところ、訂正請求部分の記載は、人権相談票に記載された申告者からの聴取内容等に照らして、これを適切に要約したものと認められる。

とは、「特別事件開始報告書における事案の概要欄」の説明と、

「訂正請求部分に関しては、〇〇〇〇から事情を聴きとった内容が人権相談票に載せられているので見比べ確かめました。」と、訂正請求部分（保有個人情報訂正請求書）に関して、法務省は人権相談票と比較確認のお仕事をしましたという報告と、

「訂正請求部分は、「審査請求人が法務省に提出した保有個人情報訂正請求書」と「人権相談票」とを見比べて確かめたのを、状況や目的などにぴったりと当てはまるように要点を取りまとめ保有個人情報訂正請求書を作成していることを、法務省は認めます。」と、

訂正請求部分は、「〇〇〇〇が法務省に提出した保有個人情報訂正請求書」と「人権相談票」をふさわしい方法で確認したものを、状況や目的などに少しの狂いも無く適合するように要点の取りまとめ作成したものが保有個人情報訂正請求書であると、法務省は認めるという意見を述べているだけであって、どこにも、訂正をしないこととした理由が見当たりません。

それどころか、〇〇〇〇が法務省に提出した保有個人情報訂正請求書の内容は「保有個人情報訂正請求書と人権相談票を見比べ確認したものであり、要求される条件（人権侵犯事件の全像）に適合している度合いがかなり高いさまで要点の取りまとめを行って作られた文書である（と、法務省は認めます）。」と、

〇〇〇〇が提出した保有個人情報訂正請求書は92枚の開示文書内にある人権相談票を見比べ作成していると、勘違いをされていることがうかがえます。

〇〇〇〇は、そのような方法で保有個人情報訂正請求書を作成しておりません。

加えて法務省は、〇〇〇〇が法務省に提出した「保有個人情報訂正請求書」は、「要求される条件（人権侵犯事件の全像）に適合している度合いがかなり高いさまで要点の取りまとめを行った文書であるものと、法務省は認めます。」と、〇〇〇〇が提出した「保有個人情報訂正請求書の信憑性の高さ」を、訂正しないこととした理由1で伝えています。

そもそも、保有個人情報の訂正は、審査請求人が提出した「保有個人情報訂正請求書」と「真実を裏付ける資料等」「法務省の関係者への調査」などで、訂

正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認めるときには、当該保有個人情報の訂正が実行されることが平成15年法律第58号29条で定められているのですから、

「〇〇〇〇が提出した保有個人情報訂正請求書の信憑性の高さを法務省が認めます。」と、法務省がお考えならば、信憑性の高い書類（〇〇〇〇が提出した保有個人情報訂正請求書）の本来の目的である訂正を無視し、保有個人情報の訂正をしない旨の決定を下していることが不可解です。

法務省は「訂正をしないこととした理由1」で、訂正をしないこととした理由は全く述べておらず、むしろ「〇〇〇〇が法務省に提出した保有個人情報訂正請求書は、信用できる」と伝えています。

一方、別の考え方として、「訂正請求部分の記載は、人権相談票に記載された申告者からの聴取内容等に照らして、これを適切に要約したものと認められる。」とは、「訂正請求部分の書物に必要事項を書きつけしたものは、人権相談票に記し載せられた〇〇〇〇から事情や状況などを聞き取った中身などを見比べて確かめることをして、これを状況や目的などにぴったりと当てはまるように要点をとりまとめたものと認められる。」の説明文章は、

「訂正請求部分に関しては、〇〇〇〇から事情を聴きとった内容が人権相談票に記載されているので、法務省は見比べ確かめました。その結果訂正請求部分は、「特別事件開始報告書における事案の概要欄」と「人権相談票」とを見比べて確かめましたが、状況や目的などにぴったりと当てはまるように要点を取りまとめたものとなっていることを、法務省は認めます。」と、述べているとも解釈できるのですが、どの解釈が正確なのか判りません。

私に、1 特別事件開始報告書における事案の概要欄は、申告者からの聴取内容等を基に、申告のあった人権侵犯事件の概要を端的に記載するものであるところ、訂正請求部分の記載は、人権相談票に記載された申告者からの聴取内容等に照らして、これを適切に要約したものと認められる。について正確に理解できるように、ご説明を求めます。

法務省から届きました

法務省権調第115号

令和2年12月25日

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

（別紙）訂正をしないこととした理由

を正確に理解できているかどうか判りませんが、法において訂正請求権制度が設けられていることの趣旨に基づいて、開示決定に基づき開示を受けた〇〇〇〇に係る保有個人情報について内容が事実でないと思い必要な訂正を請求致しました。

〇〇〇〇が法務省に提出した保有個人情報訂正請求書通りに、訂正を実行して下さい。

訂正しないこととした理由

2 人権相談票は、担当者が相談者からの聴取内容の概要を記載するものであるところ、訂正請求部分の記載は、相談者からの聴取内容に従い、これを適切に要約したものと認められる。

訂正をしないこととした理由2は、人権相談票の説明から始まりました。

「人権相談票は、担当者が相談者からの聴取内容の概要を記載するものである」

「人権相談票は、法務省特定支局の職員が〇〇〇〇からの聞き取りした内容全体の要点をとりまとめたものである」

「訂正請求部分の記載は、相談者からの聴取内容に従い、これを適切に要約したものと認められる。」

「訂正請求部分の書類に書き記していることは、〇〇〇〇からの聞き取った話しの中で伝えようとしている事柄を指針として、〇〇〇〇からの聞き取った話しの中で伝えようとしている事柄を正しい方法で矛盾の無いかたまりにしたものと法務省は認めます。」

〇〇〇〇からの聞き取った話しの中で伝えようとしている事柄は指針とされていませんし、矛盾が多すぎるので、訂正請求をさせていただきました。

法務省に申請させていただきました「保有個人情報訂正請求書」の通りに訂正を求めます。

3 人権相談票の添付書類は、相談者から提出された文書につき、人権相談における聴取内容の一部として人権相談票の本体と一体となって保存されるものであるところ、訂正請求部分の添付書類は、相談者から提出された文書であると認められる。

「人権相談票の添付書類は、相談者から提出された文書につき、人権相談における聴取内容の一部として人権相談票の本体と一体となって保存されるものであるところ、訂正請求部分の添付書類は、相談者から提出された文書であると認められる。」

「人権相談票と一緒に付けられている書類は、相談者（〇〇〇〇）から法務局特定支局へ手渡された文書のために、人権相談について聞き取った話しの中で伝えようとしている事柄の全体の中のある部分として人権相談票の付属物を除いた主になる部分と同一の体ようになってそのままの状態に保っておくものであり、訂正請求部分の添え付け書類は、相談者（〇〇〇〇）から渡された文書であると（法務省は）認めます。」

の、意味と解釈しました。

9 2枚の開示文書中【通し番号13～33】【通し番号53～73】は、特定年月日C法務局特定支局を訪ね、特定職員Cさんと特定職員Dさんにお渡しさせていただきました、私（〇〇〇〇）方作成の書類「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断公開について（全17ページ）」と「特

定法人A企業ブログ「特定施設A特定行事に参加しました」印刷物コピー」で、間違いありません。認めて頂き、ありがとうございます。

しかしながら、92枚の開示文書中【通し番号13～33】【通し番号53～73】は〇〇〇〇から渡された書類であると法務省に認めて頂きたいから訂正請求をさせていただいたのではありません。

訂正請求をさせて頂きました理由は、保有個人情報訂正請求書164ページ中の72ページから77ページ間に書かせて頂きました下記内容

(別紙3の項番31及び項番32のとおり。)

の、訂正を求める為です。

この範囲の訂正請求は、私(〇〇〇〇)が特定年月日C法務局特定支局を訪ね、特定職員Cさんと特定職員Dさんにお渡しさせて頂きました、私(〇〇〇〇)方作成の書類「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断公開について(全17ページ)」ではありますが、内容に誤りがあることがわかり、

保有個人情報訂正請求書75ページと77ページに記載した理由

「保有個人情報訂正請求書75ページと77ページ：上記回答を特定年月日E、法務局特定支局特定支局長にお電話を入れ、特定所長Aからお聞きした内容をお話ししました。

その際特定支局長に、特定年月日C法務局特定支局へ出向きお渡ししました私(〇〇〇〇)方作成の文書「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断公開について(全17ページ)」の16ページの内容と異なることとなりますので、修正をお願いいたしましたが、全く修正がされていませんでした。訂正を強く望みます。」

の為、訂正請求をさせて頂きました。

法務省で保存されている保有個人情報は真実が保存されることを望むため、訂正請求をさせて頂きました。

「3 人権相談票の添付書類は、相談者から提出された文書につき、人権相談における聴取内容の一部として人権相談票の本体と一体となって保存されるものであるところ、訂正請求部分の添付書類は、相談者から提出された文書であると認められる。」

「人権相談票の添付書類は、相談者から提出された文書につき」と〇〇〇〇が作成した文書であったとしても、私(〇〇〇〇)方作成の書類「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断公開について(全17ページ)」に対しての法務省での位置づけが「人権相談における聴取内容の一部として人権相談票の本体と一体となって保存されるものであるところ」とされていることから、「〇〇〇〇作成の文書であっても、今は、人権相談票と一体となっている」

つまり、「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断

公開について（全17ページ）」は、法務省作成の人権相談票とみなされるといって位置づけられ、保存されている。と、法務省が説明されていることになります。

それならば、たとえ〇〇〇〇が作成した文書であったとしても人権相談票の主体と同一体となり、人権相談票という人権侵犯事件に係る法務局特定支局作成の文書扱いとされるのならば、人権侵犯事件の調査結果にも影響が出る範囲です。

27条

に基づき、訂正されるべき内容と思われま。

保有個人情報訂正請求書通りに、訂正してください。

4 特別事件処理報告書に記載されている相手方の住所の記載については、明らかな誤記であるところ、特定地方法務局長から訂正の報告がされ、本件人権侵犯事件の記録に編綴されている。

「4 特別事件処理報告書に記載されている相手方の住所の記載については、明らかな誤記であるところ、特定地方法務局長から訂正の報告がされ、本件人権侵犯事件の記録に編綴されている。」と、〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書の中身について、〇〇〇〇からの保有個人情報訂正請求後、特定地方法務局長から住所の誤りを直し正したと、任務に就かれていらっしゃる特定地方法務局長が、誤住所を正住所と直した経過や結果が法務省宛に知らせが有って、さらに（特定地方法務局長が住所の誤りの手直しを行ない、住所を正しく記載した状態で）本件人権侵犯事件の記録に編綴（文書をまとめて整理し、ファイリングが）されている。

つまり、現在、法務省に保存されている〇〇〇〇に係る人権侵犯記録一式の保有個人情報は、特定地方法務局長が住所の誤りを手直しし、正確な事実住所状態で、人権侵犯事件の実記にまとめつづられている現況であるのですから

〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書とは異なった仕様となっているとありますのに、文書のタイトルが「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」と、なっていること自体が違ふと思ひます。

特定地方法務局長が住所の誤りを直し正した箇所は、保有個人情報訂正請求書164ページ中164ページ目

（別紙3の項番52のとおり。）

92枚の開示文書の一番後部分「特別事件処理報告書」です。

人権侵犯事件調査処理規程

（特別事件の処理報告）

24条

に、当たると考えられる大事なページです。

開示文書【通し番号92】

事件処理区分 10 侵犯事実不明確

1 4 啓発

など、

第5節 措置等

1 3 条 援助等の措置 1 4 条・1 5 条 人権侵犯の事実が認められる場合の措置 1 6 条 勧告, 通告, 告発の報告・承認 1 7 条 人権侵犯の事実が認められない場合の処理 1 8 条 打切りの決定 1 9 条 啓発 2 0 条 被害者等に対する処理結果の通知 2 1 条 救済手続終了後の配慮
が, 記載されているような, 特別事件である人権侵犯事件の保存文書として重要なページです。

相手方の住所は正確である必要が高く, 利用目的の達成に必要な範囲内です。5 条では, 保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないこととされているのですから, 相手方の誤った住所は訂正がなされる必要が必須と思われま

す。審査請求人(〇〇〇〇)の人権侵犯事件の保有個人情報が開示された後, 保有個人情報訂正請求書を作成し, 訂正請求をさせて頂きました。作成した保有個人情報訂正請求書を法務省へ提出後, たとえその一部であったとしても特定地方法務局長が住所の誤りの手直しを行なった事実が存在し, 住所を正しく記載した状態で人権侵犯事件の記録に編綴されているのであれば「保有個人情報の一部訂正決定(通知)」のタイトルとされることが, ふさわしいと思います。文書のタイトルが「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)」となる為には, 〇〇〇〇に係る人権侵犯事件の保有個人情報は, 現時点で, 〇〇〇〇が受け取った9 2 枚の開示文書と一部分でも変更が無い状況でなければいけないと考えま

す。文書のタイトルが「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)」ではなく, 「保有個人情報の一部訂正決定(通知)」のタイトルとされることが, ふさわしいと思いま

す。また, 「別紙 訂正をしないこととした理由 1, 2, 3, 4」全てに対してですが

別紙 訂正をしないこととした理由

以下の各理由により, 訂正請求部分については, いずれも法2 9 条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しない。

1 特別事件開始報告書における事案の概要欄は, 申告者からの聴取内容等を基に, 申告のあった人権侵犯事件の概要を端的に記載するものであるところ, 訂正請求部分の記載は, 人権相談票に記載された申告者からの聴取内容等に照らして, これを適切に要約したものと認められる。

2 人権相談票は, 担当者が相談者からの聴取内容の概要を記載するものであるところ, 訂正請求部分の記載は, 相談者からの聴取内容に従い, これを適切に要約したものと認められる。

3 人権相談票の添付書類は、相談者から提出された文書につき、人権相談における聴取内容の一部として人権相談票の本体と一体となって保存されるものであるところ、訂正請求部分の添付書類は、相談者から提出された文書であると認められる。

4 特別事件処理報告書に記載されている相手方の住所の記載については、明らかな誤記であるところ、特定地方法務局長から訂正の報告がされ、本件人権侵犯事件の記録に編綴されている。

法務省人権擁護局調査救済課から2020年（令和2年）8月17日（月）に郵送で届きました「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で、
（資料参照）

法務省権調第83号

令和2年8月13日

「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」

令和2年7月7日受付第66号で開示請求のあった保有個人情報については、法18条1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（部分開示）

法務省人権擁護局が保有している特定年月日Aを開始日とする、開示請求者に係る人権侵犯事件の記録一式

2 不開示とした部分とその理由

別紙のとおり

3 開示する保有個人情報の利用目的

人権侵犯事件の調査及び処理に利用するため

「3 開示する保有個人情報の利用目的 人権侵犯事件の調査及び処理に利用するため」と、〇〇〇〇が受け取った、〇〇〇〇に係る保有個人情報（人権侵犯事件）の92枚ある開示文書は、法務省は利用目的として「人権侵犯事件の調査及び処理に利用するため」と、教えて下さっています。

また、「2 不開示とした部分とその理由 別紙のとおり」では

（別紙）（省略）

「2 不開示とした部分とその理由 別紙のとおり」（別紙）

1 不開示とした部分とその理由

（1）「本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」

「〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれていること。

このような情報が開示されることになれば、職員が駆け引き無しの問題に対する主張や考えを話すことを迷って決心できなくなり、結果として事務の適当で正しく任務や仕事をやりとげることにはさしさわりの影響が達する危険がある為、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」

つまり「〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれていること。そして、正しい情報が92枚の開示文書（保有個人情報）に記載されていなければ、結果として事務の適当で正しく任務や仕事をやりとげることにはさしさわりの影響が達する危険があること」を教えて下さっています。

〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知） 3 開示する保有個人情報の利用目的人権侵犯事件の調査及び処理に利用するため」の文書ですので、正しい情報が92枚の開示文書（保有個人情報）に記載されていなければならず、事実と違う記載があるならば、それが原因となって事務の適当で正しく任務や仕事をやりとげることにはさしつかえが起り、その作用が（人権侵犯事件調査処理に）至ってしまうリスクが有ることを教えて下さっています、事実と違う記載は危うさが付きまといまいますので、訂正される必要が高いと思います、

「「2 不開示とした部分とその理由 別紙のとおり」（別紙）

1 不開示とした部分とその理由

（2）「本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」

「〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、人権侵犯事件に関して、〇〇〇〇以外の人から事情を聞くことをして法務局特定支局が得た事実、並びに、聞き取りを被った人や聞き取った中身などを、これまでにわかっている事柄などから推し量って事実はこうであろうと認めることができる、人権侵犯事件の内容や事情についての知らせが内部に含有されています。

このような情報が開示されることになれば、事柄に関係がある人がありのままに事実を語ることをためらうようになるだけでなく、調査そのものに答えることも受け入れなくなるようになり、それだけにとどまらずその延長として、事務の評価や判断が正当であるように仕事をやりとげることには差し障りが出て、

その影響が（人権侵犯事件調査処理に）達してしまうというハイリスクがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」

つまり、「〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、人権侵犯事件に関して、〇〇〇〇以外の人から事情を聞くことをして法務局特定支局が知った事実と、聞き取りを被った人物や聴き取った中身などが詳しく記載されていることから、これまでにわかっている事柄などから推し量って、事実はこうであろうと判断可能な情報が内部に含有されていること。そして、正しい情報が92枚の開示文書（保有個人情報）に記載されていなければ、その延長の結末として、事務の評価や判断が正当であるよう仕事をやりとげることには差し障りが出て、その影響が（人権侵犯事件調査処理に）達してしまうというハイリスクがあること」を教えて下さっています。

〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）3開示する保有個人情報の利用目的人権侵犯事件の調査及び処理に利用するため」の文書ですので、正しい情報が92枚の開示文書（保有個人情報）に記載されていなければならないと考えることは正当と思います。

さらに、「「2不開示とした部分とその理由 別紙のとおり」（別紙）1不開示とした部分とその理由（2）」は、人権侵犯事件に関して、〇〇〇〇以外の人から事情を聞くことをした事実と、聞き取りを被った人物や聴き取った中身などが詳しく記載されていることから、これまでにわかっている事柄などから推し量って、事実はこうであろうと判断可能な情報が内部に含有されていることを、教えて下さっています。

それは、本件人権侵犯事件の
人権侵犯事件調査処理規程
（特別事件の処理報告）

第5節 措置等（条文は前同）

と、言う「本件人権侵犯事件の措置等」が、如何様な結論に至るかを導く重要な記載事項であることを指しています。

そして、正しい情報が92枚の開示文書（保有個人情報）に記載されていなければ、事実と違う記載がある為、その延長の結末として、事務の評価や判断が正当であるよう仕事をやりとげることには差し障りが出て、その影響が（人権侵犯事件調査処理：措置等に）達してしまうというハイリスクが伴いますので、訂正される必要が高いと考えます。

「「2不開示とした部分とその理由 別紙のとおり」（別紙）

1不開示とした部分とその理由

（3）「本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当すること、

及びこのような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため不開示とした。」

「〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、開示請求者（〇〇〇〇）ではない対象が決まっている個々の人を見分けられる内容や事情が、範囲の中に要素として入っており、直接関係する事項の知らせは、法14条2号に該当すること、並びにこのような報せが開示されることになれば、事柄に関係がある人がありのままに事実を語ることをためらうようになるだけでなく、調査そのものに答えることも受け入れなくなるようになり、それだけにとどまらずその延長として、事務の評価や判断が正当であるように仕事をやりとげることにより差し障りが出て、その影響が（人権侵害事件調査処理に）達してしまうというハイリスクがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」

「〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、審査請求人（〇〇〇〇）でなく、不特定ではない一個人を判別する内容や事情が、範囲の中に要素として入っており、直接関係する事項の知らせは、法14条2号に該当すること、それとこのような報せが開示されることになれば、事柄に関係がある人がありのままに事実を語ることをためらうようになるだけでなく、調査そのものに答えることも受け入れなくなるようになり、それだけにとどまらずその延長として、事務の評価や判断が正当であるように仕事をやりとげることにより差し障りが出て、その影響が（人権侵害事件調査処理に）達してしまうというハイリスクがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」

つまり、「〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、不特定ではない一個人を判別する内容や事情が範囲の中に要素として入っており、直接関係する事項の知らせは、法14条2号に該当すること、正しい情報が92枚の開示文書（保有個人情報）に記載されていなければ、その延長の結末として、事務の評価や判断が正当であるよう仕事をやりとげることにより差し障りが出て、その影響が（人権侵害事件調査処理に）達してしまうというハイリスクがあること」を教えて下さっています、

〇〇〇〇が受け取った92枚の開示文書（保有個人情報）は、「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）3開示する保有個人情報の利用目的人権侵害事件の調査及び処理に利用するため」の文書ですので、正しい情報が92枚の開示文書（保有個人情報）に記載されていなければならないと考えることはふさわしいと思います。

さらに、「2不開示とした部分とその理由 別紙のとおり」（別紙）1不開

示とした部分とその理由（３）」も、人権侵犯事件に関して、審査請求人（〇〇〇〇）ではなく、不特定ではない一個人を判別する内容や事情が、範囲の中に要素として入っていることを、教えて下さっています。その中身は、「当該情報は、法１４条２号に該当すること」ということを念頭に考えますと

《平成十五年法律第五十八号 法》

第四章 開示，訂正及び利用停止

第一節 開示

（保有個人情報の開示義務）

十四条

上記の「二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。」が「本件開示請求に係る保有個人情報には，開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており，」に当たる部分と考えることが出来ると思います。

「二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」や「当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は，開示請求者（〇〇〇〇）以外の人間が，本件人権侵犯事件においてどのような事実があったのかが，９２枚の開示文書に事実情報として含まれていることを指すと，考えることが可能と思われれます。

それは，本件人権侵犯事件の

人権侵犯事件調査処理規程

（特別事件の処理報告）

第５節 措置等（条文は前同）

と，言う「本件人権侵犯事件の措置等」が，如何様な結論に至るかを導く重要な記載事項であることを指しています。

そして，正しい情報が９２枚の開示文書（保有個人情報）に記載されていなければ，事実と違う記載がある為，その延長の結末として，事務の評価や判断が正当であるよう仕事をやりとげることには差し障りが出て，その影響が（措置等に）達してしまうというハイリスクが伴いますので，訂正される必要が高いと考えます。

「別紙 訂正をしないこととした理由1, 2, 3, 4」で、法務省は「以下の各理由(1, 2, 3, 4)により、訂正請求部分については、いずれも法29条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しない。」と、していますが

そもそも、審査請求人(〇〇〇〇)が受け取った92枚の開示文書は、「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」で「3開示する保有個人情報の利用目的 人権侵犯事件の調査及び処理に利用するため」の文書であること、すなわち、それは法務省が92枚の開示文書を使って役立たせる到達点として「人権侵犯事件の調査及び処理に利用するため」つまり「人権侵犯事件調査処理規程(特別事件の処理報告)第5節 措置等」を実現するため。と、いうことになります。

つまり、審査請求人(〇〇〇〇)が保有個人情報訂正請求書を法務省に提出し、訂正を求めている92枚の開示文書は、

開示文書【通し番号92】

事件処理区分 10 侵犯事実不明確

14 啓発

を導き出すための要となる文書であることが読み取れますから、事実が保存されるように訂正を実行する必要があると思います。

保有個人情報訂正請求書の内容をくみ取って頂き、92枚の開示文書の訂正を「保有個人情報訂正請求書」通りに訂正されることを求めます。

特定年月日F法務局特定支局から電話が入り、特定職員Eさんから「侵犯事実不明確」という結果になったときかされました。

「侵犯事実不明確になったのは、法務省まで話が上がり、過去の最高裁判所の判決を参考にして決まったとのことでした。しかし、その判決は、健常者の方だということも、同時に特定職員Eさんから教えて頂きました。

そして、特定法人A特定代表さんが無断撮影して無承諾で同法人企業ブログに掲載した写真には小さく写っているし、その写真を見て誰か(〇〇〇〇)ということが判るかかどうかということ。それから、その人の知名度などで変わる」ということも教えて頂きました。

けれども、ご考慮されたのかどうか疑問を感じるのは「過去の最高裁判所の判決を参考にして決まった。しかし、その判決は、健常者の方だということ」です。

身体障害とは、視覚や聴覚に制限があったり、四肢(両手両足)に不自由があったりするなど、身体機能に何らかの障害がある状態のことです。どの身体障害者であったとしても、日常生活を送る上で支障を抱えるという点は同じと思っています。

身体障害のなかでも「視覚障害」は、視覚、つまり見ることに困難があるという身体的特徴を持っています。審査請求人である〇〇〇〇は、盲導犬をパート

ナーとしていることからお察しいただけると思うのですが、重度の視覚障害者です。

今回、人権侵犯事件として取り上げて頂きましたのは、写真を無断撮影されて無承諾で企業ブログというインターネットに掲載されたことです。

人権侵犯事件で侵犯事実不明確という結果の参考となったのは、最高裁判所の判決ということですが、〇〇〇〇が気になっているところは「その方が健常者である」ということです。

たしかに法律では、障害があっても健常者と同じに扱われなければならないとありますが、自分ではどうしようもない身体的な特徴ゆえに常時制限が有る身体である私達障害者を守るために、日本国は身体障害者福祉法にのっとり障害者手帳を交付し、障害者基本法に基づき、社会的弱者となりうる私達を保護して下さっているのではなかったのでしょうか。

(資料参照)

今回起こった、特定法人A特定代表さんが無断撮影して無承諾で同法人企業ブログに写真掲載した人権侵犯事件は、視覚障害という、見ることに大きな困難が有るといって、自分では対処できない身体的ハンディキャップを悪用されたために起こった事件です。

カメラを向けられても気が付かない、インターネットに掲載されても見るのが難しい身体なので、自分の目で見て掲載が判らないという、身体の個性を悪用して起こったのです。

人権侵犯事件で侵犯事実不明確という結果の参考となった、最高裁判所の判決で登場されている健常者の方は「見ることに困難が無い身体状況である」ということです。

同等の基準でご判断をされることは、相応ではないと考えることも可能です。それから、「特定法人A特定代表さんが無断撮影して無承諾で同法人企業ブログに掲載した写真には小さく写っているし、その写真を見て誰か(〇〇〇〇)ということが判るかどうかということ、また、その人の知名度などで変わる」という説明部分に関しても、納得できかねています。

「特定法人A特定代表さんが無断撮影して無承諾で同法人企業ブログに掲載した写真には小さく写っているし、その写真を見て誰か(〇〇〇〇)ということが判るかどうかということ。」ですが、人権侵犯事件の対象となった写真は〇〇〇〇とパートナーの盲導犬に焦点を絞って撮影されています。〇〇〇〇は小さく写っていても、写真の大いなる特徴は、該当写真すぐ下に添えられてある記載文章「この盲導犬くんと特定名称Aちゃんはお父さんが同じなんだそうです」にもあるように「盲導犬と一緒に写っている」ということと言えます。

私のパートナーの盲導犬はタンデム方式(一頭の盲導犬を盲導犬ユーザー二人で使用する方式)対応の盲導犬ではありません。〇〇〇〇個人が使用するための盲導犬です。それは、〇〇〇〇しか取得していないこの世の中で唯一無二の

犬です。

特定法人Bの2020年3月31日調査結果では、実働している盲導犬頭数は909頭です。実働している盲導犬頭数と同じくらい的人数で盲導犬ユーザーがいるという判断が出来ます。

存命している全世界の人間から〇〇〇〇を探すことは難しくても、日本国内の盲導犬ユーザー約909人の中から〇〇〇〇1人を探すことは難しくありません。

「また、その人の知名度などで変わる」というご説明についてですが、たしかに審査請求人である私は一般人です。知名度と言うことで判断されれば知名度は低いと考えられます。

ですが「盲導犬」の知名度は高いです、外国の認知事情は分かりかねますが、日本国において盲導犬はしっかりと周知が出来ていると思われま

す。そして、盲導犬と盲導犬ユーザーは「一体」とみなされます。それは、盲導犬は盲導犬ユーザーの目となり身体の一部として認められているから

です。盲導犬は盲導犬ユーザーの身体の一部であるという考え方に基づいて、盲導犬ユーザーが盲導犬と社会参加するに当たり「入店拒否をしてはならない」という身体障害者補助犬法が成立しているのではなかったのでしょうか。

(資料参照)

特定年月日A法務局特定支局へ今回の人権侵犯事件のことをご相談させて頂きました時に「盲導犬と暮らしていると多く入店拒否にあう」こともお話させて頂きました。すると特定支局長が「入店拒否があったらご相談してください。入店拒否は人権侵害です。」とおっしゃって下さいました。

たとえ施設側は「盲導犬を拒否していて、盲導犬ユーザーを拒否していない」とお話になられても、実際のところその行為は「盲導犬と一体化している盲導犬ユーザーを否定しているの

であって、人権侵害である」ということです。それなのに今回は、知名度が高く頭数が少ない盲導犬であり、かつタンDEM方式ではない替えがきかず二頭といない盲導犬と、人数が少ない立場である盲導犬ユーザーが写真に撮られているのに「知名度などで変わる」がご考慮されていないような気がいたします。

法務省人権擁護局が保有している特定年月日Aを開始日とする、開示請求者(〇〇〇〇)に係る人権侵犯記録一式が部分開示決定となり、92枚の開示文書を受け取ることが出来ましたが、仮に「知名度」がご考慮されていたとしても、開示文書92枚が部分開示という一部分の開示では、ご考慮があるのかどうか知ることが出来ません。

さらに、特定法人A特定代表さんが行った行為である「工作中的盲導犬を撮影する」という行為自体が「盲導犬ユーザーと盲導犬の命を危険にさらす行為」なのですが、その件も法務局特定支局は「工作中的盲導犬を撮影するという危険行為」をきちんと調べて下さり法務省はご判断されているのか疑問を持って

います。

仕事中の盲導犬を見かけた場合の対応として、各盲導犬育成団体は「盲導犬と盲導犬ユーザーの安全の為」に啓発活動を行って下さっています。

審査請求人である〇〇〇〇が盲導犬とチームを組んで以来感じることなのですが、仕事中の盲導犬に対して行ってはならないことの内「盲導犬に触らない」「盲導犬の気を引かない」「食べ物を与えない」「盲導犬の名前を呼ばない」「盲導犬に話しかけない」は、比較的周知されているように感じています。その一方で「仕事中の盲導犬を撮影してはいけない」知識は、あまり馴染みのない情報とされているように思います。

上記の「盲導犬に触らない」「盲導犬の気を引かない」「食べ物を与えない」「盲導犬の名前を呼ばない」「盲導犬に話しかけない」を実行ならない理由は、盲導犬が仕事に集中できないと盲導犬ユーザーに危険が及ぶからです。盲導犬ユーザーは、盲導犬に命を託して道を歩いたり社会参加をしたりしています。仕事中の盲導犬は、つねに盲導犬ユーザーの安全の為に命をかけて仕事をしてくれています。

「仕事中の盲導犬を撮影してはいけない」ことも同じ理由です。仕事中の盲導犬に関心を持った人が盲導犬のそばでカメラを向けるならば、盲導犬の意識が盲導犬ユーザーよりもカメラを向けた人に移ってしまいます。盲導犬ユーザーは盲導犬から正確な情報を得られなくなり、車道に飛び出したり障害物にぶつかったりなどが起こり、事故や怪我に繋がるのです。加えて、カメラのシャッター音やフラッシュで盲導犬がビックリして動揺してしまった場合、事故や転倒など大変な事態になりかねないのです。

盲導犬の意識を盲導犬ユーザーからそらす行為は、盲導犬ユーザーも盲導犬も、両方の命が危険にさらされるということなのです。

今回、特定法人A特定代表さんが無断撮影して無承諾で同法人企業ブログに掲載した写真は、盲導犬ユーザー（〇〇〇〇）は椅子に座って特定活動しているしパートナーの盲導犬は敷物に伏せてじっとしているから、危険が及ばないのではないかと考えられる方がいらっしゃるかもしれませんが、それは違います。

（資料参照）

私は椅子に座って特定活動していたとしてもパートナーの盲導犬はハーネスを付けており仕事です。パートナーの盲導犬は敷物に伏せて「待機」という仕事に従事しながら、盲導犬ユーザー（〇〇〇〇）の動きや周りの様子を常に確認して安全を図っているのです。

じっとしていても盲導犬はハーネスを付けている間は「工作中」です。盲導犬ユーザーの安全から意識を緩めることは致しません。

盲導犬ユーザー（〇〇〇〇）は椅子に座って特定活動しているしパートナーの盲導犬は敷物に伏せてじっとしているから盲導犬の関心を引くことを行っても

危険が及ばないのではないかと勘違いをして、盲導犬の気を引く行為をされてしまうと、盲導犬の集中が切れて、安全が保てなくなります

(資料参照)

今回特定法人A特定代表さんが〇〇〇〇とパートナーの盲導犬の無断写真撮影を実行しましたが、私のパートナーの盲導犬は〇〇〇〇に意識を向けたまま集中が切れるということは起こりませんでした。それはパートナーの盲導犬が「惑わされてはなりません」と自分で判断できたゆえの賜物であって、いつもこのような結果になるという保証はありません。

もしかしたら、無断撮影にて仕事に対する集中が途絶えた盲導犬が「待機」を怠ってしまい、無断で写真を撮ることを実行した特定法人A特定代表さんの所へ行ってしまう可能性もあります。

また、盲導犬が仕事以外を考えてしまうことによって特定代表さんが気になってしまい、パートナーの盲導犬がコマンド（盲導犬の指示語）通りに仕事ができなくなる状態になることも否定できません。その結果、壁や備品や人間にぶつかることも起こったかもしれないのです。

壁や備品にぶつかるのなら私とパートナーの盲導犬の怪我ですみませんが、もし人間にぶつかったら大変です。無断写真撮影の現場は「特定施設A」です。無断撮影が行われたのは「特定施設A特定行事」です。ステージに上がる資格があるのは視覚障害者と聴覚障害者とその関係者です。観客も視覚障害者と聴覚障害者が多く、加えて肢体不自由者や車椅子ユーザーも沢山観客として来られていらっしゃるのですから、回避が難しい障害者同士がぶつかるのは健常の方にぶつかるより双方の大怪我リスクが上昇してしまいます。

「工作中的盲導犬を撮影してはいけない」ことは、学校の授業でも扱われる内容です。

(資料参照)

補助犬育成団体の特定法人A特定代表さんは、そのお立場故に「工作中的盲導犬を撮影してはいけない」ことはご存じのはずです。

それは「工作中的介助犬・聴導犬も撮影してはならない」のですから、工作中的盲導犬を撮影してはいけないことをご存じと考える方が自然です。

それなのになぜ、〇〇〇〇とパートナーの盲導犬並びに他の（障害者を含む）人間達に、危険が及ぶ行動を選択されたのか理解に苦しんでいます。

特定法人A特定代表さんは補助犬啓発活動も活発な方で、学校の授業でも補助犬の理解を発信されていていらっしゃる、私とパートナーの盲導犬が暮らしやすいよう力を貸して下さる店員さんなど素晴らしい教え子を輩出されていていらっしゃるのにとすると残念でなりません。

(資料参照)

それから、無断で撮影されて悲しい思いをしている盲導犬ユーザーは私だけでは無いらしくて、盲導犬育成団体は無断撮影を社会問題として捉えていて、対

策を練られていらっしゃるようです。

（資料参照）

私は「保有個人情報訂正請求書」「開示請求の理由説明に対する意見書」の中でもお伝えしていますが、盲導犬の写真撮影・インターネット掲載の権利は〇〇〇〇のパートナーの盲導犬育成団体特定施設Bにあり、特定法人A特定代表さんが無断写真撮影して無承諾で写真を寄付やスポンサー企業集めなどの営利目的で同法人企業ブログに掲載したことにより、盲導犬を盲導犬以外の目的で使用されたことによる項目も含め、誓約違反になっています。

（資料参照）

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー（※盲導犬を使ってお金を集める行為）・オーディション・写真撮影を含む）〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に訓練所の承諾を得ます。〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還 使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は、訓練所の指示があれば盲導犬を返還します。

（1）前記の条件や規定に違反し、訓練所の指導に応じなかった場合。〕

しかしながら、盲導犬の写真撮影・インターネット掲載の権利が盲導犬育成団体に有るとするのは、特定施設Bが特別というわけではありません。補助犬育成団体では、よくある権利なのです。

（資料参照）

日本国内に盲導犬育成団体は11団体ありますが、それぞれが独立運営です。盲導犬育成団体11団体それぞれ考え方が違います。

「特定法人C」「特定法人D」「特定法人E」は、公式ホームページにて「盲導犬、訓練犬、パピー犬、繁殖犬、引退犬など、全ての犬の写真は自社盲導犬育成団体に帰属します。」と、だれでも閲覧できる場所（インターネット上）に公開している方法での明言に対し、

〇〇〇〇のパートナーの盲導犬育成団体である特定施設Bは、盲導犬の写真撮影・インターネット掲載の権利が特定施設Bに帰属していることに関して「盲導犬使用に関する誓約書」という、特定施設Bと盲導犬ユーザーで交わす表に出さない書類により言明する考えの方法を選択しているだけで、基本の考え方は「盲導犬の写真は自社盲導犬育成団体に帰属します。」という「特定法人C」「特定法人D」「特定法人E」と、同じ考えであると理解することができます。

上記のように、日本国内において盲導犬と盲導犬ユーザーの無断撮影が社会問題として捉えられ、盲導犬育成団体が問題解決の為に行動を起こして下さっている社会背景があることを、補助犬育成団体特定法人A代表である特定代表さんがご存じでないと思えることは難しく思います。

「盲導犬使用に関する誓約書」は、介助犬聴導犬育成団体特定法人Aも関係する「身体障害者補助犬法」に基づき作成されておりますので、「盲導犬の写真は自社盲導犬育成団体に帰属します。」という内容をご存じと思われま

す。盲導犬育成団体の中には、公式ホームページで言明する手法を選択されておられる盲導犬育成団体が存在することを念頭におきましても、介助犬聴導犬育成団体特定代表さんが知らないはずはないと思えてなりません。

盲導犬育成団体は、無断写真撮影して無承諾で写真をインターネットに掲載する行為は、盲導犬の仕事に対する集中が途切れる危険性や、盲導犬の意識が盲導犬ユーザーから離れてしまうこと、シャッター音やフラッシュで盲導犬が驚くなど、盲導犬と盲導犬ユーザーが安全に歩けなくなる危険行為であることを熟知されておられます。

「特定法人F公式ホームページ」「特定法人G公式ホームページ」「盲導犬使用者に出会ったら」では、盲導犬と盲導犬ユーザーが安全に歩けなくなる危険行為は、盲導犬が仕事に集中できなくなり、事故や怪我に繋がることを理由として伝えて下さっていますが、

(資料参照)

実のところ無断撮影は、盲導犬も盲導犬以外の犬達にとっても、危険な行為なのです。無断撮影されるというのは、盲導犬ユーザーも盲導犬も、一人と一頭が撮影されることをきかされていない行為です。

審査請求書をお読みくださっている方達も来園の経験が有るのではと思われる動物園などでは、フラッシュを禁止しているところは珍しくないことをご存じと思います。

(資料参照)

それに対し無断撮影は、撮影に関して打ち合わせやこちら側の要望を伝えることが出来ず、何も心構えが出来ない状態で行われているのです。

そもそも、盲導犬は人間ではなく犬です。人間と身体の違いが違います。無断撮影と言う同じ違法行為を受けたとしても、人間と犬とでは受けるダメージが違うのです。

犬は私たち人間と違って、暗い場所でも安全に行動できる体の構造をしています。

本来暗闇でも狩りをして生きていた犬は、その瞳の中で「光の量を多くする」という構造を持っています。人間の目の構造と犬の目の構造の大きな違いは、犬の眼球の中には「タペタム」という器官があり、人間にはタペタムがありません。

(資料参照)

「タペタム (t a p e t u m)」とは、網膜の裏にある人間にはない細胞層です。犬は夜に活動していたので、月などのわずかな光だったとしても、網膜を通った光をタペタムで反射させてもう一度網膜に光を通し、わずかな光をより

明るくさせることで、眼球の中が明るくなる仕組みを持っているのだそうです。人が必要とする光量の四分の一程度で対象を判別できるのだそうです。犬は、光の感じ方が繊細になるという仕組みになっている為、逆にわずかな光でも強く感じてしまいますので、明るい場所では瞳孔を細くして光の量を調整しています。

そこで撮影と同時に発動するフラッシュについて着目しますと、正常に目が見えている人の場合、例え人間でも不意にフラッシュを直視すると目が眩みクラクラとします。その反応は、フラッシュの光の刺激が強く、光を認識した時に目から脳に送られる電気信号が強過ぎる為クラクラしてしまうのだそうです。ですが、人間は写真を撮るとわかっていた時にクラクラとしないのは、瞳孔の働きによるものです。人間の場合、人生経験を重ねフラッシュが光ると予測できていると、瞳孔が縮まり目に入ってくる光の刺激を調整してくれます。

(資料参照)

そのことは、人間の赤ちゃんの様子でよくわかります。人生経験の少ない人間の赤ちゃんの場合は、数か月してはっきりと物が見えるようになってくると、人の顔だけでなく物(カメラ)の形も赤ちゃんは覚えていきます。

その結果、人間の赤ちゃんは「カメラはいつも嫌な光が出る」と覚えることによって、カメラを向けただけで目をつむってしまったたり、顔を背けたりする行動をとるようになることがあります。

その行動の理由は、赤ちゃんが人生経験で「カメラ＝(イコール)フラッシュ」を学んだ為の態度と思われれます。赤ちゃんの場合は目の膜も未発達ですので、当然瞳孔の働きも大人と同じではありません。その為、カメラを向けただけで目をつむってしまったたり顔を背けたりするのは、赤ちゃん自身が目に大量の光が入らないようにする為の、自己防御行動なのです。光過敏症発作などが出ないように、赤ちゃん自ら対応しているのです。

しかし犬は「カメラを向けられ撮影されるときにフラッシュが光る」と認識できない為、瞳孔が作用せずに光を調整できず、目をつむたり顔を背けたりする自己防御行動もとることも出来ません。そのために、光の刺激を受けてしまうのだそうです。

その状況は、常に不意にフラッシュ撮影をされているのと同じ事なのです。それに加えて上記説明のように、人が必要とする光量の四分の一程度で対象を判別できる犬の場合は、タペタムが光を増幅するため人間に比べ非常にフラッシュの影響を受けやすく、人間以上に網膜に強い刺激が加わると考えられます。

(資料参照)

無断撮影されるということは、盲導犬ユーザーも盲導犬も自分が撮影されることを理解できていません。私達盲導犬ユーザーの中には、全盲で光が全く判らない人がいる一方、目に入る光が散乱し眩しく感じる羞明(しゅうめい)を患

っている盲導犬ユーザーもいます。羞明とは、通常は苦痛を感じない光量に対して、眩しく不快に感じる状態のことで、眼の痛みや頭痛を伴うこともあります。

無断撮影にて不意にフラッシュ撮影されたならば、通常は苦痛を感じない光量でも苦痛な羞明（しゅうめい）盲導犬ユーザーや、タペタムを体の構造として持ち合わせている盲導犬にとっては、非常に危ないありさまとなります。

フラッシュ撮影が来ると認識している正常に目が見える人は、瞳孔が縮瞳して、光刺激を軽減させる身体的機能がありますが、羞明（しゅうめい）の人は病的な要因がある為、光刺激の軽減には自分に適している方法で対応しないと、どうしても避けることができません。

犬である盲導犬は、カメラを向けられてもフラッシュが起動すると精通していない為、フラッシュの光刺激を避けることが出来ません。犬と言う身体的構造の為、タペタムという組織が有り、人が必要とする光量の四分の一程度で目的物を見分けることができるのですから、目が見える人が突然フラッシュを直視すると目が眩みクラクラする以上に網膜に悪影響があります。

仕事中の盲導犬が突然フラッシュの光刺激によって悪影響を受けた場合、盲導犬と盲導犬に命を託している盲導犬ユーザーにとって、非常に危険な状態になります。

フラッシュの光刺激によって悪影響を受けた盲導犬が、安全に盲導犬ユーザーを導けない境遇に陥る可能性があるのです。

盲導犬ユーザーが、フラッシュの光刺激によって盲導犬が悪影響を受けていると自覚できればまだましかもしれないと考えることもできますが、盲導犬ユーザーは目が見えないもしくは非常に見えにくい人間です。盲導犬にフラッシュの光刺激があったのかどうか判らないかもしれません。何が起こっているのかが判らなかつたら、対応するのは困難と考えられます。

そして、羞明（しゅうめい）を患っている盲導犬ユーザーだった場合は、盲導犬と一緒にフラッシュの光刺激によって悪影響を受けてしまうかもしれません。一人と一頭が眩しすぎて悪影響が出てしまったら、盲導犬が安全に盲導犬ユーザーを導けないだけでなく、羞明（しゅうめい）で苦しんでいる盲導犬ユーザーも身体の異変が起こる為、盲導犬も盲導犬ユーザーも極めて危険な状態に陥ります。

それならば、一時停止すれば良いのではないかと思われるかもしれませんが、盲導犬と盲導犬ユーザーは、どの場所でも一時停止することができるわけではありません。

盲導犬訓練士から踏切など視覚障害者の事故の多い所では「事故を防ぐため止まらずに一気に歩ききってください」と教えられている場所もあります。盲導犬と盲導犬ユーザーが、いつでもどこでも止まれるわけではないのです。

そのため一時停止するには、停止しても安全な場所を盲導犬ユーザーが探す必

要があります。

それから、安全な停止場所が定めれば盲導犬にコマンド（盲導犬の命令語）を出し、安全な停止場所へ向かいます。その後、安全な停止場所で盲導犬に止まるようコマンドを出して盲導犬が停止場所で止まれば、初めて盲導犬ユーザーも止まることができるのです。盲導犬のハーネスから伸びているハンドルを盲導犬ユーザーが握っている時は盲導犬に主導権があり、盲導犬ユーザーが自分勝手に止まることはできません。停止のコマンドを出して盲導犬が止まらない限り、盲導犬ユーザーがハンドルを引っ張るなどして「人が止めてはならない」と、特定施設Bから教わっているのです。無断撮影は事前に打ち合わせが無い行為ですので、カメラフラッシュの悪影響や、盲導犬と盲導犬ユーザーに降りかかる危機をお伝えすることも出来ません。加えて、カメラのシャッター音やフラッシュで盲導犬の仕事に対する集中も途切れてしまうという、盲導犬ユーザーと盲導犬が危険にさらされる悪い行状と思われます。

上記内容により、特定法人A特定代表さんが行った行為である「工作中的盲導犬を撮影する」という行為自体が「盲導犬ユーザーと盲導犬の命を危険にさらす行為」なのですが、その件も法務局特定支局は「工作中的盲導犬を撮影するという危険行為」をきちんと調べて下さり法務省はご判断されているのか疑問を持っています。

この審査請求書をお目通し下さっていらっしゃる皆様もご存じと思われますが、重度視覚障害者は移動困難者です。目が不自由な私達が歩行中に、車や自転車と接触するなどして「命綱」の白杖（はくじょう）が折れるケースが全国で頻発している現実をご存じでしょうか。

特定法人Hの2013年調査では、回答した視覚障害者457人中、213人（46・6%）が車や自転車と接触して白杖を折られたり、破損したりしたことがあったと回答結果が出ています。それは、視覚障害者の半数近くが1度は白杖が破損した経験があるという調査結果です。特定法人Hの全国調査によると、歩行者同士の接触による被害も含めれば、さらに多いとみられると、見解しています。

その事実は、人身事故へと発展し、被害者になる例も少なくないのです。

視覚障害者側から接触を避けるのは難しく、特定法人Iは「視覚障害者は命懸けの覚悟で外出している現実を知ってほしい」と訴えるコメントを出しています。

（資料参照）

審査請求書をお目通し下さっていらっしゃる皆様は、視覚障害者の道路歩行中事故や電車利用時のプラットフォームからの転落事故など、視覚障害者が命を落とした痛ましい事故をニュースなどで知って頂いた回数は、一度や二度では無いと思います。

審査請求人（〇〇〇〇）は、視覚障害者である自分自身が生き抜くため危険な

目にあうことなく移動できる技術，すなわち交通サバイバル技術を身につける必要があると判断し，白杖単独歩行訓練と盲導犬歩行訓練を終了致しましたが，視覚障害者が命を落とすという悲しい事故は，自分自身にも起こりえる事故と常に思っています。

視覚障害者の盲導犬歩行は，たしかに白杖単独歩行に比べれば安全が上がります。

しかし，盲導犬歩行においても安全を確保するためには周囲の方達の理解と協力が不可欠なのです。

盲導犬育成団体が，どれほど優秀な盲導犬を育成し社会に送り出して下さったとしても，盲導犬の訓練された能力が発揮できる状況下において人間の安全が初めて確保できるのであって，「工作中的盲導犬を撮影する」など，盲導犬の能力発揮を困難にする状況下では「人も犬も命を落としかねない。」のです。2016年警察庁の緊急調査によると，視覚障害者が巻き込まれた交通事故は昨年44件あり，死亡3件，重傷12件，軽傷29件だそうです。

（資料参照）

交通戦争と言われる日本国内での視覚障害者の交通安全は，「おもいやりの気持ち」や「福祉のこころ」だけで確保できるものではないと思います。

むしろそのような抽象的なスローガンよりも，具体的に「一人ひとりができること，しなくてはならないこと」を明確化し，伝えていかななくてはならないのではないのでしょうか。

いずれにしても，まずは「知ること」が基本となると思われます。盲導犬ユーザーである視覚障害者は何に困っているのか，何を求めているのか，どのように感じているのかを広く知ることが必要と思います。そのような「知ること」の働きがあったのち，日本国が何をすべきであるのかがわかってくると考えることも可能と思われます。

その，審査請求人（〇〇〇〇）とパートナーの盲導犬の命がかかっている重要な内容「工作中的盲導犬を撮影するという命に係わる危険行為」を，法務局特定支局は相応しく調べて下さり法務省はご判断されているのかどうか，パートナーの盲導犬の育成団体特定施設Bに調査があった故の「侵犯事実不明確」なのかどうか，疑問を払拭できません。

特定年月日A法務局特定支局にご相談に伺ったとき頂戴しましたパンフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」にこのように書かれてありました。

（資料参照）

「法務局による相談・救済制度のご案内」

“調査救済制度”のメリット

- 国の機関として，中立公正な立場で関わります。
- 秘密は必ず守ります。
- 経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。

柔軟

● 事情をよくお聴きし、適切な助言を行います。

● 事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を目指します。（当事者間の関係調整や接辞等）

● 手続き終了後も必要に応じてアフターケアを行いません。

③ 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

「特定施設A特定行事」という視覚障害者聴覚障害者の祭典で、会場内は撮影禁止であるのに重度視覚障害と判る盲導犬ユーザーと視覚障害者補助犬（盲導犬）に焦点を絞った写真を無断撮影し、無承諾で身体障害者補助犬育成団体企業ブログに掲載した人権侵犯事件なのですから、

「③救済措置 調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。」とは、

障害者に関する事柄の理解を促進することを目的にした障害者理解教育と考えることが相当と考えます。偏見やネガティブな態度を是正していく上で、障害者理解教育は不可欠であるという認識が世界的に広がってきているのですから、日本国（法務省）にもお力添えをお願いしたいです。

（資料参照）

特定法人A企業ブログの掲載のされ方は、「私とパートナーの盲導犬が被写体のメインになっている写真の掲載」及び「パートナーの盲導犬と特定名称A号はお父さんが同じであるという、特定代表さんであっても簡単に知ることができないマニアックな情報を入手し、写真の説明に付け加えている」ことからしても、数多くの誤解を招く掲載方法です。

本来、特定代表さんは「特定法人A企業ブログ：カテゴリ：特定法人A活動報告：特定施設A特定行事に参加しました」と、特定法人A活動報告記事を書くにあたり、特定法人A関係者で無い○○○○とパートナーの盲導犬に焦点を絞った写真撮影の必要は全く無く、私とパートナーの盲導犬の個人情報やパーソナル情報を載せる必要も一切ありません。

特定法人A活動報告の公表目的ならば、関係者でない私とパートナーの盲導犬の情報は、確実に不要です。

それは、介助犬聴導犬育成団体特定法人Aが企業ブログを開いている目的は「介助犬と聴導犬の周知や営業促進」のためであり、「盲導犬」ではないからです。

私とパートナーの盲導犬が掲載された特定法人A企業ブログ記事「特定施設A特定行事に参加しました」の記事の流れは、初めのテーマは聴導犬介助犬に向けてテーマがありますが、私とパートナーの盲導犬の写真上部の説明文「盲導犬使用者さんもたくさん参加されていました」から下の部分は全て「盲導犬」

「盲導犬ユーザー」「特定施設B」がテーマに置き換わっています。

特定代表さんが特定法人A企業ブログ記事「特定施設A特定行事に参加しました」を使って、第三者に訴えたい内容が変わってきています。

「特定施設A特定行事」という視覚障害者聴覚障害者の祭典で、撮影禁止会場にて重度視覚障害であると判る盲導犬ユーザーと視覚障害者補助犬（盲導犬）を狙い撃ちで無断撮影し、無承諾で身体障害者補助犬育成団体企業ブログに説明文章付きで掲載した人権侵犯事件は、「障害者」というラベルを貼り、健常者とは違った「障害者」の世界に住む人であると捉える、偏った見方が社会の中に根強く存在することを強調している事実は否定できません。

人格や能力を適正に評価することなく、重度視覚障害と判る盲導犬ユーザーと視覚障害者補助犬（盲導犬）を取り上げて「障害者」ということで健常者とは違っている部分に注目させる手法で写真を掲載する仕方は、障害者差別意識だけではすみません。

パートナーの盲導犬の育成団体であり盲導犬業界大手で日本国内第〇位の実績を兼ね備えている特定施設Bの盲導犬と特定施設B盲導犬ユーザーを説明文付きで掲載していること、同じ企業ブログ記事に特定施設Bデモ犬二頭の写真も併せて掲載することは、特定施設Bの知名度を悪用しているとも思われます。

（「デモ犬」とは、デモンストレーションをする犬たちのことです。ふれあいや体験歩行をしたり、盲導犬のことを広く社会に知ってもらうお仕事をしてきています。普段デモ犬たちは、デモ犬ボランティア宅で生活しています。）特定施設Bの現役盲導犬合計三頭と現役盲導犬ユーザー一人を説明文も加えて掲載することによって、まるで使用許諾を得てアップロードしているような印象を与えています。

盲導犬も一頭一頭、写真やインターネット掲載の権利は特定施設Bに帰属しています。一頭ずつ別々に承諾を得なければ違法行為です。

（資料参照）

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に訓練所の承諾を得ます。〕

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。つまり、盲導犬を三頭写真撮影したいのならば、一頭ずつ承諾を得る必要が有ります。さらに、盲導犬を三頭インターネットに掲載したい時も同様で、個別に承諾を得なくてはなりません。ですが、現役盲導犬三頭と現役盲導犬ユーザー一人のデモンストレーション時の承諾を得るのは、なかなかハードルが高いと思われる状況です。

私がパートナーの盲導犬とともに特定活動することは、「盲導犬使用に関する

誓約書」の〔1. 使用目的（3）盲導犬啓発のため、公の場でのデモンストレーション・講演などを行う場合は事前に訓練所の承諾を得ます。〕の、項目に当てはまるので、事前に特定施設Bに連絡を入れ承諾を得ていました。

デモ犬二頭は、ふれあいや体験歩行、盲導犬のことを広く社会に知ってもらうお仕事などで、特定施設A特定行事に来ていました。写真は特定施設Bブースにて二頭とも「敷物の上で待機」というデモンストレーション中です。

しかしながら、その高いハードルをクリアしたのだと、特定法人Aの格が上がったように感じる掲載方法は、パブリシティ権に関係するのではないのでしょうか。

有名人たちは芸能プロダクションと共に顧客吸引力を高める為に努力しています。有名人の写真を自己の宣伝に使うのは、無断使用者が吸引力にタダ乗りしていることになるので、パブリシティ権で守られています。

盲導犬・介助犬・聴導犬という補助犬三種の育成団体で考えましても、特定施設Bは、業界第〇位の実績と歴史を持っています。

私達、特定施設Bの盲導犬ユーザーであったとしても「盲導犬使用に関する誓約書」に基づいて、

（資料参照）

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（3）盲導犬啓発のため、公の場でのデモンストレーション・講演などを行う場合は事前に訓練所の承諾を得ます。〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に訓練所の承諾を得ます。〕

に、該当する際には「特定施設B」の名前を出すことも許可を取って行動しています。

「どの育成団体の盲導犬であるのか」「どの育成団体の盲導犬ユーザーであるのか」を発信することは、社会に影響が伴う理由から、事前に特定施設Bに承諾を得て行動しているのです。

上記理由を頭におきましても、法務局特定支局が適切にご調査くださった結果、法務省が侵犯事実不明確という結果を下されたのか疑問に思います。

92枚の開示文書の内容によって人権侵犯事件の結果が左右されるのですから、正しい情報が保存されることを望みます。

保有個人情報訂正請求書通りに、訂正を求めます。

別紙 2（意見書）

私（〇〇〇〇）は、「特定年月日 A を開始日とする、〇〇〇〇に係る人権侵犯事件の記録一式」の開示請求をさせて頂きました。

開示請求をさせて頂きました一番強い理由は、相手方である特定法人 A 特定代表さんが法務局特定支局の聞き取り調査に対して、事実でないことを返答している可能性があり、事実でないことが真実の出来事として法務省に保管されることを望まない為です。

次の理由として、特定年月日 F、法務局特定支局から、特定法人 A 特定代表さんが〇〇〇〇とパートナーの盲導犬に焦点を絞って撮影した写真を同法人企業ブログに説明文付きで掲載した人権侵害に対して、法務省までお話が上がり「侵犯事実不明確」という結果を下されたと聞かされました。

特定年月日 A、法務局特定支局でご相談後人権侵犯事件として取り上げて頂くようお願いした時、法務局特定支局特定支局長から「特定法人 A に聞き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明が有りました。

9 2 枚の開示文書の中身が、真実でない記載が多数見受けられる為、保有個人情報訂正請求書を提出させて頂きました。

その結果、不訂正決定となりましたため、審査請求をさせて頂く運びとなりました。

間違っている内容を真実として法務省で保存され続けることは、私にとって苦痛です。

間違っています内容を真実として法務省で保存され続けることは、私も私以外の方達にとって侵害行為と思われるます。

何卒、よろしくお願い致します。

特定法人 A 特定代表さんによって、〇〇〇〇とパートナーの盲導犬に焦点を絞って撮影した写真を同法人企業ブログに説明文付きで営利目的で掲載したという人権侵害「人権侵犯事件」は、特定年月日 D 特定施設 A 特定行事で起こりました。

当日（特定年月日 D）付けで特定法人 A 企業ブログに掲載されました。

そのことを私が知り、行動を起こしたのは特定年月日 G からです。

特定年月日 G

●特定施設 A 特定職員 F さんに電話を入れました。

特定年月日 D 特定施設 A 特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、特定法人 A のブログに掲載されていることをお伝えしました。

特定施設 A 側から、撮影やブログ掲載の許可は出していないことを確認しました。

特定施設 A 特定職員 F さんに、お電話をつないだまま、特定年月日 D 特定施設

A 特定行事の特定法人 A のブログ記事を見ていただき、私とパートナーの盲導犬の写真が掲載されていることを、特定施設 A 特定職員 F さんに、ご確認頂きました。

特定年月日 H 特定時刻 A

●特定施設 A 特定職員 F さんからお電話が入りました。

特定年月日 H 特定法人 A の特定代表さんに、特定職員 F さんが電話を入れてくださり、返事が得られましたとのこと。

特定代表さんは、「特定施設 A 特定行事のブログは自分が書いたもので、覚えています。」と、特定職員 F さんにお話しされたとのこと。

特定代表さんは、特定会の参加グループに関しては、責任者の方に許可を取られ、「是非どうぞ。」とのことで、ブログに載せたとのこと。

特定代表さんは、私達は、「横顔だしボケているのでいいかと思い、許可を取らずにブログに載せた。」とのこと。

特定代表さんから、「ブログの写真を削除か、スタンプやぼかしを顔に入れることも出来る。」と、特定職員 F さんにお話しされたとのこと。

特定職員 F さんは、「〇〇（審査請求人の氏。以下同じ。）さんにきいて、返事をします。」と答え、私に電話を入れてくださっているとのこと。

私から特定職員 F さんに、「私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しい理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいること。

その店員さんは、特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること。

特定法人 A のブログは、その店員さんのように、補助犬に対して深いご理解や正しい応援をくださっている方々、さらには、スポンサー企業やご支援されておられる個人の方達が多くご覧になっていらっしゃる可能性が高いこと。

店員さんのように、私とパートナーの盲導犬、さらに特定法人 A の両方をご存じで、補助犬について正しいご理解を示して下さっている方も実在し、ブログをご覧になっていらっしゃる可能性もあること。

安易に修正をすることによって、行政が推進されている補助犬事業に影響が出かねないことを懸念しています。」と、特定職員 F さんにお話ししました。

それで、私から特定職員 F さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設 A 特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人 A の特定代表さんにお伝えくださるよう、特定職員 F さんをお願いしました。

特定年月日 I

特定施設 B 特定所長 B に電話を入れました。

全て無断で、特定法人 A のブログに載せられていることを報告しました。

特定施設 A の特定職員 F さんが、特定法人 A 特定代表さんに確認くださったこ

とも、報告しました。

私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいることと、その店員さんは、特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であることも、報告しました。

特定所長Bにも、安易に修正をすることによって、行政が推進されている補助犬事業に影響が出かねないことを懸念していることをお話ししました。

私からは、特定施設A特定職員Fさんを通して、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださるようお話ししていることも、特定所長Bに報告しました。

特定所長Bからも、特定法人A特定代表さんに連絡してくださることになりました。（特定年月日Iの電話後、特定所長Bが、特定法人A特定代表さんに電話を入れてくださったことを、特定年月日J午前、電話で確認しました。）

●特定施設A特定所長Aに電話を入れました。

特定施設A特定職員Fさんにお話しさせていただいている、特定年月日D特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、特定法人Aのブログに、無許可で掲載されていることをご存じかどうか、確認しました。

特定施設A特定所長Aにも、私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれとても親切にして下さる店員さんがいらっしゃり、その店員さんは特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であることも、報告しました。特定施設A特定所長Aにも、「安易に修正をすることによって、行政が推進されている補助犬事業に影響が出かねないことを懸念しています」ことを、お話ししました。

このお電話のあと、特定県庁障害福祉課に連絡を入れることを、特定施設A特定所長Aにお話ししました。

●特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、電話を入れました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、特定年月日D特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、撮影やブログ掲載の許可無く、全て無断で特定法人Aのブログに載せられていることをお話ししました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、お電話をつないだまま、特定年月日D特定施設A特定行事の特定法人Aのブログを見ていただき、私とパートナーの盲導犬の写真が掲載されていることを、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにも、ご確認頂けました。

特定施設Aの特定職員Fさんが、特定年月日H特定法人A特定代表さんに、直接お電話を入れてくださり、特定代表さんにご確認くださったことも、お話ししました。

特定法人A特定代表さんは、「特定施設A特定行事のブログは、自分が書いた
ので覚えています。」と、特定職員Fさんに話されたとのこと。

特定代表さんは、特定会の参加グループに関しては、責任者の方に許可を取っ
てあり、「是非どうぞ。」とのことで、ブログに載せたとのこと。

特定代表さんは、私達は、「横顔だしボケているのでいいか」と思い、許可を
取らずにブログに載せたとのこと。

特定代表さんから、「ブログの写真を削除か、スタンプやぼかしを顔に入れる
ことも出来る。」と、特定職員Fさんにお話しされたとのこと。

特定職員Fさんは、「〇〇さんにきいて、返事をします。」と答え、私に電話
を入れてくださったこと。

私から特定職員Gさんに、「私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対し
て正しいご理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいらっしゃるこ
と。

その店員さんは、特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子
で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること。

特定法人Aのブログは、その店員さんのように、補助犬に対しての深いご理解
や正しい応援をくださっていらっしゃる方々、さらには、スポンサー企業や、
ご支援されておられる個人の方達が多くご覧になっていらっしゃる可能性が高
いこと。

店員さんのように、私とパートナーの盲導犬、さらに特定法人Aの両方をご存
じで、補助犬に正しいご理解を示して下さっている方も実在し、ブログをご
覧になっていらっしゃる可能性もあること。

安易に修正をすることによって、補助犬事業に影響が出かねないことを懸念し
ています。」ことを、特定職員Gさんにお話ししました。

特定職員Gさんに、特定施設A特定職員Fさんに、「私に考える時間がほしい
ため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にし
ていてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんにお伝
えくださるよう、特定職員Fさんをお願いしていることとお話ししました。

特定年月日I、特定職員Gさんにお電話を入れる前に、特定施設A特定所長A
にお電話を入れ、お話を直接していますことを、特定職員Gさんにお話ししま
した。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが、特定法人Aにご連絡を入れてくださる
運びになったので、特定施設A特定職員Fさんにお話しさせて頂きましたこと
と同じ内容、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特
定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事しま
す。」と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定職員Gさん
にもお願いをしました。

特定年月日K午後

●特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが、特定法人Aの特定代表さんに電話を入れてくださりました。（特定年月日J午前、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんから頂いたお電話で確認する。）

特定年月日L

●特定法人Aのブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が、全て消えていることを確認しました。

特定年月日M

●特定時刻B 家の固定電話が鳴りましたが他の家族は不在で、私は固定電話の近くにいないため移動していました。固定電話の着信に気がついてから電話のコール回数を数えながら移動を続けていましたところ、コール回数が多すぎること気が付きました。不審に思い、電話に出なかったところ、電話は切れました。固定電話の着信に気がついてからコール回数を数えただけでも、40回は越えて電話は切れました。

●特定時刻C また、家の固定電話が鳴りましたが、他の家族は不在のままでした。固定電話のコール回数を数えましたが、多すぎるので怖く感じ、電話に出なかったら、切れました。その後、家族が帰宅し、固定電話にコール回数が40回以上の電話が2回かかってきて怖かったことを伝えると、固定電話の着信履歴を見てくれました。特定時刻B、特定時刻Cの両方とも「特定県庁障害福祉課」からの着信でした。

特定年月日J特定時刻D

●特定県庁障害福祉課特定職員Gさんから、電話が入りました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんから、「昨日電話しましたが、出なかったので、今日もかけました。」と、話されました。昨日の特定時刻B、特定時刻Cの固定電話にあった特定県庁障害福祉課からの着信は、特定職員Gさんからでした。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんから、特定年月日K午後、特定法人A特定代表さんに、お電話を入れてくださったとききました。

特定法人A特定代表さんは、「特定法人Aのブログに〇〇さんを載せたのは、「みんなに知ってほしかった。」から」と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお話しされたそうです。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんから特定法人A特定代表さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださったことをききました。

特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに話されたとききました。

私自身が違和感を覚え、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、特定年月日L

特定法人Aのブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が全て消えていることとお話しし、お電話をつないだまま特定職員Gさんに、特定法人Aのブログをご確認いただき、ブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が、全て消えていることを、特定職員Gさんに目視でご確認頂きました。特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、今現在、特定施設A特定行事の記事が全て消えていることを、特定県庁障害福祉課の他の職員さんにも、目視でご確認いただきたいこととお話ししました。

さらに、私は目視が難しいため、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、「今後特定法人Aのブログの、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が、どのような運びになるのかを、定期的にご確認いただきたいです。」と、お願いしました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが、ブログが消えていることを、特定法人Aにたずねて下さるとお話しくださりましたが、私自身も確認したいため、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、今後特定法人Aに連絡を入れることを待っていただくようお願いしました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが、特定施設A特定職員Fさんに直接確認のお電話を入れてくださり、「特定法人A特定代表さんは、特定会の参加グループに関しては、責任者の方に許可を取ってある」と、話された内容は、特定代表さんと特定会の責任者が、知り合いときいたため、許可をとられたと勘違いがあり、実際には、特定会の参加グループにも、責任者の方に許可をとっていませんでした。」とのこと。

特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに「特定会の責任者の方とは、今日までも連絡は全く取っていない。」と、特定職員Gさんに話されたそう。

●特定施設A特定所長Aに電話を入れました。

特定年月日I特定県庁障害福祉課に電話を入れ、特定施設A特定行事に参加時の、私とパートナーの盲導犬の写真が、撮影やブログ掲載の許可無く、全て無断で特定法人Aのブログに載せられていますことを、お話しさせていただきましたことを、報告しました。

特定施設A特定所長Aに、特定年月日L特定法人Aのブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が、全て消えていることとお話しし、特定所長Aに、「何かブログ記事が全て消えている理由をご存じないでしょうか。」と、お尋ねしましたが、何もご存じないとのことでした。

特定施設A特定職員Fさんは、「今（電話をしている現在）は、出張にて不在で、すぐに確認が取れないが、特定職員Fさんから特定所長Aに報告がないこともあり、ブログが全て消えている理由はわからない。」そうです。

●特定施設B特定所長Bに電話を入れました。

特定年月日I特定県庁障害福祉課に電話を入れ、特定施設A特定行事に参加時

の、私とパートナーの盲導犬の写真が、撮影やブログ掲載の許可無く、全て無断で特定法人Aのブログに載せられていることをお話ししましたことを、報告しました。

特定年月日L特定法人Aのブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が、全て消えていることをお話ししました。

特定所長Bは、特定年月日Iの電話後、特定法人A特定代表さんに、お電話を入れてくださったことを確認しました。

特定所長Bは、「〇〇さんとパートナーの盲導犬に対して、とても親切にしてお下さる店員さんがおられ、その店員さんは、特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること」を、お話しくださり、「〇〇さん自身がショックを受けている」ことを、お話しくださったそうです。

特定所長Bは、特定法人A特定代表さんに、「特定法人Aのブログに関しては、〇〇さんが特定施設Aに相談しているので、そちらから連絡が入るだろう。」と、話してくださったそうです。

特定所長Bは、「特定法人Aのブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が全て消えていることに関しては、何もわからない。」そうです。

特定年月日J午後

●特定施設A特定所長Aから電話が入りました。

特定施設A特定所長Aと私が電話中のときは、特定職員Fさんは出張で施設に不在だったが、午後になり、特定職員Fさんが出張から施設に戻られ、特定年月日J午前中、特定職員Fさんが出張のため特定施設Aを出発される前に、特定法人A特定代表さんが特定職員Fさんを訪ねてこられ、「〇〇さんに謝罪したいため、〇〇さんの連絡先を教えてください。」と話されて、特定職員Fさんは、「〇〇さんに確認しないと教えられない。」ことを、特定代表さんにお伝えされ、出張に出られたそうです。

出張から戻られた特定職員Fさんから、特定所長Aに報告が入り、〇〇さんにお電話を入れています。とのことでした。

私から、特定施設A特定所長Aに、

「特定施設A特定職員Fさんと、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんを通じて、私の意向、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんにお伝えいただいています。

特定年月日K特定県庁障害福祉課特定職員Gさんには、特定法人A特定代表さんご自身が、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、お話しされたと、おききしています。

それなのに、翌日、特定年月日Lには、私の意向とは真逆の対応、特定法人A

のブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事に対し、全削除の対応がなされています。

お伝えさせて頂いている私方の意向と、真逆の対応をされている特定法人A特定代表さんからの、謝罪の申し入れが出ていること自体が、理解しがたいお話であり、私の連絡先をお教えすることはできません。」と、特定所長Aにお話ししました。

続けて特定所長Aに、「特定法人A特定代表さんは、特定年月日D特定施設A特定行事のブログの返事が、特定施設Aから入ると思われているがゆえ、特定職員Fさんを訪ね、私の連絡先をきかれたのだと思います。特定代表さんが、返事は特定施設Aから入ると思われている以上、今後も私に関しての内容で、特定代表さんが再び、特定施設Aに近づく可能性があります。

それで、私からの返答は、特定施設Aを通じては出ないことを、特定法人A特定代表さんにお伝えください。

そうすれば、特定代表さんが私に関する内容で、再度、特定施設Aに近づくことは避けられると思います。

私にとって特定施設Aは、途中で視覚障害を負った私を助けてくださっています大切な施設であり、お世話になり続けています先生方が、沢山いらっしゃいます。

施設の先生方に、これ以上、必要でない仕事を増やしたくはありません。

それで、特定所長Aから特定法人A特定代表さんに「私からの返答は、特定施設Aを通じては出ない。」ことだけを、お伝えください。」と、お願いしました。

特定年月日N午後

●特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、電話を入れました。

私は特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに「特定年月日J午前のお電話の時に、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが、ブログが消えていることを、特定法人Aにたずねて下さるとお話しくださりましたが、私自身も確認したいため、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、今後特定法人Aに連絡を入れることを待っていただくようお願いしました。

その後、私もブログが消えている理由を調べてみたのですがわかりませんでした。特定年月日Jから1か月経過しましたのでお電話を入れました。待ってくださって、ありがとうございます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに話しました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんも、特定年月日J以後、特定法人A特定代表さんに連絡をとっていないことを、お話しくださり、特定法人A特定代表さんとお話しされたのは、特定年月日K午後の一度だけだとお話しくださりました。

私から特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、特定年月日Lから、特定法人A

のブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事に対し、全削除の対応がなされていますことを特定年月日J午前のお電話でお話しし、お電話をつないだまま特定職員Gさんに、特定法人Aのブログをご確認いただき、ブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が、全て消えていますことを、特定職員Gさんご自身に、目視でご確認頂けました。

それ以後も今日まで、特定法人Aのブログの確認を続けましたところ、特定年月日D特定施設A特定行事の記事に対し、全削除の対応が続いています。

1か月以上にわたる全削除が継続しておりますので、これは「一時的な記事の取り下げではなく、全削除の対応となっている。」と、確信が持てました。

特定年月日Jの特定県庁障害福祉課特定職員Gさんからのお電話で、

特定年月日K午後、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんから特定法人A特定代表さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださったことをききました。

その返答として、特定法人Aの特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお話されたとききました。

特定法人A特定代表さんは、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由を知りたいです。

と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお話ししました。

続けて、「私から特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお願ひがあります。私は重度の視覚障害があります。見えている人達のように、電話の内容をメモに取りながら話したり、メモを確認したりしながら電話をすることは難しいです。このような大事な電話は、スピーカー機能を使い家族にも電話がきこえるようにして、家族がそばにつき、メモをとってくれています。

今日、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに特定法人A特定代表さんにご確認いただきたい内容「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由がわかりましたら、

これからは、お電話ではなく「文書」の形で、お返事を戴きたいです。

文書でいただけますと、家族がメモをとる必要が無くなりますし、勘違いなどが起こることを防ぐことができます。

そして、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが特定法人A特定代表さんとお電話された特定年月日K午後のやり取りも、文書の形で戴きたいです。

その文書には「特定県障害福祉課特定職員Gさん」からの文書とわかる形でいただきたいので、特定県障害福祉課特定職員Gさんのお名前と印を入れて欲しいです。」と、お願いいたしました。

特定県障害福祉課特定職員Gさんは「上司に確認しないと単独での判断はできない」とのことでしたので、私は「上司に確認を取ってください。もし、上司に確認を取っても文書での回答が難しいとのご判断ならば、その件も文書での回答をお願いします。ご判断くださった上司のお名前と印が入った文書を郵送してください。これからはお電話では無く、文書での回答をお願いいたします。」と、お願いしました。

●特定年月日O特定時刻E

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

固定電話のコール回数が多くて、怖かったです。

●特定年月日O特定時刻F

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

●特定年月日P特定時刻G

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

●特定年月日Q特定時刻H

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

私も家族も電話の近くにおいて、家族が特定県庁障害福祉課からかかっているとすぐ教えてくれましたが、文書での返答をお願いしているため電話をとりませんでした。

固定電話のコール回数を数えましたが、52回も鳴りました。

私も家族も、固定電話が鳴ることに対して、恐怖を感じるようになりました。

文書での回答をお願いしているにも関わらず、特定県庁障害福祉課から文書の回答も無いまま固定電話へ何度も着信があり、しかも一度の着信でコール回数が52回も有り多すぎるため、私も家族もストレスを抱えるようになりました。それで、特定県庁障害福祉課特定役職に連絡を取ろうと考えました。

●特定年月日R午後

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんにお電話を入れました。

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは「報告はきいています。特定職員Gから、〇〇さんのところに何度も電話をしているが、出ないとも聞いています。」

と、話されましたので、「特定年月日N特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお電話をして、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課に

された返答と真逆のことをなぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由がわかりましたら、これからは、お電話ではなく「文書」の形で載きたいです。」と、お話ししています。」と特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんにお話ししました。

ブログの全削除については、特定法人A特定代表さんから特定年月日N以降に回答が入っており、「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」と、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんがお話しくださりました。

「文書のことも含め、確認してから、特定職員Gから折り返しお電話を入れるようにします。」と、話されましたが、私は「特定職員Gさんではなく、特定職員Hさんから直接お電話ください。」とお願いしましたところ、特定職員Hさんからお電話くださることになりました。

そのまま待っていましたら、同日中に、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんからお電話が入りました。

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは「特定県は、中立的な立場をとっておりますので、そういった個人間でのやりとり、（特定法人A）特定代表さんと県とのやり取りに対して、県と個人のやり取りを、文書のような形でお出しすることは非常に難しい。」と、話されるので、

私から特定職員Hさんに「なぜですか？個人間ではないですよ。特定法人Aという企業ですよ。」と話しましたが、

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは、「個人間のトラブルに県がその中に入って仲介をするといったことは、立場上非常に難しい。」と、あくまでも「企業では無く、個人間」の一点張りで、文書での回答は聞き入れられませんでした。

私とパートナー盲導犬を無断撮影した写真が無承諾で載せられたのは、特定法人A企業ブログという営利目的のインターネットページです。私とパートナー盲導犬を無断撮影した写真を活動資金（募金）集めなどに使われているのにご理解頂けず悲しい思いでいます。

特定県庁内で障害者担当部署である特定県庁障害福祉課に、視覚障害の為電話内容の記録を行うことや、記録を見ながらお電話をするのに困難があるとお伝えしました。自分ではどうしようもない身体的特徴ゆえの配慮として「文書」の申し出を致しましたが、分かって頂けず残念な気持ちでいっぱいです。

平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されております。この法律では「国と地方公共団体は義務化」されておりますことを念頭に考えましても、非常に残念でなりません。

（資料参照）

そして、それだけではなく、特定県庁障害福祉課はこれまでに無かった対応

「個人間のトラブル」という扱いに、突然変わっていました。

さらに、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは、

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、肖像権とかプライバシー侵害と言ったところに対してはですね、それに関して要は、〇〇さんと直接お話をしたいと言われていています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「県は立場上、個人間のトラブルという、もめごとに対して、県として介入することが難しい。県がやれない以上は、そこは特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇さんとで、直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」と、話されました。

それで私は、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんに「相手が特定法人Aという福祉事業者であったとしても、これは個人間のトラブルとして県庁障害福祉課は捉えられているということで、間に特定県庁障害福祉課が入って話すべき案件ではないというご判断ですね。」と、質問させて頂きますと、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは「そうです。」と答えられ、続けて私から、「それともう一点は、特定県庁障害福祉課が間に入らない形を取られるとのことで、〇〇〇〇と特定法人A特定代表さんと直接交渉をして、話を進める必要性があるというご判断ですか。」と、ご質問しますと、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは「直接、〇〇さんと特定代表さんと直接連絡をし合ってください。」とのことでした。

それで私から、「それは、県庁障害福祉課がだされたお答えですか。それとも特定職員Hさん個人が出されたお答えですか。」と、お尋ねしましたら、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは「障害福祉課として出しています。」と、きっぱり言われました。

それから私は、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんが「文書のことも含め、確認してからお電話を〇〇〇〇に入れて下さる」とお話されましたので、どなたに確認を取られたのか質問を特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんにさせて頂きました。

「私（〇〇〇〇）の方から今日初めて特定職員Hさんにお電話させて頂きましてお時間戴けましたことを感謝いたします。先ほどのお電話を切ってから、今のお電話を戴くまでの間に特定職員Hさんがご確認下さったのは特定職員Gさん一人ですか。それと、特定代表さんにもですか」

それに対して、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは「他のですね、係長もいますので、状況共有をしながら事実を確認しながらです。こういった形でお答えすべきであるのか、そこを確認したうえで〇〇さんの方に、電話をさせていただきました。」

それで私は、「係長というのは、特定職員Gさんですか。」と特定県庁障害福

社課特定役職特定職員Hさんに再度ご質問させて頂きましたら、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは、「特定職員Gではなくて、もう一人、特定職員Iというのがおります。要は係というのがあって、序列があってですね、特定職員G君が若いんで一番の下の担当、その上にそれを統括する係長っていうのがおります。その係長っていうのが特定職員I、その係全体を統括するのが私特定職員Hです。」と、特定県庁障害福祉課の序列の説明が始まりました。私は、特定法人A特定代表さんによる人権侵害を特定県庁障害福祉課にご相談しました。

私の意向「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」を、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが特定年月日K特定法人A特定代表さんにお伝え下さりました。

そのことに対して、特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定年月日K答えられましたが、次の日特定年月日Lから企業ブログ記事を全削除するという真逆の対応をとられました。

特定年月日N特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお電話を入れた際には、特定県庁障害福祉課には返答とは違う全削除の理由は入っていない状態でした。

それで私から特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、「特定年月日Lから、特定法人Aのブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事に対し全削除の対応がなされていますことを特定年月日J午前のお電話でお話しし、お電話をつないだまま特定職員Gさんに特定法人Aのブログをご確認いただき、ブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が全て消えていますことを、特定職員Gさんご自身に目視でご確認頂けました。

それ以後も今日まで、特定法人Aのブログの確認を続けましたところ、特定年月日D特定施設A特定行事の記事に対し、全削除の対応が続いています。

1か月以上にわたる全削除が継続しておりますので、これは「一時的な記事の取り下げではなく、全削除の対応となっている。」と、確信が持てました。

特定年月日Jの特定県庁障害福祉課特定職員Gさんからのお電話で、

特定年月日K午後、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんから特定法人A特定代表さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださったことをききました。その返答として、特定法人Aの特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお話されたとききました。

特定法人A特定代表さんは、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままに

します。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由を知りたいです。

と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお話ししました。

すると、特定年月日R、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんから特定年月日N以後特定法人A特定代表さんから特定施設A特定行事のブログ記事全削除の理由が入っており「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」と、届いていますと、お話しくださりました。

特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇だけにではなく特定県庁障害福祉課に対しても「〇〇さんの意向（「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」）をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と答えながら理由説明もなく「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」と行動されました。

不開示決定となっている黒塗り表記個所で、特定法人A特定代表さんが事実と異なることを語り、法務省に真実として保存されている可能性が有ると思われます。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」に、次のような記載が有りました。

諮問事件

諮問番号：令和3年（行個）諮問第58号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の不訂正決定に関する件

理由説明書

2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について
（本文第3の2のとおり。）

「法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」と、あります。

人権侵害は、無断撮影された私とパートナーの盲導犬の写真並びに説明文のアップロードによるのではありません。

私のパートナーの盲導犬は、特定施設Bから貸与されています。

本来、無断撮影された私とパートナーの盲導犬の写真並びに説明文のアップロードや公開後の取り下げ（オプトアウト）も含め、公開された情報並びに肖像

がどのように利用されるかは、被写体とされた〇〇〇〇とパートナーの盲導犬（特定施設B）の意志に委ねられるべきであり、各状況を見ながら判断する必要があるはずです。

特定施設Bでは、盲導犬貸与時に特定施設Bと盲導犬ユーザー間で誓約を結びます。

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕（資料参照）

にありますように、写真撮影を認めていません。

写真撮影についての権利は、特定施設Bにあります。

さらに、「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に特定施設Bの承諾を得ます。〕

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

写真撮影、インターネット掲載は、特定施設Bの承諾が無い場合は、誓約違反に該当します。

当然、公開後の取り下げ（オプトアウト）もインターネット掲載に関する内容ですから、誓約に含まれていることとなります。

法務省が提出された理由説明書に記載がある「相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止，侵害状態の排除，被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」を実行して頂きたいです。

相手方である特定法人A特定代表さんはもちろんですが、関係機関である特定県庁障害福祉課にも国として「理由説明書2「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について」を、是非行動に移して頂きたいです。

また、「「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」はじめに」と「「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」参考資料 2人権教育・啓発に関する基本計画（4）障害者」でも、「理由説明書 2「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について」と、類する内容が記載されていて

（資料参照）

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

はじめに

（内容は省略する。）

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

参考資料

2 人権教育・啓発に関する基本計画

(4) 障害者

(内容は省略する。)

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省 はじめに」では「国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。」

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省 参考資料 2 人権教育・啓発に関する基本計画 (4) 障害者」では、「障害者の人権問題の解決を図るため、法務局において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする（法務省）」

と、あります。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」では
諮問事件

諮問番号：令和3年（行個）諮問第58号

事件名：本人に係る人権侵害事件記録の不訂正決定に関する件

理由説明書

2 「人権侵害事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

(本文第3の2のとおり。)

とあります。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」には「法務省の人権擁護機関がこの人権侵害事件について行う調査・処理の目的は、人権侵害の疑いのある事案について、侵害事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」

そして、「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省 はじめに」には、「国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。」と、書かれてあり、

法務省の人権擁護機関が、人権侵害のない社会が成就されるよう、関係府省庁

や地方公共団体等と連携しつつ作業を進めて下さるのならば、関係地方公共団体である特定県障害福祉課も共に取り組む必要が有ると考えることができます。それから「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省 参考資料 2人権教育・啓発に関する基本計画（4）障害者⑦」では、「障害者の人権問題の解決を図るため、法務局において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする（法務省）」と、書かれてあり、

障害者の人権問題の解決を目指すため、法務局は人権相談に活発に取り組み、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させます。なお、相談に際しては、関係機関（特定県障害福祉課を含む）と強い繋がりで取り組み、力を合わせ、努力して事に当たることを計画するものとする（法務省）と、理解することができます。

特定県庁障害福祉課に向けても日本国として「理由説明書 2「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について」を、是非遂行して頂きたいです。

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは特定年月日R、私とのお電話で、「〇〇さんの方も（特定）県としての立場というようなところをご理解頂きたい」「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、肖像権とかプライバシー侵害と言ったところに対してはですね、それに関して要は、〇〇さんと直接お話をしたいと言われています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってもかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「障害福祉課として（答えを）出しています。」と、きっぱり言われました。つまり、対応途中で放棄し、障害者を見捨てる行為をしました。

そしてそのままのお電話で、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは、ほぼ人権侵害事件に不必要と思われる情報、特定県庁障害福祉課の序列の説明を始められました。

特定県庁障害福祉課は、障害者に人権侵害が起こっていることを認識しているのですから、不対応処置に切り替え私に特定県庁障害福祉課の序列を理解させるのではなく、障害者基本法に記載されていることと似寄るかもしれない内容が含まれていると思われる「理由説明書 2「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について：相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すこと」を責務として、お力添え頂きたいです。

特定県庁障害福祉課は、法律に定められている「障害者がつらい経験をした時、力になって頂ける立場を法的に有していらっしゃる地方公共団体」です。

人権侵害への不対応や特定県障害福祉課序列の理解を促すのではなく、障害者基本法をご助力頂きたいと望みます。

《障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）》

第一章総則

（目的）

一条

この法律は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にす社会（つぎからは「共生社会」といいます）をつくるために、自立や社会参加を支援する法律や制度をよりよいものにしたり、つくったりすることを目指します。

三条

（地域社会における共生等）三条 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。とあります。

これは、障害のある人みんなが、必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるようになること。また、情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすることを、指しているのだと理解しています。

（差別の禁止）

四条

（国及び地方公共団体の責務）

六条

障害の有無（重度視覚障害があり盲導犬とチームを組んでいる）にかかわらず、障害があってもなくても分けられることなく、健常者と同じ基本的人権を享有する大切な個人として尊重される必要があり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することは、地方公共団体等（特定県）の責任である。という考え方も可能であるということと、

共生社会（一人ひとりを大切にす社会）をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。

一は、障害のあるひとみんなが、社会の全ての場面に参加できるようにすること。

二は、障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること。

の、意味と考えることができます。

（国民理解）

七条

特定県庁障害福祉課は、共生社会をつくるために、地域社会における共生（み

んなと一緒に暮らすこと）、差別の禁止、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則について、みんなの理解を深めるために必要な法律や制度をおこなわなければならないということだと思われま

す。国民である特定法人A特定代表さんをはじめ、他の方々の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないと思います。特定県庁障害福祉課が対応しないのは、障害者基本法に基づいていない気がいたします。

（資料参照）

（国民の責務）

八条

みんなは、地域社会における共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）、差別の禁止、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則にしたがって、共生社会をつくるために、努力しなければなりません。

（施策の基本方針）

十条

障害のある人の自立と社会参加の支援のための法律や制度は、障害のある人の性別、年齢、どんな障害があるか、どんな暮らしをしているかによって、つくられ、行われなければなりません。

2 国と都道府縣市町村は、障害のある人の自立と社会参加を支援する法律や制度をつくり、行うときは、障害のある人や、家族、支援する人たちなどの意見を大切にするように努力しなければなりません。

地方公共団体（特定県障害福祉課）は、障害者（〇〇〇〇）の自立及び社会参加の支援（無断撮影、無承諾インターネット掲載防止、起こった時の対応）等のための施策を講ずるに当たっては、障害者（〇〇〇〇）その他の関係者（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（公共施設のバリアフリー化）

二十一条

に、ありますように特定施設Aの建物、設置主体は「特定県」です。

（資料参照）

（公共施設のバリアフリー化）二十一条文章中の

国及び地方公共団体（特定県）は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する公共的施設（特定施設A）について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

と、ありますように、特定県庁障害福祉課は、自ら設置する公共的施設（特定施設A）で（国及び地方公共団体の責務）を従事頂けたのが、「特定施設A特定行事」と考えられます。

その会場で、特定法人Aによる障害者差別「（写真の説明文引用）：盲導犬使

用者さんもたくさん参加されていました」と、「重度視覚障害者である」という紹介文と一緒に〇〇〇〇とパートナーの盲導犬の写真を載せられました。無断写真撮影の動機は「健常者ではない。盲導犬使用者の重度の視覚障害者だから」という「障害者差別」が根底にあると思われます。「重度身体障害者で視覚障害、盲導犬使用者であるという日本国内でも数少ないマイノリティだから、写真を無断撮影し企業ブログに無断掲載した」と疑いが芽生えてなりません。特定法人A特定代表さんは特定年月日K特定県庁障害福祉課に「特定法人Aの企業ブログに〇〇〇〇とパートナーの盲導犬を載せたのは「みんなに知ってほしかった。」から」と、回答しています。

（特定年月日K特定県庁障害福祉課特定職員Gさんからお電話で聞きました。）

悲しいことですが、社会的マイノリティは「弱者」の立場にある集団として位置づけられやすいです。多数者からみれば（相対的に）異質であり異端と捉えられてしまうようです。そのため差別、迫害、あるいは日常生活を送る上での不平等などが生じやすい現実の中で暮らしています。

社会的少数者であったとしても「大多数の人とは異なる性質を備えている」という色眼鏡で見られたくはありません。盲導犬と盲導犬ユーザーは「社会的少数集団」ですが、少数だからと言ってカメラを向けないで頂きたいです。

盲導犬と盲導犬ユーザーが少数で珍しいからと写真に撮り「みんなに知ってほしい」とインターネットで公開することは差別です。

私は見ることが苦手なだけで、皆さんと同じ人間です。「みんなに知ってほしくはありません。」

（資料参照）

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

参考資料2

人権教育・啓発に関する基本計画

（平成14年3月15日閣議決定）

（平成23年4月1日一部変更）

※第4章2に（12）追加

第2章人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

（内容は省略する。）

「現在および将来にわたって人権擁護を推進している上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっております」と、書かれています。

「人権擁護を推し進める上で、特に障害者を取りまく多種多様な人権問題は重

要課題となっており」と有り，障害者に対しての人権侵害について，国は重要課題と位置付けています。

さらに「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに，法の下での平等，個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」とも書かれていて「重度視覚障害者（盲導犬ユーザー）独自の問題点について取り掛かるとともに，法律の下で差別が無いこと，一人の人間として尊ぶという一般的な見方から迫る方法に注意して心に留めておく。」と，言うことだと思います。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

参考資料

2 人権教育・啓発に関する基本計画

（4）障害者

（内容は省略する。）

「障害者の自立と社会参加をより一層推進し，障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する。（内閣府）」

「障害者に対する偏見や差別意識を解消し，ノーマライゼーションの理念を定着させることにより，障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）」と，書かれてあります。

日本国（内閣府）は「障害者の「完全参加と平等」を目標」に掲げています。その為にノーマライゼーションを推し進めています。

また，「障害者に対する偏見や差別意識を解消し，ノーマライゼーションの理念を定着させることにより，障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）」とも，有ります。

厚生労働省が提唱しているノーマライゼーションとは，「障害のある人が障害のない人と同等に生活し，ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念です。

英語で「normalization」とは「標準化・正常化」，または「常態化」という意味があり，「以前は特異とされていたことがあたりまえの状態になっていること」，という意味を含んでいます。

これを理念としてのノーマライゼーションに当てはめる場合，「障害がある人を変える」という意味合いではなく，彼らがありのままで健常者とともに生活ができるように「周りが変わる」という視点も持ち合わせています。

法務省は，「理由説明書」で

諮問事件

諮問番号：令和3年（行個）諮問第58号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の不訂正決定に関する件
理由説明書

2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について
(本文第3の2のとおり。)

「法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」

と、記載してあります。

厚生労働省が提唱しているノーマライゼーションとは、「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念です。

これを理念としてのノーマライゼーションに当てはめる場合、「障害がある人を変える」という意味合いではなく、私達障害者がありのままで健常者とともに生活ができるように「周りが変わる」という視点も持ち合わせています。

つまり、「理由説明書」の「侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。」

「障害がある人を変える」のではなく「相手方や関係者に国が働きかけ「周りが変わる」と言うことだと思います。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

はじめに

(内容は省略する。)

今回の人権侵犯事件で、特定年月日F法務局特定支局特定支局長から「侵犯事実不明確」を告げられた時、「「侵犯事実不明確」という結果ですが、相手方特定法人A特定代表さんへの聞き取り調査の時に「一般的には（無断で写真を撮ったり無断でインターネットに載せたり）は良いとは言えないから気を付けてください。」と、お話し、特定法人A特定代表さんに「啓発」を行ないました。」と、ご説明がありました。

「「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」はじめに 国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。」に、ありますように

法務局特定支局特定支局長が、「相手方特定法人A特定代表さんへの聴き取り調査の時に「一般的には（無断で写真を撮ったり無断でインターネットに載せたり）は良いとは言えないから気を付けてください。」と、お話し、特定法人A特定代表さんに「啓発」を行ないました。」と、任務をご遂行頂けましたこと、感謝しております。

法務局特定支局特定支局長が、相手方である特定法人A特定代表さんへの聴き取り調査の時に「啓発」を行なって下さったことは、ありがたく思います。

ですが、一体なぜ聞き取り調査の時に「啓発」という流れになったのでしょうか。

聴き取り調査の時には、まだ「侵犯事実不明確」という結果は下されていません。

特定法人A特定代表さんへの聞き取り調査中に「理由説明書」に記載されてある「人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促す」が行われ

厚生労働省が提唱しているノーマライゼーション理念にのっとり、「障害がある人を変える」のではなく「相手方や関係者に国が働きかけ「周り（特定法人A特定代表さん）が変わる」」ように、結果より先にご尽力頂けたのは、なぜだろうと思えてなりません。

しかしながら相手方である、特定法人A特定代表さんは、私（〇〇〇〇）に対してだけでなく、法務局特定支局へご相談に伺う前、ご尽力下さっていたことのある行政機関「特定県庁障害福祉課」に対しても虚偽の返答をしました。日本国の機関である「法務局特定支局」に対しても、事実でないことを真実の出来事として聞き取り調査で答えている可能性を考えてしまいます。

虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私にとって苦痛です。虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私も私以外の方達にも侵害行為と思われれます。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」に、次のような記載がありました。

（資料参照）

情個審第3340号

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

1 諮問事件

諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

理由説明書

4 一部開示決定を行った理由について

(2) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

(3) 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当すること、及びこのような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため不開示とした。

法務局特定支局特定支局長は特定年月日Fのお電話で、「「啓発」を行なったのは、特定法人A特定代表さんへ聞き取り調査を行った時です。」と、審査請求人である私(〇〇〇〇)に明かして下さっています。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「1 諮問事件 諮問番号：令和2年(行個)諮問第182号 事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件：理由説明書」にある

「(2) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

(3) 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当すること、及びこのような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため不開示とした。」

の「人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれる」「本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており」ですが、法務局特定支局特定支局長が特定年月日Fのお電話で、「「啓発」を行な

ったのは、特定法人A特定代表さんへ聞き取り調査を行った時です。」と、審査請求人である私に明かして下さっているのですから、その内容が92枚の開示文書中に含まれていることは既に知っています。

ですが、開示された92枚の文書では、特定法人A特定代表さんへ聞き取り調査を行って下さったことすら判断できない開示方法に違和感を覚えています。

情個審第3340号

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

1 諮問事件

諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

に、つきましても、理由説明書に対する意見書を総務省に提出させて頂き、現在諮問が行われている最中です。

法務局特定支局のご従事を賜ることにより、特定法人A特定代表さんへ聞き取り調査を行って頂きました。

その時の記録が、真実であることを確認したく存じます。

よって、黒塗り解除を切に願っております。

それから、特定施設Aは特定県から指定管理を受けています。特定県からの委託があって、特定県の建物で特定行事をするので特定県に書類を上げ特定行事を開催しました。

（資料参照）

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんから、特定法人A特定代表さんによる無断撮影および特定法人A企業ブログ掲載について「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、肖像権とかプライバシー侵害と言ったところに対してはですね、それに関して要は、〇〇さんと直接お話がしたいと言われていています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってもかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「個人間のトラブル、もめごとなので、特定県は対応しない。障害福祉課として（答えを）出しています。」と話されましたが

自ら設置する公共的施設（特定施設A）について、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等（無断撮影、インターネット掲載が起こらない対策、起こった時の対応策など）の計画的推進を図らなければならないと思われてなりません。

（公共施設のバリアフリー化）二十一条4項には「国，地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は，自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助

を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。」とも、有ります。

自ら設置する公共的施設（特定施設A）を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬（盲導犬）の同伴について障害者の利用の便宜（盲導犬が同伴することによっての障害者差別，人権侵害，無断撮影，無断インターネット掲載の防止，起こった時の対応）を図らなければならないと考えることもできます。

「公共施設のバリアフリー化」は，みんなが使う建物や場所，乗り物のような対象物（形があるもの）だけに当てはまるのではなく，「心のバリアフリー」も大事だと思います。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」にも，このこと（心のバリアフリー）の重要性に触れられており

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

人権教育・啓発白書の刊行に当たって

（内容は省略する。）

と書かれてありました。

森まさこ法務大臣と萩生田光一文部科学大臣も「誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を更に推進し，多様な主体が互いに連携し，支え合う共生社会を実現していきたいと考えています。この「心のバリアフリー」は，「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念とも合致するものです。」と，「「心のバリアフリー」をより一層促進する」と述べられています。

森まさこ法務大臣と萩生田光一文部科学大臣が「心のバリアフリー」を重要視し一層推し進めると策します。と，述べて下さっています。

それなのに，設置主体が特定県の建物で起こった「人権侵害・障害者差別」について，特定県障害福祉課が対応しないという決定は，ひっかかりを感じます。

（資料参照）

（相談等）

二十三条

都道府県市町村（特定県）は，障害のある人が自分の気持ちに沿って決められるように支援すること（意思決定の支援）を大切にして，障害のある人や家族が相談できるようにしなければなりません。

都道府県市町村（特定県）は，障害のある人や家族，支援する人などが相談できるように，関係する（特定県障害福祉課）役所がお互いに協力するようにしなければなりません。

都道府県市町村（特定県）は，障害のある人の家族がお互いに支えあうための活動を支援しなければなりません。と，考えることができます。

私のように障害者や家族は、困った時に相談できる場所として、国と地方公共団体に相談できるように障害者基本法に定められています。行政から支援が受けられることが保証されていると理解しております。

障害者である私や、その他の関係機関（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の話をきき、尊重し、障害者のサポート必要な方策を練る責任があると思われます。

（資料参照）

私が今、法務省でお世話になっている特定法人A特定代表さんによる、〇〇〇〇とパートナーの盲導犬に焦点を絞った撮影による写真を同法人企業ブログに営利目的で掲載されたことによって、パートナーの盲導犬の育成団体・特定施設Bから幾つもの項目で誓約違反という不名誉を背負うことになってしまいました。

特定年月日S特定施設B特定所長Bさんとお電話をしていたところ、特定県庁障害福祉課は「盲導犬使用に関する誓約書」の存在を知らず、〇〇〇〇が誓約を守っているのに周りによって誓約違反にされてしまったこともご存じないと教えて下さりました。

私は、それはよくないと思いましたので、特定施設B特定所長Bさんに、特定県庁障害福祉課に「盲導犬使用に関する誓約書」の存在を知って頂きたいことをお話しました。

特定施設B特定所長Bさんが特定年月日T、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんにお電話を入れて下さりました。

ところが、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは不在で、特定職員Gさんにお電話がまわされたそうです。それで特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに「盲導犬使用に関する誓約書」に関する件、誓約違反の件をお伝え下さったそうです。

特定年月日U特定施設B特定所長Bさんから、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんは不在で、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに「盲導犬使用に関する誓約書」の件をお話し下さったことをお聞きしましたので、特定年月日V「盲導犬使用に関する誓約書」のコピーと、〇〇〇〇方で作成した文書「盲導犬使用に関する誓約書コピー送付について」を、特定県庁（以下略）特定職員Hさん、特定職員Iさん、特定職員Gさん宛に投函し郵送させて頂きました。

（資料参照）

法務局特定支局の聞き取り調査で、特定法人A特定代表さんが真実の返答をしているのかどうか、正しい事実が法務省に保存されているのかわかりません。法務局特定支局特定支局長のご説明の通り、関係機関である特定県障害福祉課に聴き取り調査が行われているのか、法務大臣が行った令和2年8月13日付の一部開示決定処分ではわかりません。

一部開示決定処分の92枚に及ぶ一部開示文書を受け取りましたが、法務局特

定支局特定支局長のご説明の通り、各関係機関に聴き取り調査が行われているかどうか分からない開示方法です。

今の一部開示決定処分文書では、各関係機関に聞き取り調査が行われた事実が黒塗り表記となって開示されているのか、それとも「単に保有個人情報を保有していないという事実」なのかどうかとも判りません。

「保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか」など、何もわかりません。なぜ、各関係機関に聴き取り調査が行われているかどうか分からない開示方法なのかについても、疑問を覚えます。

特定年月日A私と母とパートナーの盲導犬と法務局特定支局に出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げて頂くようお願いしました時に、法務局特定支局の特定支局長は、「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明をされました。

法務局特定支局の特定支局長のご説明通り、各関係機関へ聞き取り調査を行うなど職責を全う頂けたのなら、そのご助力を私に明かして頂きたいです。

部分開示とはいえ、現状の様に各関係機関名や担当者名までも伏せる状況では、法務局特定支局特定支局長がお話下さった「各関係機関にも調査をします。」が、ふさわしく遂行されたかどうかわかりません。例え関係機関に聴き取り調査が行われたとしても、法務局特定支局や特定支局長へ直接お伝えしてある担当者が返答されたか、もしくは担当者以外が返答されたかどうかとも判らず、不安です。

92枚にも及ぶ一部開示決定された文書の中身を確認させて頂きましても、真実と異なる記録が多く感じております。

それにて、保有個人情報訂正請求書を法務省に提出させて頂き、審査請求書の提出を経て、現在、総務省情報公開・個人情報保護審査会にお世話になる運びとなり理由説明書に対する意見書を作成させて頂いている次第です。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」に、次のような記載が有りますが

情個審第3340号

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

1 諮問事件

諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

（1）本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報

が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

(2) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

(3) 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当すること、及びこのような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため不開示とした。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」にある「人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれる」「本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており」と、ありますが、

法務局特定支局特定支局長は、「各関係機関に聴き取り調査を行います。」と、特別事件開始年月日である特定年月日Aに、審査請求人である私(〇〇〇〇)に向けてご説明をされているのですから、

逆に聞き取り調査をした各関係機関名・特別事件開始年月日以前以後、法務局特定支局や特定支局長へ直接お伝えしてある担当者名までも伏せるのなら、各関係機関名や担当者名までも伏せる理由を、きちんと付記する必要があると考えます。

特定年月日F、法務局特定支局からお電話が入り、今回の人権侵犯事件は「侵犯事実不明確」という結果になったことを、知らされました。

「写真は(〇〇さんが)小さく写っています。さらに結果は、その人の知名度で変わります。」と、ご説明がありました。

私は「たしかに私は一般人で知名度は低いかもしれませんが。しかしながら、写真にはタンデム(1頭の盲導犬を2人で使用する方式)ではない私だけのパートナーの盲導犬が写っています。私は特定県下で数少ない特定施設Bの盲導犬ユーザーです。それに、特定施設A特定行事に参加できる人間は、参加条件をクリアしないとステージにあがれず誰でも出られる訳ではないのです。例え、

写真の人物は小さく写っていても、写真や企業ブログ記事の文章などから沢山の情報が発信されています。関係機関へ全て調査を行った結果ですか。」と、お尋ねしました。

(資料参照)

特定支局長から「侵犯事実不明確という結果は、東京の法務省まで話が上がって出た結果です。」と、ご説明を受けました。

同日、そのお電話をつないだまま特定支局長が私に「〇〇さんは「調整（当事者間の関係調整を行います）」を望まれましたので調整を行いませんでしたが、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えすることができます。」と、展開が理解できないお話を聞かされました。

私が理解できないでいると特定支局長がお話を続けられ「〇〇さんの電話番号を特定法人A特定代表さんにお伝えするのではなく、〇〇さんが特定法人A特定代表さんに電話番号を非通知にしてお電話を入れてもいいです。」と、続けられました。私は、余計にお話の目的が分からない状態でいました。

法務局特定支局特定支局長のお話は続き、「〇〇さんは特定法人A特定代表さんが、家に来ることや家を探されることを嫌だと言われていました。

それでしたら、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えしたら〇〇さんの電話番号を特定代表さんに知られてしまうので、〇〇さんの方から電話番号を非通知にして特定法人A特定代表さんに電話をかけた方が、〇〇さんの電話番号を知られることがないのでいいと思います。」と、ご説明をされました。

私は、一体何が起こったのだろうかと考えていました。

続けて法務局特定支局特定支局長が、私にこのように話されました。「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんに謝りたいと思っています。」と、特定支局長が話されました。

それで私は「特定法人A特定代表さんが、法務局特定支局に「〇〇〇〇に謝りたい」と、お話をされたのですか？」と、お尋ねしました。

すると法務局特定支局特定支局長は、「いいえ。特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っていないません。私（特定支局長）がそう思うのです。それで、〇〇〇〇さんと特定法人A特定代表さんが直接お電話でお話するのが良いと考えました。」と、特定支局長がお話され、私はどうやってもわからない提案でした。

それで私は、「特定支局長が「特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇に謝りたいと思っていますと考えておられる」だけで、実際特定代表さんは、〇〇〇〇に謝りたいと言っていないのですよね？」と、再度ご質問をしました。

法務局特定支局特定支局長は、「はい。特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っていないません。私（特定支局長）が特定代表さんは〇〇さんに謝りた

いと思っていると、そう思うのです。」と、念押しをされました。

そのご説明をお聞きして、私は法務局特定支局特定支局長に「特定支局長が、特定法人A特定代表さんは〇〇〇〇に謝りたいと思っていると想定されているだけで、現実のところ特定代表さんは、〇〇〇〇に謝りたいとお話ししていません。「特定代表さんが〇〇〇〇に謝りたいと思っている」とは、あくまでも特定支局長が想定されているのであって、特定代表さんのお考えは謝りたいと思っていない可能性があるかと予想もできます。私は、特定法人A特定代表さんに直接連絡を取りません。」と、お話ししました。

さらに同日そのお電話で、特定支局長が私に「特定法人Aの「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

そのまま続けて特定支局長は、「「侵犯事実不明確」という結果を、特定施設Bの特定所長Bに話すのですか？」と、話されました。

私は、「特定法人A企業ブログに、私とパートナーの盲導犬が無断撮影された写真が無断掲載されたことを知ってすぐの特定年月日Gに、特定施設Bに報告を入れています。それ以後も報告を入れています。現在この事件の担当は、特定施設B特定所長Bが担当しています。これまで特定所長Bにずいぶんご心配をかけています。特定所長Bに報告します。」

と、お話ししたところ特定支局長は、「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してくださいとお話ししています。それでも、特定所長Bさんに話すのですか。」と、強い口調で話されました。

加えて法務局特定支局特定支局長は、「〇〇さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」と、聞かされました。

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わりに家に帰ったら「私人」になります。特定施設B特定所長Bさんや特定施設Aの職員達は「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」と、「公人」「私人」を繰り返されました。

私は法務局特定支局特定支局長に「私は、特定法人A特定代表さんに無断撮影

をされ企業ブログに掲載されたことは、特定施設Bや特定施設A、特定県障害福祉課など、行政機関や関係している企業にしかお話ししていません。自分の個人的な友達には何もお話ししていません。母以外の家族・親族にもお話ししていません。お話するところはきちんと選んでいます。」と、ご説明しました。

法務局特定支局特定支局長は「それでも、公人でない私人にお話しすることは、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」と、繰り返されました。

私は、精神的に圧力がかかり、恐怖で声が出なくなりました。

特定支局長は声が出なくなった私に向け、「法務局の電話代は税金です。お話をされないのならば税金の無駄遣いになるので、電話を切ります。」と、話されました。

法務局特定支局特定支局長が話されているのは聞こえているのですが、強いストレスで声が出ませんでした。

すると、私の様子がおかしいのを母が気づき、私から受話器をとり電話を替わってくれました。

法務局特定支局特定支局長は、私の母にまで「〇さんが他の人に特定法人A特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると言われていたのですが、報告するのは良くない。」と説明を入れ、母にも口止めされたそうです。

それで母は法務局特定支局特定支局長に「私（〇〇〇〇の母親）も〇（〇〇〇〇）も、関係機関にしか話していません。あちらこちらに言い回るようなことはしていません。自分の他の家族にも兄弟にも親族にも話していません。関係する所にしかお話ししていません。私も〇（〇〇〇〇）も友達にも言っていません。」と、特定支局長に話してくれました。

その日は、特定支局長の「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「〇〇さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話ししてはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いの

で。」

と、特定支局長に口止めされたことの悲しみと、精神的に圧力をかけられた恐怖とで泣きました。

次の日特定年月日W，前日特定支局長とのお電話が恐怖で声が出ないまま終わってしまったので、このままではいけないと思いました。怖い気持ちは治まらない状態でしたが、法務局特定支局長特定支局長にお電話を入れました。

特定支局長は、お電話に出られると早々に「特定施設Bの特定所長Bに報告をしたのですか？」とばかり訊ねてきました。

私は、しばらくそのことには回答せず、他のご質問などをしていたのですが、回答しないでいると特定支局長が話題を変えられ「もう特定所長Bさんに報告したのか。」とか「まだ特定所長Bさんに連絡をしていなくて、これから特定所長Bさんに報告をするのかどうか。」など、このことに対して何度も何度も問訊ねられました。他の関係機関に話したのかどうかは特定支局長から質問されず、特定施設B特定所長Bだけ問われました。

それで私は、「特定施設Bは、私のパートナーの盲導犬の法人です。とても心配をかけています。特定所長Bさんに報告します。」と、話しました。

特定支局長から「どうしてもお分かりいただけないようですね。」と話され、再び怖くなりました。

私の様子が再びおかしいのを母が気付き電話を替わったところ、法務局特定支局特定支局長は私の母に開口一番「お母さん、昨日とお話が違うじゃないですか。○さんは特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると話されました。昨日、お母さんにご説明しましたよね。」と、話されたそうです。

私の母は法務局特定支局特定支局長に「私の○はもう○歳を過ぎています。○の人間関係に口を挟む年齢ではありません。○は、特定法人A特定代表さんが自分達にしてきたことを行政機関と関係企業にしか話していません。私（母）以外の家族にも兄弟・親族にも友達にも話していません。話す機関と人を選んで話しています。

○は、特定施設Bで訓練を受け認定を受けた「特定施設Bの盲導犬ユーザー」です。特定施設Bとの関係は、○と犬と特定施設Bのことであって親であってもタッチすべき問題ではありません。

また、○には特定施設Bとの契約や特定施設B盲導犬ユーザーとしての責任もあります。○が特定施設B特定所長Bに報告を入れる判断をどうこう言うことはできません。これまでと同じく、何かあったら相談もするだろうし報告もするでしょう。」と、法務局特定支局特定支局長に話してくれたそうです。

お電話の後、私が「特定支局長が最初に話された「お母さん昨日とお話が違うじゃないですか。って言葉は何を指しているの？」と尋ねると、母は「私（○○○の母親）に「他の人に特定法人A特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると言われていますが、報告す

るのは良くない。」と話すことによって、特定支局長が勝手に「〇〇（審査請求人の名）は特定所長Bさんに電話をしなくなる。」と思い込んだのでしょうか。私（〇〇〇〇の母親）は、〇〇（審査請求人の名）が特定所長Bさんに電話をしないようにするなんて話してないよ。」と、言っていました。

上記内容は、

情個審第3340号

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

1 諮問事件

諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

の意見書にも類する記述をしています。諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号の意見書を作成するときには母は、法務局特定支局特定支局長との電話を思い出して話してくれました。（上記内容は、諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号の意見書の内容に基づき作成しております。）

それにしてもなぜ、法務局特定支局特定支局長は、私が特定施設B特定所長Bさんに報告をするのを、これほどまで追求なさるのでしょうか。

法務局特定支局特定支局長は、お話の冒頭は「特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」と「他の人に話したら」と説明され、「特定施設Aの職員」も「特定県庁障害福祉課職員」も、私人だから特定法人A特定代表さんがしたことを話しては良くないと説明されていました。

しかし特定支局長のお話の時間が長くなると、お話してはならない対象が「特定施設B特定所長Bさん」だけになりました。なぜそうなったのか、いまだに理由はわかりません。

そもそも特定施設Bは、私のパートナーの盲導犬の育成団体です。

特定法人A特定代表さんに被写体として無断撮影されたのは、私とパートナーの盲導犬（特定施設B）です。

写真撮影、インターネット掲載の権利は、特定施設Bにあります。

特定施設Bでは、盲導犬貸与時に特定施設Bと盲導犬ユーザー間で誓約を結びます。

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕（資料参照）

にありますように、写真撮影を認めていません。

写真撮影についての権利は、特定施設Bにあります。

さらに、「盲導犬使用に関する誓約書」の[1. 使用目的(4) ホームページやブログを開設する際には事前に特定施設Bの承諾を得ます。]

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

写真撮影、インターネット掲載は、特定施設Bの承諾が無い場合は、誓約違反に該当します。

私は、特定法人A特定代表さんの行動によって「誓約違反」という評判が下がった状態にいます。人権侵犯事件となった当該画像の被写体とされたのは「○○○○とパートナーの盲導犬(特定施設B)」です。

○○○○とパートナーの盲導犬(1人と1頭)のみに焦点を合わせ撮影された当該画像の権利は「○○○○に50%・特定施設Bに50%」となるのですから、特定施設B特定所長Bに報告する責任があると思っています。

また、人権侵犯事件となった当該画像が掲載されたページ下方には、「会場には特定施設Bも」と法人名が載せられています。

ブログ記事全体の文脈から、当該画像の盲導犬は「特定施設Bの盲導犬である」と、しっかり判別できるよう記述されています。

加えて「盲導犬使用に関する誓約書」の[1. 使用目的(3) 盲導犬啓発のため、公の場でのデモンストレーション・講演などを行う場合は事前に訓練所の承諾を得ます。]の、誓約については、特定施設A特定行事で特定活動する行動に当てはめると

まず、盲導犬と一緒にステージにあがるのが「公の場でのデモンストレーション」に該当します。さらに、特定活動だけではなく特定活動前トークでは、盲導犬に関係する内容を予定していましたので「公の場での講演など」に該当するため、事前に特定施設Bの承諾を受けて活動しました。その承諾の中身には「特定施設Bの名前を使うこと」も、承諾項目に含まれています。

どういう事情かと申しますと、盲導犬育成団体は日本国内に11団体ありますが、それぞれが独立運営です。盲導犬育成団体としての考え方や盲導犬が出来る仕事内容も、盲導犬育成団体ごとに違いがあります。

(資料参照)

そのような理由もあって、盲導犬にまつわる知識が世に広まるにあたり混乱をさけるため、盲導犬の情報発信者責務として「ステージ上にいる盲導犬ユーザー○○○○と盲導犬トークは「特定施設Bの考え方や教示が基本であること」、並びに、盲導犬デモンストレーションは「特定施設B盲導犬が出来るお仕事内容であること」を、しっかりと明示する必要がある」のです。

(資料参照)

しっかりと明示しなければ「全ての盲導犬に対する共通情報」として世に広まる可能性があり、育成団体ごとの異なりが、世の中で混乱を巻き起こしてしまうからです。

そのようなことが起こってしまえば、盲導犬に対する無理解の進行に繋がってしまう可能性もあります。

(資料参照)

この度、人権侵犯事件となった当該画像が掲載されたページ下方には、「会場には特定施設Bも」と法人名が載せられているのですから、特定施設Bに報告の必要があると考えるのは当然の考え方です。

そればかりではなく、特定施設Bでは、誓約違反になると「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還 使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は、訓練所の指示があれば盲導犬を返還します。

(1) 前記の条件や規定に違反し、訓練所の指導に応じなかった場合。〕に、ありますように、誓約違反となれば、パートナーの盲導犬と〇〇〇〇のチームを解消しなくてはならず、盲導犬と別れることとなる条件なのです。

私にとってパートナーの盲導犬と引き裂かれることは、精神的な苦痛を感じ、耐えられない出来事です。

(資料参照)

盲導犬ユーザーには、課せられている様々な責任事項が存在します。それゆえに、ふさわしいタイミングで特定施設Bへの報告は、特定施設B盲導犬ユーザーは必須事項なのです。

そして、特定施設Bの本部は「特定法人J」です。

特定法人Jの中に「盲導犬訓練部」があり、全国に向けて盲導犬の普及や育成、盲導犬を使った歩行指導や盲導犬のケア方法を習得する訓練事業を行っています。その盲導犬訓練部が「特定施設B」です。

特定法人Jという法人は、視覚障害者福祉一筋の法人です。

視覚障害者が文化的な社会生活を確立するために必要な情報を取得したり、見えない・見えにくいことによって派生するできにくいことを解消・軽減して円滑な日常生活が営めるよう支援することを目的とする総合的な社会福祉施設です。

盲導犬を育成しているだけを事業とする育成団体もありますが、特定施設Bは違います。

特定施設Bは、「特定法人J」という視覚障害者福祉の総合的な社会福祉施設」です。

盲導犬訓練所以外にも「特定センターA」「特定センターB」を備えており、盲導犬訓練部以外にも事業内容は多岐に渡り「特定部A」「特定部B」「特定センターC」「特定センターD」など、視覚障害(者)のプロです。

重度視覚障害者として盲導犬訓練部(特定施設B)に籍を置いているのですから、起こった事件性を踏まえましても、特定施設B特定所長Bさんに報告をするのは、当然の責務と考えられます。

(資料参照)

私は、なぜ法務局特定支局特定支局長に執拗に特定施設B特定所長Bさんに報告を入れること、お話することを止められるのでしょうか。

特定法人Jは、視覚障害者福祉のプロです。重度視覚障害者の置かれている生きづらい社会的背景も熟知されています。

健常者に比べ自分を守ることが困難な状態に置かれることが多い重度視覚障害者を守る目的でも「盲導犬使用に関する誓約書」が存在していると考えられるのですから、特定施設Bにお話をすることをブロックするようなご説明は未だに理解できません。

私は、特定法人Jは信用できない施設ではなく、むしろ信頼できる施設と思っています。

私にとって、法務局特定支局特定支局長が特定施設Bへの連絡を妨げる行為は、どうにも解せない行為です。

人間は、視覚からの情報が8割とか9割とか言われています。重度視覚障害者は、その8割9割が困難な状況です。情報を得る為に他から8割近くを得なければならないのです。そのためにも必要に応じて特定法人Jのような施設で訓練を重ねたり相談をしたりします。

目からの情報を得ることが難しい私にとって、耳からの情報、「音」つまり「会話」は重要です。必要な情報を得る手段としてだけではなく、孤立を防ぐこともできます。

危険回避、保護が得られることも経験しております。

重度視覚障害者の生きるための手段である「会話」を、信頼できる相手に制限されるのは、とても大きなことだということを知ってください。

(資料参照)

その日以後も、「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください」と言う特定支局長のお話が私の中でずっと辛くて、気持ちが重い日が続いていました。

特定年月日S法務省人権擁護局調査救済課特定職員Aさんに、特定年月日F「侵犯事実不明確」の結果をきかされた日、法務局特定支局特定支局長に「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」と、口止めされ脅されて声が出なくなったこと。

恐怖で声が出なくなったら「お話をされないのならば税金の無駄遣いになるので、電話を切ります。」と、告げられたこと。

次の日特定年月日W特定支局長にお電話がつながったら「特定施設B特定所長Bに話したかどうか」をいきなり聞かれたこと、ここまでの内容をお話ししました。

法務省人権擁護局調査救済課特定職員Aさんが、「話してもいい」とお話しくださって、私と母は楽になりました。

そのうえ法務省人権擁護局調査救済課特定職員Aさんは、法務局特定支局に事実確認をして下さるとご説明下さりました。その調査した事実で法務局特定支局が改善しないとならないなら、必要が有るならば法務局特定支局に注意が入るといふこと、

ただし、どのように法務局特定支局へ事実確認が行われ、どのような結果になっているのかは、私には伝わらないことをご説明くださりました。

ただ、この法務局特定支局特定支局長の件は、私に与えた影響は大きく、

「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」作成するにあたり特定施設Aへ質問をしなければならなかったのですが、恐怖がよみがえってきて、被害者が加害者にならない範囲とは、一体どこまで特定施設Aに話すことなのかが判らなくなり、怖くなりました。

特定年月日X法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員Bさんに「「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」を作成するにあたり、特定施設Aに質問をしたいのですが、私はどこまで特定施設Aに話してもいいですか？」と、ご質問させていただきました。

特定職員Bさんは、「法務省と連絡をとっていること、「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」の手続きをしていることを話しても大丈夫です。」と、教えてくださいました。

ありがとうございます。

ご質問に答えて頂けて、安心して特定施設Aに質問をすることができました。法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員Bさんに感謝いたします。

法務省官房秘書課公文書管理室個人情報保護係特定職員Bさんのお電話を切って同日（特定年月日X）中に、特定施設A特定所長Aにお電話を入れました。特定年月日X特定施設A特定所長Aに、法務省と連絡をとっていること、「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」の手続きをしていることをお話しして質問をさせていただいているとき、特定所長Aから「〇〇さんが法務省に資料を送らなくても、法務省から特定施設Aに連絡をもらえれば、必要資料を特定施設Aから法務省にお送りしますのに。法務省から私（特定施設A特定所長A）にご質問が入れば、法務省に直接お答えできますのに。」と、特定所長Aはお話しくださいました。

それで私は、「今は〇〇〇〇の「審査請求」と「訂正請求」を法務省にする為なので、ありがとうございます。」と、特定施設A特定所長Aにお話ししました。すると、特定施設A特定所長Aは続けて「〇〇さんが特定支局に相談に行ったのでしょ？一度、特定支局から電話が私（特定所長A）宛に入って、特定施設Aの一般的な質問しかされなかったから一般的なことだけ答えたんですよ。〇

○さん特定支局に相談に行ったんでしょう？」と、優しい口調で気に掛けて下さりました。

私の本音は、心配してくださっている特定施設A特定所長Aさんに、法務局特定支局に相談に行ったことを正直にお話したかったです。

ですが、法務局特定支局の特定支局長の

「「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は○○さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、○○さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「○○さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが○○さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、○○さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わりに家に戻ったら「私人」になります。特定施設B特定所長Bさんや特定施設Aの職員達は「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は○○さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、○○さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」

が、どうしても頭にちらついて、心配して下さっている特定施設A特定所長Aに返答することができませんでした。

それで、私は特定所長Aに「今、私は特定施設A特定所長Aにどこまで話して構わないのか判らないんです。特定所長Aさんに正直に話すことによってお咎めが来るかもしれない。どこまで話すことが大丈夫でどこからが咎められるのか分からないんです。本当にごめんなさい。」と、お話ししました。

特定施設A特定所長Aは、「話しにくいんでしたら言わなくて大丈夫ですよ。ただ、特定支局から電話が一度私（特定所長A）宛にあったのでね。特定支局から聞かれた質問が一般的な質問だけだったから、一般的なことしか答えられなかったのね。それで、○○さんが特定支局へ行ったのかなと思ってお聞きしただけだから。話しにくいのでしたら言わなくても大丈夫ですからね。」と、お声掛け下さりました。

私が作成させていただく書類に、特定施設A特定所長Aのお考え（○○さんが法務省に資料を送らなくても、法務省から特定施設Aに連絡をもらえれば、必要資料を特定施設Aから法務省にお送りしますのに。法務省から私（特定施設A特定所長A）にご質問が入れば、法務省に直接お答えできますのに。）を記載することも、特定年月日U特定所長Aご本人から許可を戴きました。

特定施設A特定所長Aのお電話を切った後、家族に手伝ってもらい92枚の開示文書を確認しました。

聴取報告書は、開示文書中の【通し番号76から82】、開示文書中の【通し番号45】目録1～6の内、聴取報告書は「5聴取報告書（特定年月日Y）」と「6聴取報告書（特定年月日Z）」の2件だけでした。

開示文書【通し番号76】は、〔聴取報告書 文書作成日付：特定年月日Y 聴取年月日：特定年月日Y 特定時刻Iから特定時刻Jまで 聴取場所：特定地方法務局特定支局会議室 被聴取者：黒塗り表記〕となっていました。

特定施設A特定所長Aは「特定支局から電話が一度、私（特定所長A）宛にあったのでね。特定支局から聞かれた質問は一般的な質問だけだったから、一般的なことしか答えられなかったのね。」と、私にお話くださったので、電話でなく聴取場所特定地方法務局特定支局会議室となっている開示文書【通し番号76】の〔聴取報告書〕は、特定施設A特定所長Aではないと予想しました。

開示文書【通し番号88】は、〔聴取報告書 文書作成日付：特定年月日a 聴取年月日：特定年月日Z 特定時刻Kから特定時刻Lまで 聴取方法：電話連絡 被聴取者：黒塗り表記〕となっていました。

特定施設A特定所長Aは「特定支局から電話が一度私（特定所長A）宛にあったのでね。特定支局から聞かれた質問は一般的な質問だけだったから、一般的なことしか答えられなかったのね。」と、私にお話くださったので、〔聴取方法：電話連絡〕と、なっていますが肝心の〔被聴取者：黒塗り表記〕になっている為、特定施設A特定所長Aなのか、それ以外の方なのかわかりません。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「理由説明書」に、次のような記載がありました。

情個審第3340号

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

1 諮問事件

諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

理由説明書

4 一部開示決定を行った理由について

（2）本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのも

のに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

(3) 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当すること、及びこのような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため不開示とした。

の「人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれる」「本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており」と、ありますが、

特定年月日A私と母とパートナーの盲導犬と法務局特定支局に出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げていただくようお願いしました時に、法務局特定支局の特定支局長は、「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明をされました。法務局特定支局特定支局長のご説明通り、各関係機関へ聞き取り調査を行うなど職責を全う頂けたのなら、そのご助力を私に明かして頂きたいです。

法務局特定支局特定支局長は、各関係機関に聴き取り調査を行うと特別事件開始年月日である特定年月日Aに、審査請求人である私に向けてご説明をされているのですから、

逆に聞き取り調査をした各関係機関名・特別事件開始年月日以前以後、法務局特定支局や特定支局長へ直接お伝えしてある担当者名までも伏せるのなら、各関係機関名や担当者名までも伏せる理由を、きちんと付記する必要があると考えます。

加えて、特定施設A特定所長Aは「特定支局から電話が一度、私（特定所長A）宛にあったのでね。特定支局から聞かれた質問は一般的な質問だけだったから、一般的なことしか答えられなかったのね。」と、審査請求人である私に明かして下さっているのですから、その内容が92枚の開示文書中に含まれていることは既にわかっています。

ですが、開示された92枚の文書では、特定施設A特定所長Aへ聞き取り調査を行って下さったことすら判断できない開示方法に違和感を覚えています。

情個審第3340号

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

1 諮問事件

諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

に、つきましても、理由説明書に対する意見書を総務省に提出させて頂き、現在諮問が行われている最中です。

法務局特定支局のご従事を賜ることにより、人権侵犯事件が起こった無断撮影の会場となった特定施設A特定所長Aへ聞き取り調査が行われたことを、特定所長A自ら教えて頂く形で知りました。

その時の記録が、真実であることを確認したく存じます。

よって、黒塗り解除を節に願っております。

それから、特定年月日b特定施設B特定所長Bに私の考えをお話する機会がありました。

私は、特定所長Bに「特定施設B特定所長Bは私に、「法務局特定支局から連絡はきていない」と、以前お話くださったことがあるのですが、特定施設Bの他の職員が聞き取り調査に応じた可能性も否定できないと考えることもできます。」と、お話したことがあるのです。

すると、特定所長Bは私に「それはいいです。法務局特定支局から電話が入った時に私（特定所長B）が留守のときは、必ずメモが机の上に残るようにしていただいているようにしています。特定施設Bは、記録も残すようになっているので、法務局特定支局から電話は入ってないです。」と、話して下さいました。特定施設B特定所長Bのところには法務局特定支局から電話が入っていないとなるならば、残る関係機関は「特定法人A特定代表さん」、「特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさん」、特定施設A本部である「特定県社会福祉事業団」ですが、黒塗り表記では、とにかくわからないのです。

開示文書に記載されている聴取報告書は、【通し番号45】目録1～6の内「5 聴取報告書（特定年月日Y）」と「6 聴取報告書（特定年月日Z）」の2件だけでした。

特定年月日A私と母とパートナーの盲導犬と法務局特定支局に出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げていただくようお願いしました時に、法務局特定支局の特定支局長が、

「特定法人Aに聞き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明をされました。

私が考える関係機関は「特定法人A特定代表さん」「特定施設A特定所長A」「特定県社会福祉事業団本部 特定職員Jさんと特定職員Kさん」「特定施設B特定所長B」「特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさん」と、考えられるのですが、開示文書に記載されている聴取報告書は、2件だけです。他の関係機関に行われた調査報告書は、どこにあるのでしょうか。解せない気持ちで

います。

実は、一部開示決定に関する「審査請求書」で私はこのような審査請求をしているのです。

「審査請求書」 1 ページ

●理由 1 法務局特定支局長から簡易書留で届いた文書が入っているのか判りません。

特定年月日 W, 法務局特定支局特定支局長とのお電話で、今回の人権侵犯事件の結果「侵犯事実不明確」の結果を記載した文書でお送りすることができるのご説明が有り、文書の送付を希望いたしました。

特定年月日 c, 特定地方法務局特定支局から簡易書留が届き、封筒の中には、文書が一枚入っておりました。

(資料参照)

特定年月日 d 付の文書で、〇〇〇〇宛に簡易書留で郵送された私の手元に届いている文書ですし、「〇〇〇〇様」「特定地方法務局長」「印」となっており、9 2 枚の開示文書中に、私の名前まで伏せる形で黒塗りになっているのかも疑問です。

開示請求でご送付いただきました 9 2 枚の中に、上記の文書が含まれているのかがわかりません。

開示してください。

と、記載させて頂きましたが、私の手元に届いている上記文書でさえ 9 2 枚の開示文書に含まれていない可能性が否定できません。他の関係機関に行われた調査報告書も、同様の状態かもしれないと考えることも可能です。

一部開示決定処分 9 2 枚に及ぶ一部開示文書を受け取りましたが、法務局特定支局特定支局長のご説明の通り、各関係機関に聴き取り調査が行われているかどうか、とにかくわからない開示方法となっているのです。

今の一部開示決定処分の文書では、各関係機関に聞き取り調査が行われた事実が黒塗り表記となって開示されているのか、それとも「単に保有個人情報保有していないという事実」なのかどうかも判りません。

「保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか」など、何もわかりません。

それと特定施設 B 特定所長 B は、法務局特定支局から連絡が入ったことが無いとお話されています。特定所長 B が留守時の特定施設 B ルールがある為、法務局特定支局から連絡が無いと言い切れるようです。

そうなりますと、一体、特定施設 B ではないどこの盲導犬育成団体に聴き取り調査が行われたのでしょうか。

日本国内に盲導犬育成団体は 1 1 団体ありますが、各団体は独立運営です。他企業なので考え方が一緒ではないあり方となりえます。

(資料参照)

たとえ特定施設B以外の盲導犬育成団体に聴き取り調査などを実行しても、法人が違うので考え方も違うことがあり契約・誓約内容も異なります。特定施設B以外の盲導犬育成団体への聴き取り調査は、無意味と思われれます。

特定年月日 e 法務局特定支局特定支局長とのお電話で「特定県庁障害福祉課がここまで動かないのは、行政の指導のための法律が無いのではないか。私（特定支局長）も法律を調べているがわからないから、教えてください。」と話されました。私は、「障害者差別解消法」とお答えしたのですが、障害者差別解消法ではなく他の該当する法律を尋ねられました。

私は今回の件に関して、行政の指導の法律は、「やはり障害者差別解消法が該当するのではないのでしょうか」と特定支局長にお答えしたのですが、同日から調べ続けました。

特定支局長にお答えする機会に恵まれなかったのですが、努力して調べた結果、障害者差別解消法は「障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するもの」であることがわかりました。

《障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）》

第一章 総則

（目的）

一条

この法律は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切に作る社会（つぎからは「共生社会」といいます）をつくるために、自立や社会参加を支援する法律や制度をよりよいものにしたり、つくったりすることを目指します。

三条

（地域社会における共生等）三条 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。とあります。

これは、障害のある人みんなが、必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるようになること。また、情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすること

を、指しているのだと理解しています。

（差別の禁止）

四条

（国及び地方公共団体の責務）

六条

障害の有無（重度視覚障害があり盲導犬とチームを組んでいる）にかかわらず、障害があってもなくても分けられることなく、健常者と同じ基本的人権を享有する大切な個人として尊重される必要があり、障害者の自立及び社会参加の支

援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することは、地方公共団体等（特定県）の責任である。という考え方も可能であるということと
共生社会（一人ひとりを大切に作る社会）をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。
一は、障害のあるひとみんなが、社会の全ての場面に参加できるようにすること。

二は、障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること。

の、意味と考えることができます。

（国民理解）

七条

特定県庁障害福祉課は、共生社会をつくるために、地域社会における共生（みんなと一緒に暮らすこと）、差別の禁止、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則について、みんなの理解を深めるために必要な法律や制度をおこなわなければならないということだと思われまます。

国民である特定法人A特定代表さんをはじめ、他の方々の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないと思います。特定県庁障害福祉課が対応しないのは、障害者基本法に基づいていない気がいたします。

（国民の責務）

八条

みんなは、地域社会における共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）、差別の禁止、国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則にしたがって、共生社会をつくるために、努力しなければなりません。

（施策の基本方針）

十条

障害のある人の自立と社会参加の支援のための法律や制度は、障害のある人の性別、年齢、どんな障害があるか、どんな暮らしをしているかによって、つくられ、行われなければなりません。

2 国と都道府県市町村は、障害のある人の自立と社会参加を支援する法律や制度をつくり、行うときは、障害のある人や、家族、支援する人たちなどの意見を大切にするように努力しなければなりません。

地方公共団体（特定県障害福祉課）は、障害者（〇〇〇〇）の自立及び社会参加の支援（無断撮影、無承諾インターネット掲載防止、起こった時の対応）等のための施策を講ずるに当たっては、障害者（〇〇〇〇）その他の関係者（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（公共施設のバリアフリー化）

二十一条

に、ありますように特定施設Aの建物、設置主体は「特定県」です。

（資料参照）

（公共施設のバリアフリー化）二十一条文章中の
国及び地方公共団体（特定県）は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する公共的施設（特定施設A）について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

と、ありますように、特定県庁障害福祉課は、自ら設置する公共的施設（特定施設A）で（国及び地方公共団体の責務）に従事頂けたのが、「特定施設A特定行事」と考えられます。

その会場で、特定法人Aによる障害者差別「（写真の説明文引用）：盲導犬使用者さんもたくさん参加されていました」と、「重度視覚障害者である」という紹介文と一緒に〇〇〇〇とパートナーの盲導犬の写真を載せられました。無断写真撮影の動機は「健常者ではない。盲導犬使用者の重度の視覚障害者だから」という「障害者差別」が根底にあると思われます。「重度身体障害者で視覚障害、盲導犬使用者であるという日本国内でも数少ないマイノリティだから、写真を無断撮影し企業ブログに無断掲載した」と疑いが芽生えてなりません。特定法人A特定代表さんは特定年月日K特定県庁障害福祉課に「特定法人Aの企業ブログに〇〇〇〇とパートナーの盲導犬を載せたのは「みんなに知ってほしかった。」から」と、回答しています。

（特定年月日K特定県庁障害福祉課特定職員Gさんからお電話で聞きました。）

悲しいことですが、社会的マイノリティは「弱者」の立場にある集団として位置づけられやすいです。多数者からみれば（相対的に）異質であり異端と捉えられてしまうようです。そのため差別、迫害、あるいは日常生活を送る上での不平等などが生じやすい現実の中で暮らしています。

社会的少数者であったとしても「大多数の人とは異なる性質を備えている」という色眼鏡で見られたくはありません。盲導犬と盲導犬ユーザーは「社会的少数集団」ですが、少数だからと言ってカメラを向けないで頂きたいです。

盲導犬と盲導犬ユーザーは少数で珍しいからと写真を撮り「みんなに知ってほしい」とインターネットで公開することは差別です。

私は見ることが苦手なだけで、皆さんと同じ人間です。「みんなに知ってほしくはありません。」

（資料参照）

特定施設Aは特定県から指定管理を受けています。特定県からの委託があって、特定県の建物で特定行事をするので特定県に書類を上げ特定行事を開催しました。

(資料参照)

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんから、特定法人A特定代表さんによる無断撮影および特定法人A企業ブログ掲載について「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、肖像権とかプライバシー侵害と言ったところに対してはですね、それに関して要は、〇〇さんと直接お話をしたいと言われていています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「個人間のトラブル、もめごとなので、特定県は対応しない。障害福祉課として（答えを）出しています。」と話されましたが自ら設置する公共的施設（特定施設A）について、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等（無断撮影、インターネット掲載が起こらない対策、起こった時の対応策など）の計画的推進を図らなければならないと思われてなりません。

（公共施設のバリアフリー化）二十一条 4項には「国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。」とも、有ります。

自ら設置する公共的施設（特定施設A）を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬（盲導犬）の同伴について障害者の利用の便宜（盲導犬が同伴することによっての障害者差別、人権侵害、無断撮影、無断インターネット掲載の防止、起こった時の対応）を図らなければならないと考えることもできます。

「公共施設のバリアフリー化」は、みんなが使う建物や場所、乗り物のような対象物（形があるもの）だけに当てはまるのではなく、「心のバリアフリー」も大事だと思います。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」にも、このこと（心のバリアフリー）の重要性に触れられており

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

人権教育・啓発白書の刊行に当たって

（内容は省略する。）

と、書かれてありました。

森まさこ法務大臣と萩生田光一文部科学大臣も「誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を更に推進し、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現していきたいと考えています。この「心のバリアフリー」は、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標（SD

G s) の理念とも合致するものです。」と、「心のバリアフリー」をより一層促進する」と述べられています。

森まさこ法務大臣と萩生田光一文部科学大臣が「心のバリアフリー」を重要視し一層推し進めると策します。と、述べて下さっています。

設置主体が特定県の建物で起こった「人権侵害・障害者差別」について、特定県障害福祉課が対応しないという決定は、ひっかかりを感じます。

(資料参照)

(相談等)

二十三条

都道府県市町村(特定県)は、障害のある人が自分の気持ちに沿って決められるように支援すること(意思決定の支援)を大切にして、障害のある人や家族が相談できるようにしなければなりません。

都道府県市町村(特定県)は、障害のある人や家族、支援する人などが相談できるように、関係する(特定県障害福祉課)役所が互いに協力するようにしなければなりません。

都道府県市町村(特定県)は、障害のある人の家族が互いに支えあうための活動を支援しなければなりません。と、考えることができます。

私のように障害者や家族は、困った時に相談できる場所として、国と地方公共団体に相談できるように障害者基本法に定められています。行政から支援が受けられることが保証されていると理解しております。

障害者である私や、その他の関係機関(特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B)の話をきき、尊重し、障害者の便宜を図り、必要な施策を講じなければならぬし、実施する責任があると思われまます。

(資料参照)

特定年月日 e 法務局特定支局特定支局長とのお電話で法律を尋ねられたとき「障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化する、障害者差別解消法」をお伝えしました。

上記、障害者基本法を念頭に考えましても、「特定県庁障害福祉課」と、特定県が100%出資によって設立された公企業で特定県から指定管理を受けている特定施設Aの本部「特定県社会福祉事業団」も、関係機関と考え、法務局特定支局の聞き取り調査が有ると考えることが妥当と思われまます。

ですが、法務大臣が行った令和2年8月13日付の一部開示決定処分では、とにかくわかりません。

一部開示決定処分の92枚に及ぶ一部開示文書を受け取りましたが、法務局特定支局特定支局長のご説明の通り、各関係機関に聞き取り調査が行われているかどうか、とにかくわからない開示方法です。

今の一部開示決定処分の文書では、各関係機関に聞き取り調査が行われた事実が黒塗り表記となって開示されているのか、それとも「単に保有個人情報を保

有していないという事実」なのかどうかとも判りません。

「保有個人情報記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか」など、何もわかりません。

なぜ、各関係機関に聴き取り調査が行われているかどうかがわからない開示方法なのかについても、疑問を覚えています。

特定年月日A私と母とパートナーの盲導犬と法務局特定支局に出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げていただくようお願いしました時に、法務局特定支局の特定支局長は、「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」と、ご説明をされました。法務局特定支局特定支局長のご説明通り、各関係機関へ聞き取り調査を行うなど職責を全う頂けたのなら、そのご助力を私に明かして頂きたいです。

法務局特定支局特定支局長は、各関係機関に聴き取り調査を行うと特別事件開始年月日である特定年月日Aに、審査請求人である私(〇〇〇〇)に向けて「特定法人Aに聴き取り調査をしますが、他の各関係機関にも調査をします。」とご説明をされているのですから、

逆に聞き取り調査をした各関係機関名・特別事件開始年月日以前以後、法務局特定支局や特定支局長へ直接お伝えしてある担当者名までも伏せるのなら、各関係機関名や担当者名までも伏せる理由を、きちんと付記する必要があると考えます。

9 2枚の開示文書の中の法務局特定支局作成の文書や、特定年月日Fと特定年月日W法務局特定支局特定支局長の言動、

「〇〇さんは「調整(当事者間の関係調整を行います)」を望まれましたので調整を行いませんでしたが、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えすることができます。」

「〇〇さんの電話番号を特定法人A特定代表さんにお伝えするのではなく、〇〇さんが特定法人A特定代表さんに電話番号を非通知にしてお電話を入れてもいいです。」

特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っておりません。私(特定支局長)がそう思うのです。それで、〇〇〇〇さんと特定法人A特定代表さんが直接お電話でお話するのが良いと考えました。

「特定法人Aの結果「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがあります」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「〇〇さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。」

特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わりに家に帰ったら「私人」になります。特定施設B特定所長Bさんや特定施設Aの職員達は「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」

そして、私の母にまで「〇さんが他の人に特定法人A特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると言われていますが、報告するのは良くない。」と説明を入れ、母にも口止めされるような言動だったそうです。

次の日のお電話では、「もう特定所長Bさんに報告したのか。」とか「まだ特定所長Bさんに連絡をしていなくて、これから特定所長Bさんに報告をするのかどうか。」など、このことに対して何度も何度も執拗に問訊ねられたこと。本来、法務局とは、中立の立場で業務を遂行される行政機関ではなかったのでしょうか。

なぜそのように思う理由なのですが、「（開示請求）審査申請書」にも記載させて頂いているのですが、私が法務局特定支局へご相談にうかがった特定年月日Aの時点で、既に特定法人A特定代表さんを支援している動きを経験しました。

特定年月日S法務省人権擁護局調査救済課特定職員Aさんにお電話させて頂きましたとき、お話しさせて頂いているのですが、特定年月日A法務局特定支局に、私と母とパートナーの盲導犬と出向き、撮影不可の場所にもかかわらず無断撮影され特定法人Aの企業ブログに無断掲載されたことをご相談させて頂き、人権侵犯事件として取り上げていただくようお願い致しました。

特定支局長、法務局特定職員Dさん、人権擁護委員特定個人さんに、長時間お時間をとって頂きました。ありがとうございます。

その日のご相談時間中にあったことなのですが、まだ私のご相談が終わっていないのに、人権擁護委員特定個人さんは途中で席を立たれ、印刷物と複数の冊子を持って戻ってこられました。（母から特定個人さんの行動の説明を受けました）

座席に戻られた人権擁護委員特定個人さんのお話が、ご相談が終わる前から始まりました。

「啓発活動をしていて、お渡ししています。」と

「第〇回全国中学生人権作文コンテスト特定県大会：第〇回特定県小学生人権

メッセージコンテスト作品集 作成元：特定地方法務局：特定県人権擁護委員連合会」を1冊。（資料参照）

「第〇回全国中学生人権作文コンテスト特定県大会：第〇回特定県小学生人権メッセージコンテスト作品集」に掲載されている人権作文「知ってください、聴導犬のこと」を抜粋したコピー。（資料参照）

「令和元年度版人権の擁護みんなで築こう人権の世紀 作成元：法務省人権擁護局」を2冊（資料参照）を、受け取りました。

そして人権作文「知ってください、聴導犬のこと」を書かれた、私と同じ特定県特定市A在住の中学生についてご紹介が始まりました。

聴導犬や特定法人Aの聴導犬ユーザーである祖母のことを書いている人権作文で、読んで頂きたいと話されました。

人権擁護委員特定個人さんは、私をご相談させて頂きました特定年月日Aよりも前に人権のお仕事（イベント）の時に、その中学生の祖母が聴導犬ユーザーとして招かれたそうで、聴導犬ユーザーさんとパートナーの聴導犬にお会いされたことがあるそうです。

人権擁護委員特定個人さんは、「知ってください、聴導犬のこと」に登場する聴導犬の法人は、特定法人Aであること。その中学生の祖母が、特定法人Aの聴導犬ユーザーであることは、既にご存じでした。

ご存じのうえでお話しされたそうです。

私も母も、その特定法人Aの聴導犬ユーザーさんと特定法人Aの聴導犬とは、全く面識が無いことをお伝えしましたが、その後もお話が続きました。

特定法人A特定代表さんによって、つらい経験をしているのでご相談に伺い、人権侵犯事件として取り上げて頂くようお願いしたやさき、

私達と全く接点のない、特定法人Aの聴導犬ユーザーさんやお孫さんがどのような方か存じませんが、その方達の人権作文を読むよう手渡されるのは、負担でした。

特定法人Aの聴導犬がみせた立派なお仕事の様子や、好印象を持たれているらしい特定法人Aの聴導犬ユーザーさんのことをお話しされるのは、複雑な思いでした。

特定法人Aの聴導犬ユーザーさんや特定法人Aの聴導犬が私に何かしたわけではないけれど、「特定法人A」に係ることは、受け付け難い心情でした。

特定年月日A法務局特定支局にご相談に伺った背景をご考慮の上、啓発活動の内容をご考慮頂きたかったです。

特別事件開始年月日当日、悲しい経験をしたのです。

特定年月日A法務局特定支局にご相談に伺ったとき頂戴しましたパンフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」にこのように書かれてありました。

（資料参照）

「法務局による相談・救済制度のご案内」

“調査救済制度”のメリット

- 国の機関として、中立公正な立場で関わります。
- 秘密は必ず守ります。
- 経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。

「●国の機関として、中立公正な立場で関わります。」と有りますが、人権侵犯事件のスタートである特別事件開始年月日から特定法人Aに好印象寄りの発進で、「中立公正な立場で関わります。」なのか疑問を感じています。

その後の、特定年月日Fと特定年月日W法務局特定支局特定支局長の言動、

「〇〇さんは「調整（当事者間の関係調整を行います）」を望まれませんでしたが調整を行いませんでしたが、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えすることができます。」

「〇〇さんの電話番号を特定法人A特定代表さんにお伝えするのではなく、〇〇さんが特定法人A特定代表さんに電話番号を非通知にしてお電話を入れてもいいです。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんに謝りたいと思っています。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っていない。私（特定支局長）がそう思うのです。それで、〇〇〇〇さんと特定法人A特定代表さんが直接お電話でお話するのが良いと考えました。」

「特定法人Aの結果「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「〇〇さんが特定施設B特定所長Bさんに特定法人A特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長Bさん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人A特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わりに家に帰ったら「私人」になります。特定施設B特定所長Bさんや特定施設Aの職員達は「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」

そして、私の母にまで「〇さんが他の人に特定法人A特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設B特定所長Bさんに報告を入れると言われていますが、報告するのは良くない。」と説明を入れ、母にも口止めされるような言

動。

次の日のお電話では、「もう特定所長Bさんに報告したのか。」とか「まだ特定所長Bさんに連絡をしていなくて、これから特定所長Bさんに報告をするのかどうか。」など、このことに対して何度も何度も執拗に問訊ねられたこと。この状態は、「「法務局による相談・救済制度のご案内」“調査救済制度”のメリット●国の機関として、中立公正な立場で関わります。」なのでしょうか。現在、法務省人権擁護局調査救済課に提出している「保有個人情報訂正請求書」では、気になる記載が多く「趣旨と理由」は52項目にも及びます。

法務局特定支局が自支局で作成された文書中には、特定法人A特定代表さん寄りに作成されているという見方ができる表現もあり、

そのうちの1つは

(別紙3の項番43のとおり。)

(資料参照)

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

さらに、特定施設Bの名前を出す場合も、盲導犬育成団体としての考え方や盲導犬が出来る仕事内容も、盲導犬育成団体ごとに違いがあり、盲導犬に連関する情報が社会に影響を与える為、特定施設Bの承諾が必要なのです。

(資料参照)

写真撮影、インターネット掲載は、さらに特定施設Bの名称使用は、特定施設Bの承諾が無い場合は、誓約違反に該当します。

盲導犬にまつわる知識が世に広まるに当たり混乱が起こることを避けるため、情報を発信する盲導犬ユーザーは「特定施設Bの考え方や教示が基本であること」、並びに、盲導犬デモンストレーションは「特定施設B盲導犬が出来るお仕事内容であること」を、しっかりと表明する必要があると思われま

(資料参照)

情報発信元となる盲導犬ユーザーが特定施設Bの名称を使用する場合、世の中に与える影響や責任を担い、特定施設Bの承諾を得るのは当然の行為と思いません。

しかしながら今回、特定法人A特定代表さんにより、多々の情報を不特定多数に閲覧される特定法人A企業ブログにより拡散されました。その行為により○○○○と名称を出された特定施設Bには責任がかかってしまいました。

社会的影響を考慮しても、特定施設Bの判断無くして該当ブログ記事の行く末を決めるのはふさわしい行為ではありませんので、削除というキーワードは用いておりません。

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還 使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は、訓練所の指示があれば盲導犬を返還します。

(1) 前記の条件や規定に違反し、訓練所の指導に応じなかった場合。〕

当然、公開後の取り下げ(オプトアウト)もインターネット掲載に関する内容

ですから、誓約に含まれていることとなります。

「当該ブログの画像を削除すること」、
まして「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」は、身に覚えがありません。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」との行為は、特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反行為です。
私自ら率先して、特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反者になる必要がありません。誓約違反を犯した盲導犬ユーザーには「盲導犬の返還措置」が待っているのです。自ら、耐えがたい悲しみを受ける必要は有りません。
(資料参照)

令和2年版人権教育・啓発白書

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」は、お話ししておりません。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言ったにも関わらず、勝手に削除をされた。」と、法務省に保存されていることが恐ろしいです。知ることができて、良かったと思っております。

強く訂正を求めます。

私〇〇〇〇の意向は「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」です。

特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されています。

この一連の出来事は、〇〇〇〇方作成文書「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断公開について」に記載してあります。

〇〇〇〇方で作成した同文書（「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断公開について」）は、特定年月日C法務局特定支局へ出向き、特定職員Cさんと特定職員Dさんに「時系列の確認やその時何があったのかなどの確認に使っていただきたいです。」と、自分のために情報を記載していた文書に当時の私の気持ちを加え印刷し、特定法人A企業ブログコピーをお付けしてお渡ししています。

(資料参照)

上記のようなことが起きぬよう「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断公開について」をお渡ししているのですから、法務局特定支局が自社作成文書で間違えるのは、異様な状態と思われれます。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

参考資料2

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定)

(平成23年4月1日一部変更)

※第4章2に(12)追加

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

(内容は省略する。)

「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)第2章人権教育・啓発の現状1人権を取り巻く情勢」には「我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸政策の推進が図られてきている。・・・他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。」と書かれています。

特定年月日A, 私が母とパートナーの盲導犬の協力を得て法務局特定支局へ出向くことが出来、ご相談中に起こった特定法人A聴導犬とその聴導犬ユーザーのことを書いた人権作文を読むように渡されたり、特定法人A聴導犬の適切なお仕事の様子や特定法人A聴導犬ユーザーに好印象を持たれているお話を聞かされたこと。当時特定法人Aに関する情報を受け付けることを苦しく感じていましたので、つらい出来事でした。

同日人権侵犯事件として取り上げて頂きましたが、特定法人A特定代表さんにされた人権侵害でご相談しているのに法務局特定支局で受けた出来事は、本当に複雑な思いでした。

加えて、特定年月日Fと特定年月日W法務局特定支局特定支局長の言動、

「〇〇さんは「調整(当事者間の関係調整を行います)」を望まれませんでしたが、調整を行いませんでしたが、法務局特定支局が間に入って、〇〇さんの連絡先を特定法人A特定代表さんにお伝えすることができます。」

「〇〇さんの電話番号を特定法人A特定代表さんにお伝えするのではなく、〇〇さんが特定法人A特定代表さんに電話番号を非通知にしてお電話を入れてもいいです。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんに謝りたいと思っています。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇〇〇さんに謝りたいと言っていない。私(特定支局長)がそう思うのです。それで、〇〇〇〇さんと特定法人A特定代表さんが直接お電話でお話するのが良いと考えました。」

「特定法人Aの結果「侵犯事実不明確」という結果を他の人に話したら、今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止

める権利が無いので。」

「〇〇さんが特定施設 B 特定所長 B さんに特定法人 A 特定代表さんが〇〇さんにしたことを話したり、特定所長 B さん以外の人に特定代表さんがしたことを話して、特定法人 A 特定代表さんが仕事がしづらくなったらどうするんですか。特定代表さんの評判が悪くなったらどうするんですか。私（特定支局長）は公人ですが私人にお話してはよくありません。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。」

「法務局の人間は「公人」なのでお話しても良いです。仕事が終わりに家に帰ったら「私人」になります。特定施設 B 特定所長 B さんや特定施設 A の職員達は「私人」です。「公人に話すのはいいですが、私人にお話するのは「今は〇〇さんが被害者だけど、特定代表さんに対して「被害者から加害者になることがありえる」ので注意してください。ただ、〇〇さんが他の人に話すのを止める権利が無いので。と、お話しているのです。」

そして、私の母にまで「〇さんが他の人に特定法人 A 特定代表さんがしたことを話さないように。特定施設 B 特定所長 B さんに報告を入れると言われていますが、報告するのは良くない。」と説明を入れ、母にも口止めされるような言動。

次の日のお電話では、「もう特定所長 B さんに報告したのか。」とか「まだ特定所長 B さんに連絡をしていなくて、これから特定所長 B さんに報告をするのかどうか。」など、このことに対して何度も何度も執拗に問訊ねられたこと。特別事件開始年月日でもある特定年月日 A の出来事から侵犯事実不明確を告げられた特定年月日 F と特定年月日 W に経験したことを頭におきましても「令和 2 年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策） 参考資料 2 人権教育・啓発に関する基本計画 第 2 章人権教育・啓発の現状 1 人権を取り巻く情勢」の「諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。」に、含まれる出来事なのではないのかと考えてしまいます。

「令和 2 年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

参考資料

2 人権教育・啓発に関する基本計画

（4）障害者

（内容は省略する。）

「令和 2 年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省 参考資料 2 人権教育・啓発に関する基本計画（4）障害者⑦」では、「障害者の人権問題の解決を図るため、法務局において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制

を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする（法務省）」と、書かれてあり、障害者の人権問題の解決を目指すため、法務局は人権相談に活発に取り組み、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させます。なお、相談に際しては、関係機関と強い繋がりのある共に取り組み力を合わせ、努力して事に当たることを計画するものとする（法務省）と、理解することができます。

ですが、法務局特定支局での出来事は、「障害者の人権問題の解決を目指すため、法務局は、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させます。」と、離れかけているのではないかとも思えてしまいます。

障害者が心の面での利用しやすさを満たすことも、重要項目だと考えることができます。

法務局の人権相談は、本来「法務局による相談・救済制度のご案内」に記載されているように、調査救済制度を遂行する国の機関として、中立公正な立場で関わって頂くことが不可欠です。

人権侵犯事件として取り上げて頂きました特別事件開始年月日でもある特定年月日Aから特定法人Aに関して印象が良いことを人権擁護委員特定個人さんからご相談時間中に聞かされ、そして人権侵犯事件としての処理区分「侵犯事実不明確」を告げられた特定年月日Fと特定年月日Wに経験したことを頭におきましても、

少なくとも特定年月日Aから特定年月日W間、土台に特定法人Aについて好感が前提にあったのではないのか、特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇に関して、本当に平等でいて下さったのか、不安でいます。

法務省が「総務省情報公開・個人情報保護審査会」に提出された「1 諮問事件 諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号 事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件：理由説明書」に、次のような記載が有りました。

情個審第3340号

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

1 諮問事件

諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

理由説明書

4 一部開示決定を行った理由について

（1）本件開示請求に係る保有個人情報には、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件処理において、職員が率直な

意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。

「人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれる・・・ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。」
しかしながら、今まで法務局特定支局が私や家族にまでされたことを念頭に考えますと、あくまでも仮説ですが、既に事務の適正な遂行に支障を及んでいると考えることも可能と思われれます。

その不安を払拭するために、開示を希望致しております。

「法務局による相談・救済制度のご案内“調査救済制度”のメリット ●国の機関として、中立公正な立場で関わります。」は、人権侵犯事件にご従事される方達に、必ず守って頂きたい項目と思われれます。

特定法人Aをご支援の動き無く、関わって頂きたかったです。

情個審第3340号

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

1 諮問事件

諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

法務局特定支局のご従事を賜ることにより、事務の適正な遂行に支障を及んでいないと確認したく存じております。

そして、その時の記録が真実であることを確認したく望んでおります。

よって、黒塗り解除を節に願っております次第です。

「令和2年版人権教育・啓発白書（令和元年度人権教育及び人権啓発施策）作成元：法務省・文部科学省」

参考資料2

人権教育・啓発に関する基本計画

（平成14年3月15日閣議決定）

（平成23年4月1日一部変更）

※第4章2に（12）追加

第2章 人権教育・啓発基本計画の推進

（内容は省略する。）

と、記載されています。

「本報告においては、同計画に明示的に掲げられている人権課題に対する取組はもとより、同計画が「以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題等、その他の

課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。」としていることに基づき、・・・政府は、本報告に係る人権課題に対する人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、新たに生起する人権課題についても、それぞれの問題状況に応じ、その解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していくこととしている。」

「以上の類型に該当しない人権問題で新たに生起する人権課題についても、それぞれの問題状況に応じ、その解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していく」と有る様に、「盲導犬ユーザーとパートナーの盲導犬が、他の補助犬育成団体から営利目的で利用され人権を侵害され、さらに落度が無い状態で、パートナーの盲導犬の育成団体から誓約違反となる不利益を被る」と、いう新たに生起する人権課題についても日本国に向き合っていたきたいです。本来補助犬育成団体は、補助犬や補助犬ユーザーに対しての正しい接し方を、広く知らせる務めを担っております。

(資料参照)

身体障害者補助犬ユーザーの大原則として、補助犬ユーザーは「身体障害者」です。

例え自らでない育成団体の、補助犬ユーザーとパートナーの補助犬(盲導犬)であったとしても、盲導犬ユーザーとパートナーの盲導犬が無断撮影をされそうになっていたのを発見したら、補助犬育成団体の責務として、撮影をやめるように止めたり、目が不自由ゆえカメラに気が付かないという特徴があっても、「障害を利用して無断撮影をしてはならない」ことを、周知するべきお立場にあると考えられます。

補助犬育成団体の代表自らが率先し、盲導犬ユーザーとパートナーの盲導犬を被写体にして無断撮影し、無承諾でインターネットに掲載して利益追求を図るのは、一大事と思われれます。

もしかしたら補助犬や補助犬ユーザーに対しての理解が薄い方が、補助犬育成団体代表のしていることを参考にして、模倣することも起こりえます。

それは、障害者差別の助長や、補助犬普及を阻害する行為だと、考えることも出来ます。

「令和2年版人権教育・啓発白書(令和元年度人権教育及び人権啓発施策)作成元：法務省・文部科学省」

第1章 令和元年度に講じた人権教育・啓発に関する施策

第2節 人権課題に対する取組

4 障害のある人

(内容は省略する。)

国は、平成29年2月、東京2020大会を契機として全国のユニバーサルデザインの事業を行うことを進めていくため、多種多様な障害者団体等の関わる在り方で、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバー

サルデザイン2020行動計画」を決定されました。

ユニバーサルデザイン2020行動計画では、障害者の権利に関する条約である障害者権利条約の理念に基づき、全ての人々が、障害のある人に対する差別を行わないようにすることを徹底すると打ち立てられました。

そして、ユニバーサルデザイン2020行動計画を土台として、関係省庁等が共生社会（一人ひとりを大切に作る社会）の実現に向けた諸政策を推し進められる中、平成30年12月、第3回関係閣僚会議を開かれ、後世に業績として評価されるものとしての共生社会（一人ひとりを大切に作る社会）を現実のものとする為、実際に講じる取り組みを更に発展させる計画をして、試みの勢いが増すのを確認されました。

（資料参照）

私は、特定施設Bの共同訓練で教わった通り盲導犬と暮らすよう日々心掛けていますが、それでも理解が得られず悲しい思いを何度もしてきました。

私は、パートナーの盲導犬と社会参加の時に、共同訓練で教えられた通りに「厚生労働省発行 もっと知ってWelcome!ほじょ犬」「厚生労働省発行 [医療機関向け] ほじょ犬もっと知ってBOOK」「厚生労働省発行 Welcome!ほじょ犬 ステッカー」「特定施設Bってどんなところ?」「特定施設B作成貼り紙「盲導犬へのご理解とご協力を」」を用い、盲導犬（補助犬）のご理解が広がるよう行動するようにしています。

理解が得られない時に当然用いますが、逆に盲導犬にご理解が大きい時も状況を判断して使用しています。

ご理解の深い店舗や施設に、

厚生労働省作成の「厚生労働省発行 Welcome!ほじょ犬 ステッカー」「厚生労働省発行 もっと知ってWelcome!ほじょ犬」設置をお願いしたり、パートナーの盲導犬育成団体の「特定施設B作成貼り紙「盲導犬へのご理解とご協力を」」の掲示や「特定施設Bってどんなところ?」をお渡しして、盲導犬の更なる理解が深まるようなご説明や、施設側とふさわしいコミュニケーションがとりやすい関係でいられるように、機会をとらえ働きかけています。

補助犬の管轄省である厚生労働省を始め、国や地方公共団体、加えて各補助犬育成団体もご尽力下さっていますが、日本国において補助犬はまだまだ理解が広がらず、補助犬が急増していると言われていた欧米に比べれば、日本はあまり増えていません。

しかも盲導犬に関しては、減少傾向にあります。

そのような状況下で、補助犬事業者による補助犬ユーザーに向けた人権侵害が日本国内で起こるのは、大変なことだと思います。

本来補助犬事業者は、補助犬や補助犬ユーザーに一番理解が有り、補助犬も補助犬ユーザーも頼りにしている存在です。

そのようなお立場にある補助犬事業者から人権侵害をされると、補助犬ユーザーである身体障害者とパートナーの補助犬達は、一層社会で暮らしにくくなります。

日本国が「新たに生起する人権課題についてその解決に資する施策の検討」や、平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020年関係閣僚会議で決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」など障害者権利条約の理念に基づき、全ての人々が障害のある人に対する差別を行わないように徹底するようご尽力下さりますと、補助犬ユーザーである障害者とパートナーの補助犬達が暮らしやすくなることに繋がると思います。

実現できれば、日本国で補助犬は増加すると考えることもできます。

私は、日本国において、補助犬があまり増えない事情や減少傾向にある理由は色々あると考えていますが、その理由の一つは「無理解」だと思っています。

「新たに生起する人権課題についてその解決に資する施策の検討」、平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020年関係閣僚会議で決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画・全ての人々が、障害のある人に対する差別を行わないようにすることを徹底する。（平成26年条約第1号。障害者権利条約）」を、是非日本国に実行して頂きたいと望みます。

現在、法務省人権擁護局調査救済課に提出し総務省情報公開・個人情報保護審査会でお世話になっております「保有個人情報訂正請求書」では、気になる記載が多く「趣旨と理由」は52項目にも及びます。

法務大臣が行った令和2年8月13日付の一部開示決定処分の92枚に及ぶ一部開示文書を受け取りましたが、開示されている範囲でも不安要素がある記載が多く「趣旨と理由」は52項目にも及んでいます。

現在開示されているのは、審査請求人である私〇〇〇〇に関する範囲と思われるのですが、それでも「趣旨と理由」は52項目あります。

聴き取り調査に応じてくださった方達の範囲となれば、一体、どれだけ心に引っかかる箇所があり訂正が必要なのだろうかと考えてしまいます。

相手方である、特定法人A特定代表さんは、私（〇〇〇〇）に対してだけではなく、当時ご尽力下さっていた行政機関「特定県庁障害福祉課」に対しても虚偽の返答をしました。

日本国の機関である「法務局特定支局」に対しても事実でないことを真実の出来事として聞き取り調査で答えている可能性があると考えています。

現在、諮問中の

情個審第3340号

令和2年11月24日

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

1 諮問事件

諮問番号：令和2年（行個）諮問第182号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

で、さらに開示がなされたとしたら、また訂正箇所が増えると思われてなりません。

その為にも、まず52項目の「趣旨と理由」に基づいて訂正をお願い致します。虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私にとって苦痛です。虚偽の内容を真実として法務省で保存され続けることは、私も私以外の方達にも侵害行為と思われれます。

何卒、よろしくお願い致します。

別紙 3（訂正請求の趣旨及び理由（保有個人情報訂正請求書））

1 【通し番号 4】 【通し番号 7 9 行目】 【通し番号 4 7 9 行目】

（趣旨）

【通し番号 4】 【事案の概要】 相手方は、介助犬及び聴導犬を育成する法人の代表者であるが、特定年月日 D、特定市 B にある特定施設 A で開催された特定行事において、特定活動を行っている被害者（審査請求人を指す。以下同じ。）と盲導犬の姿（以下「当該画像」という。）について、被害者に無断で写真撮影を行った上、当該画像を相手方が代表者である特定法人 A のブログに掲載し、被害者の肖像権を侵害した。

【通し番号 7 9 行目】 【通し番号 4 7 9 行目】 【事案の概要】 その日、特定行事に来ていた聴導犬と介助犬を扱う補助犬事業者である特定法人 A の代表者に、私（審査請求人）が特定活動している様子を無断で写真撮影され、画像をインターネットのブログに掲載され、画像をインターネットのブログに掲載された。

（理由）

【通し番号 4】 「特定法人 A のブログに掲載し」

【通し番号 7 9 行目】 【通し番号 4 7 9 行目】 「インターネットのブログに掲載された。」と記録に残っていますが、

【事案の概要】 に記載されるのでしたら「特定法人 A の企業ブログに掲載し」と、特定法人 A という法人のインターネット上のページであることを、しっかり記載していただきたいです。

「【通し番号 4】 【事案の概要】 相手方は、介助犬及び聴導犬を育成する法人の代表者であるが」と記録にあるように、相手方を特定法人 A という法人全体としていません。

記録にあるように「相手方は法人の代表者である」としているのに対し、開示文書にある文章「特定法人 A のブログに掲載し」では、特定法人 A 代表者のブログ、つまり社長個人のブログであると誤った認識になる可能性も含んでいるように思えます。

【通し番号 7 9 行目】 【通し番号 4 7 9 行目】 「インターネットのブログに掲載された。」の文章も、ブログジャンルに関して不明となる文章です。

誤認識を防ぐためにも「特定法人 A の企業ブログに掲載し」とはっきり明記し、該当ブログは個人が趣味でしている種類のブログではなく、特定法人 A という法人のインターネット上のページであることを、しっかり記載していただきたいです。

2 【通し番号 4】

（趣旨）

【事案の概要】

相手方は、介助犬及び聴導犬を育成する法人の代表者であるが、特定年月日D、特定市Bにある特定施設Aで開催された特定行事において、特定活動を行っている被害者と盲導犬の姿（当該画像）について、被害者に無断で写真撮影を行った上、当該画像を相手方が代表者である特定法人Aのブログに掲載し、被害者の肖像権を侵害した。

（理由）

「特定法人Aのブログに掲載し、被害者の肖像権を侵害した。」と、記録されていますが、情報が不足していると考えられます。

「被害者の肖像権を侵害した。」だけではなく、私（〇〇〇〇）の「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」「個人情報やパーソナル情報公開」「特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反」など不利益を被っています。

3 【通し番号7 10行目】【通し番号47 10行目】

（趣旨）

【通し番号7 10行目】【通し番号47 10行目】「盲導犬をすぐそばに座らせて、私が特定活動している様子を撮影した画像である。」

（理由）

（資料参照）

「盲導犬をすぐそばに座らせて」いるのではなく、パートナーの盲導犬は「おなかを付けて伏せて」います。

特定施設Bの担当訓練士から、特定活動をするにあたって盲導犬ユーザー（私）とパートナーの盲導犬は

「発進→2人（私と盲導犬）で特定場所へ向かう→2人（私と盲導犬）で特定場所のそばで停止→盲導犬は盲導犬ユーザーに特定場所の位置を教える→2人で敷物の上へ向かう→2人で敷物に乗る→盲導犬だけ敷物に座る→盲導犬だけおなかを付けて伏せる→盲導犬だけおなかを付けて伏せたまま待機→盲導犬ユーザーがリードを手離し盲導犬のそばを離れることを伝えるので盲導犬は理解する→盲導犬ユーザーが盲導犬のそばを離れて盲導犬が完全フリーになるが、盲導犬ユーザーから次のコマンド（盲導犬への命令語）が出るまで、盲導犬はじっと動かず待機を守り続ける→盲導犬ユーザーが盲導犬のそばに戻り、盲導犬ユーザーがリードを持つのを待つ→盲導犬は立ち上がる→盲導犬は盲導犬ユーザーの左横につく→盲導犬は盲導犬ユーザーの左横で待機→盲導犬ユーザーが盲導犬のハンドルを握るなど、発進準備が整うまで盲導犬は待機→発進→2人（私と盲導犬）で舞台そでへ戻る」スタイルを教えられています。

これは、高度な技術です。この技が使えるチームは、少ないと考えられます。

「盲導犬をすぐそばに座らせて」は上記の「盲導犬だけ敷物に座る」の動作で

す。上記動作中、盲導犬が座る動きはこの時だけです。

上記の「盲導犬だけ敷物に座る」の動作の時には、盲導犬ユーザー（私）は盲導犬の右側にリードを持って立っています。写真に撮られた動きとは違います。

無断撮影写真が、敷物の上に立っている私と座っている盲導犬ではないならば、確実に違う動きを撮影された写真と考えられます。

見えている方達から無断撮影写真の説明をおききするところ、私は特定活動中でパートナーの盲導犬は敷物の上でおなかを付けて伏せた状態と教えて頂いております。

見えている方達の解説によって、特定施設Bの担当訓練士から特定活動をするにあたって教えて頂いた動作中の、「盲導犬ユーザーが盲導犬のそばを離れて盲導犬が完全フリーになるが、盲導犬ユーザーからの次のコマンド（盲導犬への命令語）が出るまで、盲導犬はじっと動かず待機を守り続ける」の動きを無断撮影されたとは私は認識いたしました。

この動きについてですが、盲導犬訓練士から教えられた上記動作の中では、全ての盲導犬にとって一番難易度が高いテクニックと考えることが可能です。

「盲導犬ユーザーが盲導犬のそばを離れて盲導犬が完全フリーになるが、盲導犬ユーザーから次のコマンド（盲導犬への命令語）が出るまで、盲導犬はじっと動かず待機を守り続ける」の動きを、パートナーの盲導犬が忠実に守っている様子を、介助犬聴導犬育成企業特定法人A特定代表さんに無断撮影されました。

4 【通し番号7 12行目】【通し番号47 12行目】

（趣旨）

【通し番号7 12行目】【通し番号47 12行目】同団体のホームページ中の活動記録のページに「特定行事に参加しました。」というようなタイトルで掲載され、特定行事で私の特定活動を○ということと、私のパートナーである盲導犬の父親と、ある介助犬の父親が同じであることなどが書かれていた。

（理由）

（資料参照）

「特定行事に参加しました。」ではなく、タイトルは「特定施設A特定行事に参加しました」です。

5 【通し番号7 12行目】【通し番号47 12行目】

（趣旨）

【通し番号7 12行目】【通し番号47 12行目】同団体のホームページ中の活動記録のページに「特定行事に参加しました。」というようなタイトルで掲載され、特定行事で私の特定活動を○ということと、私のパートナーであ

る盲導犬の父親と、ある介助犬の父親が同じであることなどが書かれていた。

(理由)

(資料参照)

「特定行事で私の特定活動を○ということ」は、文章での記載はありません。訂正をお願いします。

6 【通し番号7 13行目】【通し番号47 13行目】

(趣旨)

【通し番号7 13行目】【通し番号47 13行目】同団体のホームページ中の活動記録のページに「特定行事に参加しました。」というようなタイトルで掲載され、特定行事で私の特定活動を○ということと、私のパートナーである盲導犬の父親と、ある介助犬の父親が同じであることなどが書かれていた。」

(理由)

(資料参照)

「ある介助犬」という記載はありません。

特定法人Aブログの文章から読み取れることですが、ブログコピーの1ページ目には「特定名称Bと特定名称A頑張ったよ」とあり、文章に続く2ページ目最上部には2頭の補助犬の写真があります。

特定法人Aの補助犬の名前は「特定名称B」と「特定名称A」と判ります。

ブログコピーの2ページ目には、私とパートナーの盲導犬を無断撮影された写真が載せられており、写真すぐ下にある記載文章には「この盲導犬くんと特定名称Aちゃんはお父さんが同じなんだそうです」と書かれています。

私は、私のパートナーの盲導犬との特定活動後、特定施設A特定行事に仕事で来ていた特定施設Bの出店ブースへ行き

(資料参照)

特定施設Bの訓練士から、「今日(特定年月日D)特定施設A特定行事に来ていた特定法人Aの補助犬特定名称Aと、私のパートナーの盲導犬のお父さんが同じである」とことと「特定名称Aが(聴導犬ではなく)介助犬である」ことを教えてもらいました。

特定法人A企業ブログには「ある介助犬」というような漠然とした表現で記載されているのではなく、ブログ中の文章に「この盲導犬くんと特定名称Aちゃんはお父さんが同じなんだそうです」と、はっきり「特定名称Aちゃん」と書かれています。

私のパートナーの盲導犬の父親と「特定法人Aの介助犬特定名称A」の父親が同じです。

7 【通し番号7 16行目】【通し番号47 16行目】

(趣旨)

【通し番号7 16行目】【通し番号47 16行目】私は、特定施設Bから盲導犬を借り受けているが、文章の流れから、それが分かってしまう内容になっている。

(理由)

「盲導犬を借り受けている」の表現が気になります。

私とパートナーの盲導犬は、認定を受けチームを組んで社会参加しておりますが、「盲導犬借り受け」とは言わず「盲導犬貸与」という状態です。

(資料参照)

「貸与」とは、行動を行うために必要と考えて物品を貸してあげてを言うそうです。最初から持ち主から貸し出しを提示され、その行いが善意に近いものであり、相手側からの配慮であることが貸与の意味だそうです。

「貸与」とは貸し与えるという意味なので、ただの貸すという意味とは違うようです。この「貸す」という言葉に「与える」が付則されているので、貸されている物品の利用目的が終了するまでは、貸与を受けた人物が使えるという意味を持っているようです。盲導犬は、貸与されてから引退の年齢(10歳~12歳)まで、特別な理由や誓約違反がない限り、盲導犬の返還になることはないようです。

(資料参照)

「貸与」という言葉は、日常的に使用される頻度はそれほど多くなく、仕事などの義務が関係する場合に使われる言葉と言えるそうです。

そして「貸与」の反対語は「借用」になるそうです。

「借用」は自ら物品の持ち主に借りるための申し出をして、それを相手が了承して初めて借りることができ、最初から物品の持ち主から貸し出しを提示される「貸与」とは意味が違うように思えます。

「借り受け」は「貸与」と根本的に内容が合わなくなるので、「盲導犬を借り受けている」ではなく「盲導犬を貸与されている」だと思います。

8 【通し番号7 下から6行目】【通し番号47 下から6行目】

(趣旨)

【通し番号7 下から6行目】【通し番号47 下から6行目】特定月日A、特定施設Aに電話して相談したところ、代表者から撮影の許可について申出を受けた特定施設A職員はおらず、誰かが撮影を許可したわけではないことが分かった。所長とも話をすることができ、相手方に連絡してくれるとのことであった。

(理由)

「所長とも話をすることができ、」とありますが、特定施設A特定所長Aとお話しをしたのは、「特定月日Aではなく、特定月日B」です。

特定月日 A お電話で話しをしたのは、特定職員 F さんだけです。

9 【通し番号 7 下から 6 行目】【通し番号 4 7 下から 6 行目】

(趣旨)

【通し番号 7 下から 6 行目】【通し番号 4 7 下から 6 行目】特定月日 A，特定施設 A に電話して相談したところ，代表者から撮影の許可について申出を受けた特定施設 A 職員はおらず，誰かが撮影を許可したわけではないことが分かった。所長とも話をする事ができ，相手方に連絡してくれるとのことであった。

(理由)

「所長とも話をする事ができ，相手方に連絡してれるとのことであった。」とありますが，「相手方に連絡をしてくれると言ったのは，特定職員 F さんであり特定所長 A ではありません。」

実際に特定法人 A 特定代表さんに連絡をとってくださったのは，特定職員 F さんです。

10 【通し番号 7 下から 4 行目】【通し番号 4 7 下から 4 行目】

【通し番号 9 9 行目】，【通し番号 4 9 9 行目】

【通し番号 9 11 行目】，【通し番号 4 9 11 行目】

【通し番号 9 12 行目】，【通し番号 4 9 12 行目】

【通し番号 9 13 行目】，【通し番号 4 9 13 行目】

(趣旨)

【通し番号 7 下から 4 行目】【通し番号 4 7 下から 4 行目】特定月日 C，特定施設 A でお世話になっている先生から電話連絡があった。

【通し番号 9 9 行目】【通し番号 4 9 9 行目】同日午後，相談に乗っていただいた特定施設 A の所長に電話して，経緯を説明して，ブログが削除された事情を知らないか聞いてみた。所長は，削除された理由は分からないとのことであり，相手方と直接連絡をとった先生が不在であったのだが，特定施設 A の職員にも事情は分からないだろうとのことであった。

【通し番号 9 11 行目】【通し番号 4 9 11 行目】

【通し番号 9 12 行目】【通し番号 4 9 12 行目】

【通し番号 9 13 行目】【通し番号 4 9 13 行目】同日夕方，特定施設 A の所長から電話があり，先生が戻ってきて報告を受けたとのことだった。その日の午前中，相手方が特定施設 A に来訪してその先生を呼び，「〇〇さんに謝りたい，連絡先を知りたい。」と話があったという。先生は，個人情報であり本人の許可が必要であると説明して，そのまま外出したそうである。

(理由)

【通し番号 7 下から 4 行目】【通し番号 4 7 下から 4 行目】

【通し番号 9 9 行目】 【通し番号 4 9 9 行目】

【通し番号 9 1 1 行目】 【通し番号 4 9 1 1 行目】

【通し番号 9 1 2 行目】 【通し番号 4 9 1 2 行目】

【通し番号 9 1 3 行目】 【通し番号 4 9 1 3 行目】 特定職員 F さんの呼び方が全て「先生」となっていますが、「特定職員 F さんは、先生ではない」と思います。

特定施設 A で訓練を受けている訓練生の中には、訓練を担当してくださった訓練士を先生と呼ぶ訓練生がいるのも事実です。

特定職員 F さんが訓練士かどうか確認させて頂いたことはないのですが、今まで私は特定職員 F さんに訓練を受けたことはありません。

私は特定職員 F さんに事務的な用事（手続きの書類作成代筆や貸館（多目的ホール）関係、訓練の時間割確認他）でお世話になっていることが多いので、先生とは呼んでいません。

1 1 【通し番号 7 下から 2 行目】 【通し番号 4 7 下から 2 行目】

【通し番号 1 1 下から 9 行目】 【通し番号 5 1 下から 9 行目】

（趣旨）

【通し番号 7 下から 2 行目】 【通し番号 4 7 下から 2 行目】 また、相手方は、横顔なのでいいかと思って掲載したと話しているとのことであった。

【通し番号 1 1 下から 9 行目】 【通し番号 5 1 下から 9 行目】 無断で写真を撮影して無断でインターネットに掲載していることについて、「横顔だから大丈夫だと思った。」と考えるような相手方の意職を変える必要がある。」

（理由）

「横顔なのでいいかと思って掲載した」

「横顔だから大丈夫だと思った。」とありますが、情報が不足していると思います。私が特定職員 F さんからお聞きしたのは、

「私達（私と盲導犬）は、「横顔だしポケているのでいいかと思い、許可を取らずにブログに載せた。」と、特定法人 A 特定代表さんが特定職員 F さんに返答されたと教えて頂いています。

1 2 【通し番号 7 下から 2 行目】 【通し番号 4 7 下から 2 行目】

【通し番号 1 1 下から 9 行目】 【通し番号 5 1 下から 9 行目】

（趣旨）

【通し番号 7 下から 2 行目】 【通し番号 4 7 下から 2 行目】 また、相手方は、横顔なのでいいかと思って掲載したと話しているとのことであった。

【通し番号 1 1 下から 9 行目】 【通し番号 5 1 下から 9 行目】 無断で写真を撮影して無断でインターネットに掲載していることについて、「横顔だから大丈夫だと思った。」と考えるような相手方の意識を変える必要がある。」

(理由)

情報が足りないと感じました。

特定法人A特定代表さんは、「私達（私と盲導犬）は「横顔だしボケているのでいいか」と思い、許可を取らずにブログに載せた。」

その電話で特定法人A特定代表さんから、「「ブログの写真を削除かスタンプやぼかしを顔に入れることも出来る。」と特定職員Fさんにお話しされた」と聞いています。

「「ブログの写真を削除か、スタンプやぼかしを顔に入れることも出来る。」と、特定職員Fさんにお話しされた」出来事が、抜け落ちています。

1 3 【通し番号 8 4行目】 【通し番号 4 8 4行目】

(趣旨)

【通し番号 8 4行目】 【通し番号 4 8 4行目】当初は、写真をとられて何か問題があるのかというような返答であったが、無許可で撮影されたことについて問題であると指摘して、最終的には相手方に確認することであった。

(理由)

「写真をとられて何か問題があるのかというような返答であった」とありますが、情報の不足を感じます。

この文章では、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんは、自分以外の人間を写真撮影するとき、被写体に許可をとることは不要であるという認識の方であり、さらに「何か問題があるのか」と高圧的な態度をとられる方というお人柄であると、誤解される可能性があると思われます。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんのお考えは、写真を撮るにあたり被写体へ許可をとる必要がないというお考えの方ではありません。高圧的な態度の特定県庁職員でもありません。

私とのお電話では、「「人前で特定活動しているのに、どうして写真をとってはいけないのですか？道とか歩いていたら写真を撮ったらいけないですが。」と、話されました。」

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんは、人前で特定活動している人は許可をとらずに撮影してもよいが、道とか歩いていて人は許可なく撮影してはならないという感覚の方でいらっしゃいます。

1 4 【通し番号 8 7行目】 【通し番号 4 8 7行目】

(趣旨)

【通し番号 8 7行目】 【通し番号 4 8 7行目】私は、「少し考える時間が欲しいので、ブログはそのままの状態にしておいてください。後日、返事をします。」と、私の要望を伝えるようお願いした。

(理由)

「少し考える時間が欲しいので、ブログはそのままの状態にしておいてください。後日、返事をします。」に近いかもしれないのですが、正確には、「私（〇〇〇〇）に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんをお願いをしました。

15 【通し番号8 13行目】【通し番号48 13行目】

（趣旨）

【通し番号8 13行目】【通し番号48 13行目】また、同日、私の盲導犬借受元である特定施設Bにも話をして、私の対応の理由も含めて伝えた。所長は、相手方に伝えておくと言ってくれた。所長から、特定月日Dに電話があり、相手方にすぐに伝えたと言ってくれた。

（理由）

「盲導犬借受元」という表現が気になります。

私とパートナーの盲導犬は、認定を受けチームを組んで社会参加しておりますが、「盲導犬借受」とは言わず「盲導犬貸与」という状態です。

（資料参照）

「貸与」とは、行動を行うために必要と考えて物品を貸してあげてを言うそうです。最初から持ち主から貸し出しを提示され、その行いが善意に近いものであり、相手側からの配慮であることが貸与の意味だそうです。

「貸与」とは貸し与えるという意味なので、ただの貸すという意味とは違うようです。この「貸す」という言葉に「与える」が付則されているので、貸されている物品の利用目的が終了するまでは、貸与を受けた人物が使えるという意味を持っているようです。盲導犬は、貸与されてから引退の年齢（10歳～12歳）まで、特別な理由や誓約違反がない限り、盲導犬の返還になることはないようです。

（資料参照）

「貸与」という言葉は、日常的に使用される頻度はそれほど多くなく、仕事などの義務が関係する場合に使われる言葉と言えるそうです。

そして「貸与」の反対語は「借用」になるそうです。

「借用」は自ら物品の持ち主に借りるための申し出をして、それを相手が了承して初めて借りることができ、最初から物品の持ち主から貸し出しを提示される「貸与」とは意味が違うように思えます。

「借受」は「貸与」と根本的に内容が合わなくなるので、「盲導犬借受元」ではなく「盲導犬貸与の盲導犬育成団体」だと思います。

（資料参照）

16 【通し番号8 15行目】【通し番号48 15行目】

(趣旨)

【通し番号8 15行目】【通し番号48 15行目】また、同日、私の盲導犬借受元である特定施設Bにも話をして、私の対応の理由も含めて伝えた。所長は、相手方に伝えておくと言ってくれた。所長から、特定月日Dに電話があり、相手方にすぐに伝えたと言ってくれた。

(理由)

「所長から、特定月日Dに電話があり、」となっていますが、違います。

「特定法人B特定所長Bに、特定月日D、特定年月日L特定法人Aのブログから、特定年月日D特定施設A特定行事の記事が全て消えていることとお話しし、何か全削除の理由を特定法人A特定代表さんからお聞きしていないかお尋ねするために、お電話を私から入れました。」

17 【通し番号8 15行目】【通し番号48 15行目】

(趣旨)

【通し番号8 15行目】【通し番号48 15行目】また、同日、私の盲導犬借受元である特定施設Bにも話をして、私の対応の理由も含めて伝えた。所長は、相手方に伝えておくと言ってくれた。所長から、特定月日Dに電話があり、相手方にすぐに伝えたと言ってくれた。

(理由)

「相手方にすぐに伝えたと言ってくれた。」と、記録されていますが、これでは日付がわかりません。情報が不足していると思われます。

「特定年月日I私とのお電話の後、同日中に特定法人A特定代表さんにお電話を入れてくださった。」そうです。

特定年月日J特定施設B特定所長Bにお電話を入れ、特定法人Aのブログから特定年月日D特定施設A特定行事の記事が全て消えていることとお話しし、何か全削除の理由を特定法人A特定代表さんからお聞きしていないかお尋ねする電話中に、特定法人A特定代表さんに伝えてくださった日にちを教えて頂きました。

18 【通し番号8 下から3行目】【通し番号48 下から3行目】

(趣旨)

【通し番号8 下から3行目】【通し番号48 下から3行目】担当者によると、相手方は、掲載した理由を「みんなに知って欲しかった。」と話し、許可は取っていないと説明したとのことであった。また、私からの要望については、「意向をくんで、そのままにします。」、「〇〇さんからの返事を待ちます。」と話したとのことであった。

(理由)

「「意向をくんで、そのままにします。」，「〇〇さんからの返事を待ちます。」と話したとのことであった。」の記録に近いのですが、特定法人A特定代表さんは、特定県障害福祉課特定職員Gさんに「「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、話された」と、特定県障害福祉課特定職員Gさんからききました。

19 【通し番号9 下から7行目】【通し番号49 下から7行目】

(趣旨)

【通し番号9 下から7行目】【通し番号49 下から7行目】ブログは関係者が関心を持って閲覧するであろうことを考えると、・・・

(理由)

「ブログは関係者が関心を持って閲覧する」と、記録されていますが、特定法人A企業ブログは、IDやパスワード入力する必要はありません。

関係者だけでなく、どなたでも閲覧可能です。

それから、開示文章「ブログは関係者が関心を持って閲覧するであろうことを考えると、・・・」中の「，・・・」は、どのような意味を示しているのかわかりません。

「，」の続き「・・・」は、何を示しているのか教えて下さい。

「，」の続き「・・・」の表記は、読み手側が自由に発想することが起こりうると考えられます。必要でないように思われます。

20 【通し番号10 5行目】【通し番号50 5行目】

(趣旨)

【通し番号10 5行目】【通し番号50 5行目】私は、私がそのままにしておいて欲しいと要望しているのに、なぜ、全部削除する対応をしたのか聞いて欲しいとお願いした。担当者は、「分かりました、聞いてみます。」とのことだった。

(理由)

記録では「私がそのままにしておいて欲しいと要望しているのに、なぜ、全部削除する対応をしたのか聞いて欲しいとお願いした。」となっていますが、情報が足りません。この時、私が特定県障害福祉課特定職員Gさんに聞いて欲しいとお願いした点は2点あります。

●1点目特定年月日I特定県障害福祉課特定職員Gさんが特定法人Aにご連絡を入れてくださる運びになったので、特定施設A特定職員Fさんにお話しさせて頂きましたことと同じ内容、「私(〇〇〇〇)に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定職員Gさんにもお願いをしました。特定年月日K午後 特定

県障害福祉課特定職員Gさんが特定法人A特定代表さんに私の意向（「私（〇〇〇〇）に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」）をお伝えくださいました。

同日、特定法人Aの特定代表さんは、そのお答えとして、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにご返答されたとききました。

「特定法人Aの特定代表さんが特定県庁障害福祉課に返答されたの日（特定年月日L）から、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応を今日までとられておられる理由」が1点目です。

●2点目 私の意向内容、「私（〇〇〇〇）に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」は、特定県障害福祉課特定職員Gさんが間に入ってくださる方法で特定法人Aの特定代表さんに伝わりました。

そして、特定法人Aの特定代表さんのお答え「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」も、特定県障害福祉課特定職員Gさんが間に入ってくださる手法で、私（〇〇〇〇）に伝わっています。特定施設A特定行事のブログ記事の公開（アップロード）や公開後の取り下げ（オプトアウト）が出来るのは、特定法人A企業ブログの持ち主と考えることが妥当と思われまます。

したがいまして、公開後の取り下げ（オプトアウト）の根拠もご存じなのは特定法人Aであることが賢明と思われまますが、当時（特定年月日N時点）は、特定県障害福祉課に特定施設A特定行事のブログが全削除されている説明が、何も入っていないとのことでした。

特定法人Aの特定代表さんからの返答「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」を特定県庁障害福祉課経由で私に伝える方式ならば、公開後の取り下げ（オプトアウト）の事情も、特定県庁障害福祉課に報告することが、道理に叶っていると考えられます。

それですのに、「公開後の取り下げ（オプトアウト）の理由報告も無いまま、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由を知りたい」です。

と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお話ししました。

2 1 【通し番号10 9行目】【通し番号50 9行目】

（趣旨）

【通し番号10 9行目】【通し番号50 9行目】また、私は、話をメモに残すことが難しいので、電話のそばで家族と一緒に話を聞いてもらい、家族にメモをとってもらおうなどしているのだが、家族も大変であるし、聞き間違いな

ども起きると思い、電話ではなく、担当者が対応した結果を文書にして、担当者名や押印のあるものでいただけないかとお願ひした。

(理由)

「家族も大変であるし、聞き間違いなども起きると思い」と記録されていますが、誤りが含まれています。

正確には「文書でいただけますと、家族がメモをとる必要が無くなりますし、勘違いなどが起こることを防ぐことができます。」と、特定県障害福祉課特定職員Gさんに文書での回答をお願ひ致しました。

「聞き間違いなども起きると思い」との文章では、そばについて一緒に電話をきき協力してくれている家族が聴き間違いをすると、私のはなから決めつけていることとなります。それは、協力者に対して失礼です。

私は、家族が聴き間違いをすると決めつけていません。

「勘違いなどが起こることを「防ぐ目的」で、文書を求めました」。

家族を含むこれ以外の事由として、重度の視覚障害ゆえにメモを取りながら電話が出来ない私の為に、家族が電話時にはメモを取るために付き添っているのですが、そのメモすら確認できない私なので、電話の途中で保留し、正確な内容が控えられているか読み上げによる確認作業も必須です。

それでも受話口にいるのは私で、自分が受話口にいない電話の内容を正確に控えていくのはプレッシャーですし、大変骨の折れる作業です。

加えて上記理由、私も電話内容を控えている家族も、特定県庁障害福祉課とのお電話内容を勘違いしない予防目的でもあります。家族に対して、精神的にも物理的にも大きな負担をかけているため特定年月日Nお願ひ致しました。

そして更なる点として、文書を求める他の事情は、私の重度視覚障害です。

人権侵犯事件が起こった、特定施設A特定行事は、特定年月日Dに開催されました。

開示文書【通し番号13～29 保有個人情報(文書名):資料】、【通し番号53～69 保有個人情報(文書名):資料】は、私(〇〇〇〇)方で作成した文書です。

作成し始めた当時は、日記みたいな感じで、自分にいつ何があったのか確認できるようにするために記録していたものです。

特定年月日f初めて法務局特定支局にお電話を入れ、特定職員Cさんにお話を聞いて頂きましたが、私はメモを見ながら話せないで、日にちもその日に何があったのかも丸暗記で話していました。

正直なところ、カレンダーの期間が長くなり、丸暗記するのが大変と感じていました。「大事な内容なのに、間違えて特定職員Cさんにお話していたらどうしよう」と、不安にかられました。

それで特定年月日C法務局特定支局へ出向き、特定職員Cさんと特定職員Dさんに「時系列の確認やその時何があったのかなどの確認に使っていただきたい

です。」と、自分のために保存していた情報に当時の私の気持ちを加え印刷し、特定法人A企業ブログコピーをお付けしてお渡ししました。

開示文書【通し番号13～29 保有個人情報（文書名）：資料】，【通し番号53～69 保有個人情報（文書名）：資料】に、目を通して頂ければ確認できるのですが

私がパートナーの盲導犬とともに、無断撮影され無承諾で特定法人A企業ブログに掲載されたことに気が付き、この件で初めて会場である特定施設Aへ連絡を入れた日は、特定年月日Gです。

【通し番号13～29 保有個人情報（文書名）：資料】，【通し番号53～69 保有個人情報（文書名）：資料】中で、確認が取れることなのですが、特定年月日Gから【通し番号13～29 保有個人情報（文書名）：資料】，【通し番号53～69 保有個人情報（文書名）：資料】の時系列最終記述日である特定年月日gまでの間だけでも、覚えなくてはならない日時は多く、何時どなたとどのように話し如何様な展開になったのかなど、暗記内容は多岐にわたります。限界を感じています。

視覚障害の有無に関わらず、人は日時や内容に間違いが多くなれば、信用を落とすことになりかねません。

しかしながら、暗記する行為は私にとって過重です。たとえ覚えたとしても、不慣れな方達とのお話や自分の傷ついた出来事を話すのは、精神的な負荷が大きいものです。

人間は、過度なプレッシャーやとてつもないストレスがかかりすぎると、思わぬ失敗がおこる可能性が上がると考えるのは自然なことです。

文書で出していただけると、私自身が暗記しなければならない内容が削減され、心身共に負担が軽減されます。

思わぬ間違いにより、私自身の信用が失われることを防ぐため、文書をお願いしました。「重度視覚障害がある為に、電話の中身をメモに取れないことによる不都合の断ち切り、理解することや情報確認の困難解消、意思疎通の手段として情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすることのためと、私の社会的信用保持のため」に、文書を申し出ました。

文書の要請は、「障害者差別解消法 合理的配慮」に基づいてお願い致しました。視覚障害が有る無しに関係なく、正しく意思疎通が行われ正確な情報を受け取るためにお願いした事なのですが、認められませんでした。切ない気持ちでいっぱいです。

《障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）》

第一章総則

（目的）

一条

（地域社会における共生等）

三条

(差別の禁止)

四条

上記中にある

(地域社会における共生等) 三条 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。とあります。

これは、障害のある人みんなが、必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるようになること。また、情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすることを、指しているのだと理解しています。

加えて、上記中の

(差別の禁止)

四条

に、該当すると考えることができます。

そして、特定県障害福祉課は行政機関です。

障害者差別解消法の中でも、この合理的配慮の実施を、日本国や地方公共団体、独立行政法人や特殊法人については「法的義務」、また一般事業者については「努力義務」を課しているのではなかったのでしょうか。

さらに、

(地域社会における共生等) 三条 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

私は、上記にあるように「その他の意思疎通のための手段についての選択の機会」と「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大」として、電話では無く文書をお願いしました。

社会的障壁である「社会の壁」は、障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする社会に存在するもの全部です。

社会的障壁である社会の壁のために困っている障害者がいて、その障壁を無くすための負担が大きすぎないときは、差別をすることにならないように、その障壁を無くすために必要で障害に応じた対応(合理的な配慮)をしなくてはなりません。の意味と理解しています。

特定県障害福祉課は、合理的配慮に対しての実施は「法的義務」であり地方公共団体等の責務のはずという考え方も可能です。「文書での回答不可」が、障害者基本法に基づいた判断なのか疑問を持っています。

(趣旨)

【通し番号10 10行目】【通し番号50 10行目】また、私は、話をメモに残すことが難しいので、電話のそばで家族と一緒に話を聞いてもらい、家族にメモをとってもらうなどしているのだが、家族も大変であるし、聞き間違いなども起きると思い、電話ではなく、担当者が対応した結果を文書にして、担当者名や押印のあるものでいただけないかをお願いした。

(理由)

「担当者が対応した結果を文書にして」と記録されていますが、情報が不足しています。

相手方の特定法人A特定代表さんに対応された結果だけではなく、私と特定県障害福祉課とのお電話の中身も、文書で出して頂きたいとお願い致しました。

「特定県庁障害福祉課担当特定職員Gさんが、特定年月日K特定法人A特定代表さんとお電話された内容（特定法人Aの特定代表さんのお答え「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」などを含める）

特定県庁障害福祉課と私（〇〇〇〇）が特定年月日I，特定年月日J，特定年月日Nの，お電話でのご相談や情報交換など，

今後，特定県庁障害福祉課が，特定法人A特定代表さんにご連絡を入れてくださったことによる情報の授受，

そしてこれから後，特定県庁障害福祉課と私（〇〇〇〇）が取り交わす内容などをお電話ではなく文書で頂戴したい旨を申し出致しました。」

23 【通し番号10 15行目】【通し番号50 15行目】

(趣旨)

【通し番号10 15行目】【通し番号50 15行目】特定月日E，県障害福祉課から着信があった。私は文書での返答をお願いしていたので、変だなと思っていたのだが、その日から特定月日Fまでの間に、着信が52回もあり私も家族も怖くなっている。

(理由)

記録では、「その日から特定月日Fまでの間に、着信が52回もあり」となっていますが、違います。実際には

着信1回目・特定年月日O特定時刻E

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

固定電話のコール回数多くて、怖かったです。

着信2回目・特定年月日O特定時刻F

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

着信3回目・特定年月日P特定時刻G

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

着信 4 回目・特定年月日 Q 特定時刻 H

特定県庁障害福祉課から、固定電話に着信がありました。

私も家族も電話の近くにおいて、家族が特定県庁障害福祉課からかかっているとすぐ教えてくれましたが、文書での返答をお願いしているため電話をとりませんでした。

固定電話のコール回数を数えましたが、52回も鳴りました。

私も家族も、固定電話が鳴ることに対して、恐怖を感じるようになりました。文書での回答をお願いしているにも関わらず、特定県庁障害福祉課から文書の回答も無いまま固定電話へ何度も着信があり、しかも一度の着信でコール回数が52回も有りすぎるため、私も家族もストレスを抱えるようになりました。

それで、特定県庁障害福祉課特定役職に連絡を取ろうと考えました。

「その日から特定月日 F までの間に、着信が52回もあり」ではなく、

「特定年月日 O から特定年月日 Q までの間に、特定県障害福祉課からの固定電話への着信は4回です。

「着信が52回もあり」と記録が残っていますが、「52回」という数字については、特定年月日 Q 特定時刻 H の着信は、固定電話のコール回数を数えましたが、52回も鳴りました。」です。

24 【通し番号10 下から8行目】【通し番号50 下から8行目】

(趣旨)

【通し番号10 下から8行目】【通し番号50 下から8行目】特定月日 G, そのままにしておくわけにもいかず、県障害福祉課に電話を掛けて、担当者の上司である特定役職につないでもらい、これまでのことを話した。

特定役職によると、相手方は、「インターネットに掲載していることはいけな

いと考えたので削除した。」と話したとのことだった。

(理由)

「インターネットに掲載していることはいけな

いと考えたので削除した。」と話したとのことだった。と記録されています。表現が近いと思われ

25 【通し番号10 下から5行目】【通し番号50 下から5行目】

(趣旨)

【通し番号10 下から5行目】【通し番号50 下から5行目】この件についての私に対する連絡を文書でお願いしたいことについては、一度電話を切って、再度、特定役職から電話があり、「個人間のトラブルであるので、中立な立場にある県として仲介、介入することが難しいこと、特定月日Hの相手方とのやり取りを文書で出すことはできないことを言われた。

(理由)

「個人間のトラブルであるので、中立な立場にある県として仲介、介入することが難しいこと、・・・を言われた。」と記録されていますが、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんのお言葉が足りません。

特定年月日R午後、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんのお電話で、私が特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんに告げられたのは

「特定県は中立的な立場をとっておりますので、そういった個人でのやりとり、(特定法人A)特定代表さんと県とのやり取りに対して、県と個人のやり取りを、文書のような形でお出しすることは非常に難しい。」

「個人間のトラブルに県がその中に入って仲介をするといったことは、立場上非常に難しい。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、〇〇さんと直接お話をしたいと言われております。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ(家)にも行ってもかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています、当事者同士でお話しをして下さい。」

「県は立場上のトラブルというもめごとに対して、県として介入することが難しい。県がやれない以上は、そこは特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇さんとの直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」

「直接、〇〇さんと特定代表さんで直接連絡をし合ってください。」

「(特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんの考えではなく)障害福祉課として(答えを)出しています。」と、きっぱり言われました。」

です。

26 【通し番号10 下から4行目】【通し番号50 下から4行目】

(趣旨)

【通し番号10 下から4行目】【通し番号50 下から4行目】この件についての私に対する連絡を文書でお願いしたいことについては、一度電話を切って、再度、特定役職から電話があり、「個人間のトラブルであるので、中立な立場にある県として仲介、介入することが難しいこと、特定月日Hの相手方とのやり取りを文書で出すことはできないことを言われた。

(理由)

「特定月日Hの相手方とのやり取りを文で出すことはできないことを言われた。」と記録されていますが、特定年月日K、特定県庁障害福祉課と特定法人

A 特定代表さんとの対応内容だけを、文書で出すことはできないと告げられたのではありません。

「特定県庁障福祉課担当特定職員 G さんが、特定年月日 K 特定法人 A 特定代表さんとお電話された内容と（特定法人 A の特定代表さんのお答え「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」などを含める）

特定県庁障害福祉課と私（〇〇〇〇）が、特定年月日 I，特定年月日 J，特定年月日 N のお電話でのご相談や情報交換など，

特定年月日 N 以降，特定県庁障害福祉課に入った，特定法人 A 特定代表さんからの返答時の状況（「そのままインターネットにあげておくことが，よくないと思ったので，全削除しました。」などを組み入れる）今後，特定県庁障害福祉課が，特定法人特定代表さんにご連絡を入れてくださったことによる，情報の授受，

そして，これから後，特定県庁障害福祉課と私（〇〇〇〇）が取り交わす内容など，

特定法人 A 特定代表さんと特定県庁障害福祉課間の話内容，情報の授受だけではなく，私（〇〇〇〇）と特定県庁障害福祉課間が取り交わす内容なども全て文書で出すことができないと拒否を受けました。」

27 【通し番号 10 下から 2 行目～通し番号 11 2 行目まで】【通し番号 50 下から 2 行目～通し番号 51 2 行目まで】

（趣旨）

【通し番号 10 下から 2 行目～通し番号 11 2 行目まで】【通し番号 50 下から 2 行目～通し番号 51 2 行目まで】また，相手方は，〇〇さんを傷つけてしまった，直接話をしてお詫びしたい，家にまで出向いてでもとまで言っているんだから，当事者同士で話をしてくださいと言われた。

そのように言われると，もはや，「怖い。」とは言えなくなってしまった。

（理由）

「相手方は，〇〇さんを傷つけてしまった，直接話をしてお詫びしたい，家にまで出向いてでもとまで言っているんだから，当事者同士で話をしてくださいと言われた。」と，記録されています。特定年月日 R 特定県庁障害福祉課特定役職特定職員 H さんから私に告げられたのは

「特定法人 A 特定代表さんは，〇〇さんを傷つけてしまったということで，〇〇さんと直接お話をしたいと言われていました。さらに，状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってもかまわないと，そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい」

「県は立場上，個人間のトラブルという，もめごとに対して，県として介入することが難しい。県がやれない以上は，そこは特定法人 A 特定代表さんと〇〇

〇〇さんとで、直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」

「直接、〇〇さんと特定代表さんで直接連絡をし合ってください。」

特定県庁害福祉特定役職特定職員Hさんは「（特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさん個人のお考えではなく）障害福祉課として（答えを）出しています。」と、きっぱり宣告されました。」

です。

「〇〇さんと直接お話をしたいと言われていました。」とは、お聞きしましたが「直接話をしてお詫びしたい」旨は、お聞きしておりません。

訂正を強く求めます。

それから、特定年月日R午後、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんから、特定法人A特定代表さんによる無断撮影および特定法人A企業ブログ掲載について、「特定県は、対応しない」ご判断も、障害者基本法に基づいているのか疑念を抱いてしまいます。

（地域社会における共生等）

三条

（国及び地方公共団体の責務）

六条

と、書かれています。

共生社会（一人ひとりを大切に作る社会）をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。

一は、障害のあるひとみんなが、社会の全ての場面に参加できるようにすること。

二は、障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること。

の、意味と考えることができます。

特定施設A特定行事は特定所長Aのご説明にありますように、「特定施設A特定行事の目的は、視聴覚障害者の方と地域の方との交流の場、理解を深めていただく場ということと、もう一つは、視聴覚に障害を持つ方々も文化活動などをされており。この発表の場を提供したいということが目的の一つです。」

（資料参照）

つまり、（地域社会における共生等）三条 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

そして、（地域社会における共生等）三条 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会（特定年月日D特定施設A特定行

事に参加するかどうか)が確保され、地域社会において他の人々と共生すること(視聴覚障害者と地域の方との交流の場、理解を深めていただく場)を妨げられないこと。に基づいて行われた催しが、特定施設A特定行事と思われる。

審査請求書(特定年月日h発送)理由2-3にありますように特定所長Aのご説明では、「特定施設Aは、特定県の建物、特定県の施設ですが、特定県から委託を受けていて、指定管理は「特定県社会福祉事業団」です。」

(資料参照)

「特定施設A特定行事」は、特定県から委託を受けていて、「こういうことをします。」と書類を特定県に提出し特定行事をしています。建物は特定県の建物なので、勝手に特定行事をすることはできません。」

(資料参照)

(国及び地方公共団体の責務)六条 国及び地方公共団体は、一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

地方公共団体である特定県は、共生社会を作る為に、地域社会における共生(みんなと一緒に町で暮らすこと)、差別をなくすこと、世界的協調(世界の人と協力し合うこと)という基本原則にしたがって、障害のある人の自立や社会参加の支援のための法律や制度を行なう責任があると考えられます。

(資料参照)

地方公共団体としての責任で、地域社会における共生、差別の禁止(特定施設A特定行事目的は、視聴覚障害や視聴覚障害者への理解、視聴覚障害者をお世話して下さっている方達への理解を深める目的)という基本原則にしたがい、視聴覚障害者への催しである「特定施設A特定行事」を開いているということだと考えられます。

(資料参照)

実際に、特定施設Aは特定県から委託を受けて「こういうことをします」という書類を特定県にあげて、特定行事を開催しています。

(資料参照)

そして、特定施設Aの本部、特定県社会福祉事業団は、特定県の100%出資により設立された社会福祉法人です。したがって、民間法人ではありませんが、公共性の高い法人。公企業であると考えられます。

公企業は、国または地方公共団体みずからが全額出資して直接に経営する収益的事業をいい、公共目的をもって設立され、その目的を実現するために存在するそうです。

特定県社会福祉事業団が行っている事業は、社会政策(国及び地方公共団体

の責務)六条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。)と関連する事業が含まれています。

(資料参照)

また、特定県社会福祉事業団の事業内容には、「障がい者等が自立した生活を営むことができるよう、また、就労やスポーツ等を通じて社会参加が促進されるよう支援しています。」と、あります。

(資料参照)

特定施設A特定行事の実施主体は、「社会福祉法人特定県社会福祉事業団特定施設A」と、あります。

(資料参照)

特定県が障害者基本法(国及び地方公共団体の責務)六条を遂行するために、特定年A特定県の100%出資により設立された公企業で起こった問題について、「特定県は対応しません。」というお話しは、違うような思いがいたします。

(資料参照)

特定県が、特定施設A特定行事で起こった「人権侵害(肖像権侵害・プライバシー侵害・個人情報やパーソナル情報公開)という差別」に対して関与しませんという判断は、不思議に思えてなりません。

(公共施設のバリアフリー化)

二十一条

4

に、ありますように「特定施設Aの建物、設置主体は「特定県」です。

(資料参照)

公共施設のバリアフリー化)二十一条文章中の

国及び地方公共団体(特定県)は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する公共的施設(特定施設A)について、障害者が円滑に利用できるように施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

と、ありますように、特定県庁障害福祉課は、自ら設置する公共的施設(特定施設A)で(国及び地方公共団体の責務)をご尽力下さいましたのが、「特定施設A特定行事」と考えられます。

(資料参照)

その会場で、特定法人Aによる障害者差別「(写真の説明文引用):盲導犬使用者さんもたくさん参加されてました」と、「重度視覚障害者である」という紹介文と一緒に〇〇〇〇とパートナーの盲導犬の写真を載せられました。

(資料参照)

無断写真撮影の動機は「健常者ではない。盲導犬使用者の重度の視覚障害者だから」という「障害者差別」が根底にあると思われまます。「重度身体障害者で

視覚障害，盲導犬使用者であるという日本国内でも数少ないマイノリティだから，写真を無断撮影し企業ブログに無断掲載した」と疑いが芽生えてなりません。

特定法人A特定代表さんは特定年月日K特定県庁障害福祉課に「特定法人Aの企業ブログに〇〇〇〇とパートナーの盲導犬を載せたのは「みんなに知ってほしかった。」から」と，回答しています。（特定年月日K特定県庁障害福祉課特定職員Gさんからお電話で聞きました。）

悲しいことですが，社会的マイノリティは「弱者」の立場にある集団として位置づけられやすいです。多数者からみれば（相対的に）異質であり異端と捉えられてしまうようです。そのため差別，迫害，あるいは日常生活を送る上での不平等などが生じやすい現実の中で暮らしています。

社会的少数者であったとしても「大多数の人とは異なる性質を備えている」という色眼鏡で見られたくはありません。盲導犬と盲導犬ユーザーは「社会的少数集団」ですが，少数だからと言ってカメラを向けないで頂きたいです。

写真を取り「みんなに知ってほしい」とインターネットで公開することは差別です。

私は見るのが苦手なだけで，皆さんと同じ人間です。「みんなに知ってほしくはありません。」

特定施設Aは特定県から指定管理を受けています。特定県からの委託があって，特定県の建物で特定行事をするので特定県に書類を上げ特定行事を開催しました。

（資料参照）

特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんから，特定法人A特定代表さんによる無断撮影および特定法人A企業ブログ掲載について「個人間のトラブル，もめごとなので，特定県は対応しない。障害福祉課として（答えを）出しています。」と話されましたが

自ら設置する公共的施設（特定施設A）について，障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため，障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等（無断撮影，インターネット掲載が起こらない対策，起こった時の対応策など）の計画的推進を図らなければならないと思われてなりません。

（公共施設のバリアフリー化）二十一条4項には「国，地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は，自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。」とも，有ります。

自ら設置する公共的施設（特定施設A）を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬（盲導犬）の同伴について障害者の利用の便宜（盲導犬が同伴することによっての障害者差別，人権侵害，無断撮影，無断インターネット掲載の

防止，起こった時の対応）を図らなければならないと考えることもできます。

「公共施設のバリアフリー化」は，みんなが使う建物や場所，乗り物のような対象物（形があるもの）だけに当てはまるのではなく，「心のバリアフリー」も大事だと思います。

設置主体が特定県の建物で起こった「人権侵害・障害者差別」について，特定県障害福祉課が対応しないという決定は，ひっかかりを感じます。

（国及び地方公共団体の責務）

六条

障害の有無（重度視覚障害があり盲導犬とチームを組んでいる）にかかわらず，障害があってもなくても分けられることなく，健常者と同じ基本的人権を享有する大切な個人として尊重される必要があり，障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することは，地方公共団体等（特定県）の責任である。という考え方も可能であるということと

（国民理解）

七条

特定県庁障害福祉課は，共生社会をつくるために，地域社会における共生（みんなと一緒に暮らすこと），差別の禁止，国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則について，みんなの理解を深めるために必要な法律や制度をおこなわなければならないということだと思われまます。

国民である特定法人A特定代表さんをはじめ，他の方々の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないと思います。特定県庁障害福祉課が対応しないのは，障害者基本法に基づいていない気がいたします。

そして

（国民の責務）

八条

みんなは，地域社会における共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと），差別の禁止，国際的協調（世界の人と協力しあうこと）という基本原則にしたがって，共生社会をつくるために，努力しなければなりません。

（施策の基本方針）

十条

障害のある人の自立と社会参加の支援のための法律や制度は，障害のある人の性別，年齢，どんな障害があるか，どんな暮らしをしているかによって，つくられ，行われなければなりません。

2 国と都道府県市町村は，障害のある人の自立と社会参加を支援する法律や制度をつくり，行うときは，障害のある人や，家族，支援する人たちなどの意見を大切にするように努力しなければなりません。

地方公共団体（特定県障害福祉課）は，障害者（〇〇〇〇）の自立及び社会参加の支援（無断撮影，無承諾インターネット掲載防止，起こった時の対応）等

のための施策を講ずるに当たっては、障害者（〇〇〇〇）その他の関係者（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

ということだと考えることができます。もうこの件について、〇〇〇〇の話を受け付けないという宣告は疑心を抱いてなりません。

〇〇〇〇だけではなく、特定行事の会場および主催である特定施設A、その本部である特定県社会福祉事業団、私のパートナーの盲導犬の写真及びインターネット掲載の権利を持つ特定施設Bの意見を聴くことを大切にして頂く対応を、せつに願っております。

（相談等）

二十三条

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人が自分の気持ちに沿って決められるように支援すること（意思決定の支援）を大切にして、障害のある人や家族が相談できるようにしなければなりません。

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人や家族、支援する人などが相談できるように、関係する（特定県障害福祉課）役所がお互いに協力するようにしなければなりません。

都道府県市町村（特定県）は、障害のある人の家族がお互いに支えあうための活動を支援しなければなりません。と、考えることができます。

私のように障害者や家族は、困った時に相談できる場所として、国と地方公共団体に相談できるように障害者基本法に定められています。行政から支援が受けられることが保証されていると理解しております。

障害者である私や、その他の関係機関（特定施設A・特定県社会福祉事業団・特定施設B）の話をきき、尊重し、障害者の便宜を図り、必要な施策を講じなければならないし、実施する責任があると思われまます。

特定年月日R 特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんがおっしゃられた「個人間のトラブルに県がその中に入って仲介をするといったことは、立場上非常に難しい。」、「県は立場上、個人間のトラブルという、もめごとに対して、県として介入することが難しい。県がやれない以上は、そこは特定法人A 特定代表さんと〇〇〇〇さんとで、直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」「障害福祉課として（答えを）出しています。」と、話されましたことも、障害者基本法に基づいてのご判断かどうかと疑問が膨らみます。

特定年月日e 法務局特定支局特定支局長とのお電話で「特定県庁障害福祉課がここまで動かないのは、行政の指導のための法律が無いのではないか。私（特定支局長）も法律を調べているがわからないから、教えてください。」と話されました。私は、「障害者差別解消法」とお答えしたのですが、障害者差別解消法ではなく他の該当する法律を尋ねられました。

私は今回の件に関して、行政の指導の法律は、「やはり障害者差別解消法が該

当するのではないのでしょうか」と特定支局長にお答えしたのですが、同日から調べ続けました。特定支局長にお答えする機会に恵まれなかったのですが、努力して調べた結果、障害者差別解消法は「障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するもの」であることがわかりました。

特定年月日A法務局特定支局に、私と母とパートナーの盲導犬とでお伺いし、人権侵犯事件として取り上げていただけるようお願いしました当日、私がお話しした不安材料にも、障害者差別解消法には触れられていて、

《障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針》

障害者差別解消法には、法の対象範囲として、障害者「特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、支援の必要性があることに留意する」とあります。

女性障害者の方が女性ゆえに難儀で苦境な状況に立たされるケースがあること、そのことを頭に置き、障害者である女性に対して、支援対応の必要性、気配りを要することも含まれています。

女性は障害が有る無しにかかわらず、弱い立場に置かれがちであるという、あってはならない社会背景が存在する現状を念頭に考慮され、障害者差別解消法には障害者女性に対する配慮項目もしっかりと入っています。

障害者基本法は、障害のある人に関係する一番大切な法律です。

障害者基本法をつくることを決めた障がい者制度改革推進本部は、内閣総理大臣をトップにすべての大臣をメンバーとして内閣でつくられました。

障がい者制度改革推進本部が障害者基本法をつくることを決めた目的は、日本の法律や制度を国連の「障害者の権利条約」の考え方に合わせて変えていき、日本の障害のある人が暮らしやすくすることです。

国連の障害者の権利条約とは、障害のある人の権利を守るという国の約束です。障害者の権利条約は、「私たち（障害者）に関係することを決める時は、必ず私たちの意見を聞いて決めること」という考え方に基づいて、日本人を含む、世界の多くの障害のある人が参加して平成21年（2009年）12月つくられました。

特定県庁障害福祉課が対応しないのは、「国連の障害者の権利条約、障害のある人の権利を守るという国の約束」とも別用とされます。

国は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分け隔てられず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現できるようにご尽力くださっています。

国は、「日本の障害のある人が暮らしやすくする」ため「障害者基本法」を制定しました。特定県障害福祉課は、日本の障害のある人が暮らしやすくする責任を担っていると考えられます。

特定県障害福祉課が対応しないという決定は障害者基本法や障害者差別解消法に基づいていないように思えてなりません。

特定県障害福祉課に誠実に向き合って頂きたいです。親切な対応を求めます。

28 【通し番号11 3行目】【通し番号51 3行目】

(趣旨)

【通し番号11 3行目】【通し番号51 3行目】私は、盲導犬と暮らしており、来訪者をモニターで確認することはできないし、逃げることもできない。相手方は、謝りたいと口にしていても、怒りの気持ちの方が強いかもしれない。

(理由)

「相手方は、謝りたいと口にしていても」と記録されていますが、特定法人A特定代表さんは特定県庁障害福祉課に向けて、「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、〇〇さんと直接お話をしたいと言われています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ(家)にも行ってもかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

と、話されていますと、特定年月日R特定県障害福祉課特定役職特定職員Hさんから聞かされました。

「謝りたい」というようなお話は、特定年月日R特定県障害福祉課特定役職特定職員Hさんから聞いておりません。

訂正してください。

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、〇〇さんと直接お話をしたいと言われています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ(家)にも行ってもかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、〇〇さんと直接お話をしたいと言われています。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ(家)にも行ってもかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

と、話されています。と、特定県障害福祉課特定役職特定職員Hさんからお聞きしています。「謝りたい」は、含まれていません。

訂正を強く求めます。

これまでの特定法人A特定代表さんの行動を考えますと、恐怖を感じています。

それは、特定法人A特定代表さんは、返答と違う行動をするのにあたり、私に対してだけではなく特定県庁障害福祉課にまでも、理由を告げることなく全削除を遂行するなど、自分本位な行動をとられることが多いように思えるからです。

特定年月日N特定県障害福祉課特定職員Gさんとのお電話の際に、特定法人A

企業ブログから全削除の理由報告も入っていないとお聞きしましたので、私は特定県障害福祉課特定職員Gさんに「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、なぜ〇〇〇〇の意向とは真逆の、全削除対応をとられておられる理由と、特定県庁障害福祉課にされた返答と真逆のことを、なぜ次の日（特定年月日L）から実行し続けておられる理由を知りたいことを話したら、

特定法人A特定代表さんからの返答は、「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」という、納得しがたい理由でした。

当時ご尽力くださっている特定県障害福祉課に向けての態度を含めて考えましても、状況と照らし合わせると、妥当な行動とは思えませんでした。更に加えて、私の意向「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、お伝えしましたのに、私方に考えることさえさせてもらえませんでした。本来、肖像がどのように利用されるかは、被写体にされた私とパートナーの盲導犬（特定施設B）の意思に委ねられるべき権利を有しているのではないのでしょうか。

公開後の取り下げ（オプトアウト）も含め、公開された情報並びに肖像がどのように利用されるかは、被写体とされた〇〇〇〇とパートナーの盲導犬（特定施設B）の意志に委ねられるべきであり、各状況を見ながら判断する権利があるはずです。

特定年月日A法務局特定支局に出向きました。その相談時間内にもお話ししておりますが、私のパートナーの盲導犬は特定施設Bの盲導犬です。

盲導犬は、盲導犬ユーザーが買い取りではなく、あくまでも貸与です。

盲導犬とは、私のパートナーではありますが、私個人の犬ということにはならない犬です。

（資料参照）

盲導犬ユーザーである私は、パートナーの盲導犬に対して適切な行動管理や健康管理、衛生の確保（予防接種および検診など）は、身体補助犬法13、22条で定められているように、私に盲導犬の管理責任があります。

（資料参照）

《身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）》

（身体障害者補助犬の行動の管理）

13条

（身体障害者補助犬の衛生の確保）

22条

しかし、写真撮影、インターネット掲載の権利は、特定施設Bにあるのです。特定施設Bでは盲導犬貸与時に特定施設Bと盲導犬ユーザー間で誓約を結びま

す。

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕（資料参照）

にありますように、写真撮影を認めていません。

写真撮影についての権利は、特定施設Bにあります。

さらに、「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に訓練所の承諾を得ます。〕

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

写真撮影、インターネット掲載は、特定施設Bの承諾が無い場合は、誓約違反に該当します。

そして、私とパートナーの盲導犬が、撮影禁止場所で無断撮影された写真が掲載された、インターネット上のページは、特定法人Aという企業ブログ、カテゴリは「特定法人A活動報告」と、なっています。

（資料参照）

特定法人Aは、介助犬、聴導犬育成企業の福祉事業者です。

「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類の犬を、補助犬といいます。

（資料参照）

補助犬の育成は、行政からの助成金もありますが、大部分が補助犬に対して深いご理解や正しい応援をくださっていらっしゃる方々、さらには、スポンサー企業や、ご支援されておられる個人の方達の募金やご寄付などです。

（資料参照）

特定施設Bの場合は、「盲導犬育成費用は8割以上がご寄付で成り立っています」と、ありますが、

他の補助犬である「聴導犬」「介助犬」についても、育成費用の大部分が「ご寄付」で成り立っています。（※特定年月日U特定施設B特定所長Bにお電話で、補助犬3種類の育成費用は行政からの助成金もあるが、大部分がご寄付であることを確認いたしました。）

それから、特定年月日D特定施設A特定行事に仕事で来られていた特定法人Aのブースへ行きました時にパンフレットを戴きました。

（資料参照）

「特定法人A企業パンフレット 手足の不自由な人を助ける犬介助犬・耳の不自由な人を助ける犬聴導犬」

○タイトル：介助犬・聴導犬の育成費，運営費難で困っています・・・。

1頭あたりの介助犬・聴導犬にかかる費用約○万円

当協会は現在，賛同いただける方の募金や会費，物品のご寄付等で賄われています。

1頭あたりの介助犬・聴導犬にかかる費用約○万円＝特定県からの補助金（○

万円) + 育成費運営費が足りない・・・(〇万円)

○タイトル：郵便振込用紙添付

加入者名：特定法人A

※該当するご協力内容に○印をお付けください。

A 寄付金

B サポート会員①個人会員／年会費〇円

②法人会員／年会費〇円

私たちは特定県で唯一、介助犬・聴導犬の育成と普及活動を行っています。

○タイトル：当協会の取り組みをご理解いただき、ご寄付やサポート会員になり、賛同していただける方、ボランティアを募集しております！

サポート会員様募集

個人／年会費〇円 法人／年会費〇円

会員様特典

特典① 感謝の会にご招待

特典② 会報誌をご送付

スポンサー様募集

補助犬ユニフォームに法人名掲載

ボランティア募集

●福祉イベントでのブース設営，来場者対応サポート

●訓練犬の散歩やブラッシング※事前講習が必要です。

●訓練犬のシャンプーやカット※トリマー経験者限定です。

物品のご寄付

ペットシート（レギュラー，ワイド，スーパーワイド）

募金箱，パンフレット設置

お店や法人に募金箱やパンフレットを置かせてください。

ご支援・ご協力をお願いします！

私とパートナーの盲導犬が，撮影禁止場所で無断撮影された写真が掲載された，インターネット上のページは，特定法人Aという企業ブログ，カテゴリは「特定法人A活動報告」と，なっています。

（資料参照）

その企業ブログは関係者への報告以外にも，介助犬や聴導犬にご理解を戴いたうえで賛同いただける方を募る目的でも使われています。

賛同いただける方の募金，会員による会費，スポンサー企業集め，物品の寄付，募金箱・パンフレット等の設置協力店舗，企業，病院，各種施設などを集める目的でも用いられます。

（資料参照）

撮影禁止会場で無承諾にて撮影された，私とパートナーの盲導犬に焦点を絞り込んだ写真が，肖像権の侵害だけではなく，営利目的で使用されたことになり

ます。

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は，盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕にありますように，「盲導犬の営利目的使用」や「盲導犬の利益目的使用」にあたる行為は，誓約違反に該当します。（※特定年月日U特定施設B特定所長Bにお電話で，特定法人A特定代表さんの無断撮影による同法人企業ブログに掲載は，盲導犬を営利目的で使用したことに該当すること。そしてそれが「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は，盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕に当てはまる為，〇〇〇〇が誓約違反になってしまったことを，再確認いたしました。）

私は特定法人Aに，撮影禁止場所で写真を無断撮影された「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」だけでも悲しいのに，営利目的で同法人の企業ブログに無断掲載されたことによって，特定施設Bから「誓約違反」になっていると，特定所長Bから告げられています。

生活上の平穩の利益が侵害される，つらい立場にいます。

今回の，特定年月日D特定施設A特定行事で，パートナーの盲導犬とともに特定活動することは，「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（3）盲導犬啓発のため，公の場でのデモンストレーション・講演などを行う場合は事前に訓練所の承諾を得ます。〕の，項目に当てはまるので，事前に特定施設Bに連絡を入れ承諾を得ていました。

私とパートナーの盲導犬は，今回の特定年月日D特定施設A特定行事以外でも，地元である特定県内で，パートナーの盲導犬とともに特定活動する活動をしています。

これまできちんと特定施設Bに届け出ていて誓約を守っていることと，今回の特定年月日D特定施設A特定行事においても，事前に連絡を入れ訓練所の承諾を得て誓約を守っている中で起こったことが考慮され，罰則は与えられていませんが，誓約違反という不名誉を負い，精神的苦痛を感じています。

特定施設Bでは，誓約違反になると「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還 使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は，訓練所の指示があれば盲導犬を返還します。

（1）前記の条件や規定に違反し，訓練所の指導に応じなかった場合。〕と，ありますように，パートナーの盲導犬と〇〇〇〇のチームを解消（認定の取消）し，盲導犬の引き上げを実行する，つまりパートナーの盲導犬を特定施設Bに返還しなければならない誓約となっています。

それは，パートナーの盲導犬と，引き裂かれてしまうということです。

障害のある人間を，献身的に助け，心も身体も支えて，命をお互いに預けながら心をつないで暮らす関係。信頼で結ばれているパートナーの盲導犬と別れる

ことは、私にとって耐えがたいことです。

おそらく「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」など関係なく、どの種類の補助犬ユーザーであっても補助犬ユーザーであるならば、皆さん同じお気持ちになられるのではないのでしょうか。

しかしながら、特定施設Bからご配慮があり、特定所長Bから「〇〇さんが故意に誓約に違反したのではないので、盲導犬の返還にはならない。」「〇〇さんはきちんと誓約を守っているのに、周りが誓約違反にしてみました。」と、お気遣いを受けることができました。

特定施設Bの心配りによって、パートナーの盲導犬とチーム解消は避けられましたが、私は今回、自分は誓約を守っているのに周りによって誓約違反にされてしまいました。

特定法人A特定代表さんによって、私とパートナーの写真を撮影禁止場所で無断撮影された「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」だけでも悲しいのに、その私達2人（私と盲導犬）が被写体のメインとされた写真を、営利目的、利益の追求のため無断で特定法人A企業ブログに掲載されました。

その結果、特定施設Bの「盲導犬使用に関する誓約書」にも、私は誓約を守って行動しているのに、特定法人A特定代表さんの行為（写真撮影・インターネット掲載・盲導犬の営利目的使用）によって「誓約違反」にされてしまいました。

誓約違反該当は、拭えないそうです。私に落ち度がないので、よけいに哀しいです。

私もパートナーの盲導犬も「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」「特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反」など不利益を被っていますが、特定法人A特定代表さんの行為によるとはいえ、特定施設Bにまで、不利益を与えてしまっています。

私自身、罰則のご配慮が特定施設Bからあるとはいえ、心理的な負担があります。

特定施設Bと盲導犬ユーザーが結んでいる「盲導犬使用に関する誓約書」の法律は、道路交通法と、今では身体障害者補助犬法だそうです。

特定法人Aは補助犬育成事業者であり、その特定代表さんは、上記法律に関して、私以上に熟知していらっしゃる社会的地位のかたです。

盲導犬ユーザーである私が守れていないことになる責任を問われる背景も、世間一般の方より理解していらっしゃる不自然なお立場です。

特定法人A特定代表さんなら、私に「写真撮影」「特定法人A企業ブログ掲載」を求めれば、上記理由により〇〇〇〇は特定施設Bの盲導犬ユーザーとして「撮影を望んでいない意思表示」をすることや「撮影を明確に拒絶する」ことも、補助犬育成企業代表者でありますので予想できると考えることができます。

更に、特定年月日K特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、返答されましたのに、次の日（特定年月日L）から〇〇〇〇の意向とは真逆の全削除対応をとりながら、特定年月日J特定施設Aへ押しかけ、〇〇〇〇の意向と真逆のことをしていることを伏せたまま「〇〇さんに謝罪したいので、連絡先を教えてください。」と、特定施設Aの職員を困らせました。

今回の人権侵犯事件の事件現場となった、特定施設Aは貸館事業をしています。

（資料参照）

私は、特定法人Aに無断撮影と企業ブログにインターネット掲載をされる前は、特定施設A特定行事が行われた多目的ホールを、〇〇〇〇個人で普段からおかりして、パートナーの盲導犬とともに特定活動をしておりました。

ですが、特定年月日D特定施設A特定行事に参加以降、特定施設A多目的ホールで特定活動ができておりません。

新型コロナウイルスも理由の一つですが、新型コロナウイルスが大変になる前に特定活動できなくなったのは、それは、特定年月日J特定法人A特定代表さんが、特定施設A来られ、〇〇〇〇の個人情報を特定施設A職員に求め、困らせ始めたからです。特定施設A多目的ホールでの特定活動以外にも、福祉機器の相談、生活相談、視覚障害の日常生活訓練を受けること、点字図書館の来館、特定県特定市Bへ通院時の盲導犬トイレ場所を他の理解が得られる場所にしないとならないなど（私は特定県特定市Aに住んでいます。）特定施設Aを通常利用できなくなることによって生活が制限されました。

特定法人A特定代表さんによる無断撮影や企業ブログ公表より、私生活上の平穩の利益まで侵害を受けました。

私は、特定法人A特定代表さんが、〇〇〇〇の個人情報を求めて特定施設Aへ押しかけ特定施設Aの職員を困らせて以後、当時恐怖で特定施設Aへ行くことができず、生活が制限されていますのに、今度は家まで来ると話されたのです。

特定県内に盲導犬は〇頭います。私の住んでいる特定県特定市Aにいる盲導犬は、その内の2頭です。

私は〇性ですが、もう一人の特定県特定市A在住の盲導犬ユーザーは〇性の方です。

特定県特定市Aの〇性盲導犬ユーザーは私しかいません。

特定法人A特定代表さんは、補助犬育成企業の代表です。

特定県内に補助犬育成企業は、特定法人Aしかありません。

（資料参照）

私の家を特定するのは、難しいことではないと考えられます。

特定法人A特定代表さんが家に来られても、私はインターホンのモニターも見えません。

道を歩いている時、パートナーの盲導犬に「まっすぐ行きなさい」とコマンド（命令語）を出せば、パートナーの盲導犬は、たとえ進行方向に特定法人A特定代表さんがいらしてもまっすぐ向かっていきます。

盲導犬は、盲導犬ユーザーに忠実です。国が認めている盲導犬です。

パートナーの盲導犬が「目の前に特定代表さんがいるよ。」などと教えてくれません。特定法人A特定代表さんが、もし逆恨みなど良くない感情を持たれていたら、重度の視覚障害がある私は一体どうやって身を守ればいいのでしょうか。重度の視覚障害がある人間は、自分を傷つけて悲しい思いをさせた人間を避けたい希望を認められることなく、私生活の平穩の利益侵害におびえながら暮らすしかないのでしょうか。特定法人A特定代表さんが取られた数々の言動を念頭に置くと不安を抱かずにはられません。

29 【通し番号11 6行目】【通し番号51 6行目】

（趣旨）

【通し番号11 6行目】【通し番号51 6行目】特定行事は特定県の主催で開催され、特定県が無断撮影を禁止している中での出来事なのに、個人間のトラブルなので間に入れないと突然言い出した。

（理由）

「特定行事は特定県の主催で開催され、」

「特定県が無断撮影を禁止している中での出来事」

「個人間のトラブルなので間に入れないと突然言い出した。」と記録されています。

特定年月日 e 法務局特定支局特定支局長から電話で「特定施設Aは特定県の施設なのか」「特定施設A特定行事の主催はだれなのか」「職員は特定県の職員なのか」「本当に撮影は禁止だったのか」「特定施設A特定行事の目的」を、尋ねられました。

それで同日私は、特定施設A特定所長Aに電話を入れました。

特定所長Aから「特定施設Aは、特定県の建物、特定県の施設ですが、特定県から委託を受けていて、指定管理は「特定県社会福祉事業団」です。」

（資料参照）

特定県の100%出資により設立された社会福祉法人です。したがって、民間法人ではありますが、公共性の高い法人です。

特定年Aに設立され、主に障がい者福祉の分野で長い伝統と実績があります。次のような事業を通じて、障がい者等が自立した生活を営むことができるよう、また、就労やスポーツ等を通じて社会参加が促進されるよう支援しています。

○障がい者の入所・通所による生活や就労の支援，訓練，相談支援などを行う
7つの施設・事業所の経営

○特定県の指定事業者として，障がい者への情報支援やスポーツ・レクリエーション指導，母子世帯への支援などを行う4つの県立福祉施設（特定施設A・特定県身体障がい者福祉センター・特定県障がい者更生センター・特定県立特定母子生活支援センター）の管理運営

（資料参照）

○厚生労働省や特定県からの委託による障がい者の就労に向けた相談支援事業

○障がい者スポーツの振興に関する事業

特定県社会福祉事業団は特定県により設立された法人ですので，「総合職」職員の給与や休暇などの勤務条件は，基本的には特定県職員に準じています。ただし，特定県職員とは業務内容が異なることなどから，一部の施設・職種において交代制勤務があるなど勤務条件が異なる点もあります。

特定施設A特定行事について特定所長Aは，「特定施設A特定行事は特定県から委託を受けていて，「こういうことをします。」と書類を特定県に提出し特定行事をしています。建物は特定県の建物なので，勝手に特定行事をすることはできません。」

（資料参照）

特定施設A特定行事の主催については，「特定施設A特定行事の主催は，特定施設Aです。」

（資料参照）

特定施設Aの職員については，「特定施設Aの職員は，特定県社会福祉事業団の職員です。」（特定年月日U特定施設A特定所長Aにお電話で，再確認いたしました。）

本当に撮影は禁止だったのかについては，「特定施設A特定行事の写真撮影とインターネット掲載については，特定施設Aの職員は許可を出していません。特定施設Aの所長の私が撮影許可とインターネット掲載の許可を出していませんので，許可は無いです。」と，ご説明くださいました。

それから特定所長Aは，特定施設A特定行事の目的については「特定施設A特定行事の目的は，視聴覚障害者の方と地域の方との交流の場，理解を深めていただく場ということと，もう一つは，視聴覚に障害を持つ方々も文化活動などをされており，この発表の場を提供したいということが目的の一つです。」

（資料参照）

上記内容を特定年月日E，法務局特定支局特定支局長に報告致しました。

そして，上記理由により，特定年月日C法務局特定支局を訪ね，特定職員Cさんと特定職員Dさんにお渡しした私（〇〇〇〇）方作成の書類「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断公開について（全17ペ

ージ)」の16ページ下から18行目（開示文書では【通し番号28 下から18行目】【通し番号68 下から18行目】）からの内容と異なるので、訂正を入れて下さいと法務局特定支局特定支局長にお願い致しました。

《障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）》

第一章総則

（目的）

一条

（地域社会における共生等）

三条

（地域社会における共生等）

三条 一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

（みんなと一緒にまちで暮らすこと）〈基本原則1〉

共生社会をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもっていて、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。

（地域社会における共生等）三条 一 障害のある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにすること

（地域社会における共生等）三条 二 障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること。と理解しています。

記録にある「個人間のトラブルなので間に入れないと突然言い出した。」につきましては、特定年月日R午後、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんから、特定法人A特定代表さんによる無断撮影および特定法人A企業ブログ掲載について、このように告げられました。

「特定県は、中立的な立場をとっておりますので、そういった個人間でのやりとり、（特定法人A）特定代表さんと県とのやり取りに対して、県と個人のやり取りを、文書のような形でお出しすることは非常に難しい。」

「個人間のトラブルに県がその中に入って仲介をするといったことは、立場上非常に難しい。」

「特定法人A特定代表さんは、〇〇さんを傷つけてしまったということで、〇〇さんと直接お話をしたいと言われております。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「県は立場上、個人間のトラブルという、もめごとに対して、県として介入することが難しい。県がやれない以上は、そこは特定法人A特定代表さんと〇〇

〇〇さんとで、直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」

「直接、〇〇さんと特定代表さんとで直接連絡をし合ってください。」

「（特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさん個人の考えではなく）障害福祉課として（答えを）出しています。」と、きっぱり言われました。」

という「特定県は、対応しない」ご判断も、障害者基本法に基づいているのか疑念を抱いてしまいます。

（以下、上記項番27と同様の記載部分を省略する。）

国は、「日本の障害のある人が暮らしやすくする」ため「障害者基本法」を制定されました。特定県障害福祉課は、日本の障害のある人が暮らしやすくする責任を担っていると考えられます。

特定県障害福祉課が対応しないという決定は、障害者基本法や障害者差別解消法に基づいていないように思えてなりません。

特定県障害福祉課に誠実に向き合ってくださいたいです。親切な対応を求めます。

30 【通し番号11 8行目】【通し番号51 8行目】

（趣旨）

【通し番号11 8行目】【通し番号51 8行目】盲導犬といるとつらいことも多々ある。特定市A内に盲導犬に理解があり、よくしてくれる店員さんがいる。その方は、特定法人Aで勉強したそうで、店員さんを育てた方にお礼を言いたい気持ちもあった。

（理由）

「その方（特定市A内店舗で盲導犬に理解があり、よくしてくれる店員さん）は、特定法人Aで勉強したそうで」と、記録されていますが、記録にある店員さんは「専門学校で特定代表さんから補助犬のことを学びました。」と、話して下さりました。

特定年月日D私と母とパートナーの盲導犬は、特定施設A特定行事での特定活動後、同特定行事に仕事で来られていた特定施設Bのブースを経由して、同じく同特定行事に仕事で来られていた特定法人Aのブースへ行きました。

（資料参照）

特定法人A特定代表さんのことは、お世話になっています店員さんからお聞きしていましたし、マスメディアにも積極的な方でしたので存じていました。でも、お会いしたのもお話したのも、この日が初めてでした。

母に特定法人Aの出店ブースへ連れて行ってもらっても、私は特定代表さんを探すことができません。

そのような理由でブースにて私は「特定代表さんはいらっしゃいますか？」と声をだしたら「私です。」と少し離れた場所でお声がきこえ、近づく足音がとれました。

特定代表さんが私のそばまで来てくださいました。特定代表さんが私にかけて

くださった初めてのお言葉が「特定活動〇ました。」でした。それだけ話され、写真の撮影をしてしまったことや特定法人A企業ブログ掲載のお話はありませんでした。

特定代表さんからの「特定活動〇ました。」のお言葉に私は「ありがとうございます。」と感謝をお伝えした後、特定代表さんが専門学校で補助犬について教えて下さった生徒さんが、今は私とパートナーの盲導犬がよく利用する店の店員さんをされていること。私とその店員さんに、補助犬に対して正確な知識で対応して下さることに感謝を述べた所、その店員さんが「自分は専門学校時代に特定代表さんから補助犬について学んだ。」「特定代表さんを尊敬している。」と、私に話して下さいましたこと。

店員さんは補助犬に対する正しいご理解をお持ちで、私とパートナーの盲導犬に対してとても親切にして下さること。

店員さんのご理解を育ててくださいました特定代表さんに感謝をお伝えしたくて会いにきました。と、私は話しました。

特定代表さんに、その店員さんのお名前と勤務していらっしゃる店舗名をお話すると、店員さんのことを覚えていらっしゃるようでした。

ただ、今回の人権侵犯事件に関する「写真撮影」「インターネット掲載」のお話は、一切出なかったです。

私は、無断撮影され人権侵害されていることに気が付くはずもなく、ただただ感謝を述べ続けていました。

それは、日本国において、まだまだ補助犬の理解が進まない現状が存在しているからです。

補助犬に対して正しい理解が得られるということは、私とパートナーの盲導犬が暮らしやすくなるからなのです。

2020年1月1日～2月21日、特定法人Kが、盲導犬ユーザーへの聞き取りにより、全国規模では初となる盲導犬受け入れ状況の実態調査を行いました。

その目的は、盲導犬同伴拒否の実情を把握し、障害のある方もない方も、共に生きる社会づくりを目指すための資料とするためです。

(資料参照)

【調査について】

調査対象：特定法人Kの盲導犬協会ユーザー（使用者）673名

(※) 回答者数：643名（男性294名・女性349名）回答率：95.5%

調査対象期間：2019年1月から12月の1年間

調査方法：2020年1月1日～2月21日に特定法人K加盟の盲導犬協会職員によるユーザーへの電話での聞き取りおよびメール

(※) 一部協会によっては、過去1年以内の新規ユーザーをアンケート対象か

ら除外した。

（資料参照）

特定施設A特定行事が行われた特定年月日Dには、まだ知らなかった情報なのですが、驚きのアンケート結果を知ることになりました。

（資料参照）

4.（盲導犬）ユーザーの居住地と拒否経験の人数について

（盲導犬）ユーザー人口から拒否経験の割合が高い地域をみると、○県では○人中○人が拒否経験ありと回答。

また○県が○人中○人、○県・特定県・○県は○人中○人が拒否経験ありと回答している。

（盲導犬）ユーザーの居住地と拒否経験者数（P○～P○の表）で、特定県：拒否経験あると答えた割合（％）○％。

私とパートナーの盲導犬が暮らしている特定県が、ユーザー人口から拒否経験の割合が高い地域ワースト○位、（特定法人Kの盲導犬協会ユーザー（使用者））○人中○人、拒否経験あると答えた割合、（％）○％。という結果を知りました。

私とパートナーの盲導犬が暮らしている特定県は、補助犬（盲導犬）の受け入れ拒否が日本国内で多い県であるという、衝撃の結果でした。

パートナーの盲導犬と社会参加をしているにあたり、盲導犬の受け入れ拒否を受けることは多々あります。たとえ建物の中に入れたとしても、正しくない知識ゆえ悲しい経験も一度や二度ではありません。

ユーザー人口から拒否経験の割合が高い地域ワースト○位である特定県下で、盲導犬について正確な知識を有される素晴らしい店員さんにお会いできたこと。

特定法人Aが、私が日常お世話になっております特定施設A特定行事にお仕事で来られると知ったのですから、特定代表さんに感謝をお伝えせずにいられなかったのです。

（資料参照）

特定法人Aの出店ブースで、特定法人Aの企業パンフレットを2種類頂戴しました。その内1種類「特定法人A企業パンフレット 手足の不自由な人を助ける犬介助犬・耳の不自由な人を助ける犬聴導犬」の企業パンフレット中に書かれてある

「特定法人A企業パンフレット 手足の不自由な人を助ける犬介助犬・耳の不自由な人を助ける犬聴導犬」

《代表者プロフィール》

＜特定年B～特定年C＞

特定専門学校特定学科 常勤講師

と、記載がありました。

それ以外にも特定法人A特定代表さんは、補助犬啓発活動で「学校での福祉総合授業」などの活動を、積極的にされていらっしゃる事は把握しております。ですが、特定法人Aは介助犬聴導犬育成企業で、専門学校ではありません。私とパートナーの盲導犬に正確な理解を所持され対応を下さる店員さんが、特定専門学校出身かどうか分かりかねますが、

「特定法人A企業パンフレット 手足の不自由な人を助ける犬介助犬・耳の不自由な人を助ける犬聴導犬」《代表者プロフィール》に、特定年Bから特定年C、特定専門学校常勤講師をされていたこと。

補助犬啓発活動で「学校での福祉総合授業」などの活動を、積極的にされていらっしゃる事。

店員さんご自身が「専門学校で特定代表さんから補助犬のことを学びました。」とお話くださっていることを踏まえましても、

「その方は、特定法人Aで勉強したそうで」ではなく「専門学校で特定代表さんから補助犬について勉強されたそうで」だと、考えることができます。

3 1 【通し番号28 下から15行目】【通し番号68 下から15行目】

【通し番号28 下から7行目】【通し番号68 下から7行目】

(趣旨)

【通し番号28 下から15行目】【通し番号68 下から15行目】特定県の施設で、特定県職員(特定施設Aの職員)が撮影禁止と言われている中での無断撮影なのに、どうして特定県から特定法人Aに対し、指導が入らないのでしょうか。

【通し番号28 下から7行目】【通し番号68 下から7行目】特定県の施設で、「特定県職員(特定施設Aの職員)が撮影禁止と言われている中の無断撮影」

(理由)

(以下、上記項番29と同様の記載部分を省略する。)

3 2 【通し番号28 下から12行目】【通し番号68 下から12行目】

【通し番号28 下から5行目】【通し番号68 下から5行目】

(趣旨)

【通し番号28 下から12行目】【通し番号68 下から12行目】そして、無断撮影が行われたのは「特定施設A特定行事」であり、主催は特定県です。

【通し番号28 下から5行目】【通し番号68 下から5行目】無断撮影が行われたのは、「特定県主催のイベント」

(理由)

特定年月日 e 法務局特定支局特定支局長から電話で「特定施設Aは本当に特定

県の施設なのか」「特定施設A特定行事の主催はだれなのか」「職員は特定県の職員なのか」「本当に撮影は禁止だったのか」「特定施設A特定行事の目的」を、尋ねられました。

それで同日私は、特定施設A特定所長Aに電話を入れました。

特定施設A特定行事について特定所長Aは、「特定施設A特定行事は特定県から委託を受けていて、「こういうことをします。」と書類を特定県に提出し特定行事をしています。建物は特定県の建物なので、勝手に特定行事をすることはできません。」

(資料参照)

特定施設A特定行事の主催については、国の施策に基づき特定行事を開催するよう特定県から委託を受けている特定県社会福祉事業団、つまり「特定施設A特定行事の主催は、特定施設Aです。」

(資料参照)

上記回答を特定年月日E法務局特定支局特定支局長にお電話を入れ、特定所長Aからお聞きした内容をお話ししました。

その際特定支局長に、特定年月日C法務局特定支局へ出向きお渡ししました私(〇〇〇〇)方作成の文書「特定年月日D特定法人Aによる無断撮影 インターネット上の無断公開について(全17ページ)」の16ページの内容と異なることとなりますので、修正をお願いいたしました。が、全く修正がされていませんでした。訂正を強く望みます。

3.3 【通し番号35】【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 人権相談所を知ったきっかけ18その他 その他の場合の具体的な情報(母が登記申請時に法務局の人権相談に関する看板を見た。)

(理由)

「母が登記申請時に法務局の人権相談に関する看板を見た。」と記録されていますが、「母は登記の手続きをしていません。」

人権相談票の日付、特定年月日Aに近い日付で、私も含め私の周囲で登記申請をした人はいません。

なぜ「登記申請時」と記録されているのか理解しかねます。

3.4 【通し番号35】【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

私は、自分の画像が一時的とはいえ、特定法人Aのブログに掲載され、周囲の

表記や私が連れている盲導犬の画像等を合わせて見た場合に、私個人が特定されてしまう可能性があることについて、人権侵害の被害申告を行いたい。

(理由)

(資料参照)

「特定法人Aのブログに掲載され、周囲の表記や私が連れている盲導犬の画像等を合わせて見た場合に、私個人が特定されてしまう可能性があることについて、人権侵害の被害申告を行いたい。」と、記録されていますが

「周囲の表記や私が連れている盲導犬の画像」以外にも、私個人が特定されてしまう可能性がある情報は多く含まれています。

ブログの掲載文章「(写真の説明文引用)：盲導犬使用者さんもたくさん参加されていました(写真に写っている人物は、盲導犬使用者つまり盲導犬ユーザーである)」

「(写真の説明文引用)：この盲導犬くんと特定名称Aちゃんはお父さんが同じなんだそうです(私のパートナーの盲導犬は、雄である)」

特定施設Bでは、特定施設Bの盲導犬の為に犬服(盲導犬コート)を作成してくださる、専門の裁縫ボランティアの方達がいらっしゃいます。

(資料参照)

特定施設A特定行事で、私がパートナーの盲導犬に着せていた服は、特定施設Bの裁縫ボランティアの方達が、心をこめて縫ってくださった犬服(盲導犬コート)です。

犬服(盲導犬コート)を着せている理由ですが、盲導犬の毛をなるべく落とさないようにする飛散防止、周りの人などに盲導犬の毛が付かないようにするため、万が一盲導犬自身が汚れた場合は、服を着せ替えていつも清潔を保つためなど、配慮の目的で使うと共同訓練中に教わりました。

(資料参照)

《身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49号)》

(身体障害者補助犬の行動の管理)

13条

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

22条

私は、身体補助犬法13、22条に基づいて、定期的なシャンプーや毎日グルーミングをしています。しかし、犬は生き物なので自然と毛が抜けます。

そして盲導犬の仕事内容には、お腹を床につける姿勢やお尻を地面に付けて座るポーズは多くあります。特定法人A企業ブログに無断撮影無承諾掲載された写真でも確認できますが、おなかを付けたままじっと待機するお仕事も少なくありません。

(資料参照)

もし、パートナーの盲導犬が意図せず汚れてしまった場合でも、服を着替え、

服から出ている足や尻尾などを拭き上げれば、パートナーの盲導犬が汚れた状態で建物に入らなくて済みます。

そのような理由で、私はこの日も犬服を着せていました。

犬服（盲導犬コート）は、盲導犬育成団体ごとにデザインが違います。（盲導犬は日本国内11団体あります（資料参照）

犬服は、盲導犬育成団体ごとに工夫や研究が施されたオリジナルデザイン、つまり制服やユニフォームに近いようなものとも考えることも可能と思われます。盲導犬が着用している犬服からも、特定施設Bの盲導犬であることが判ります。

（補足ですが、犬服（盲導犬コート）以外にも、盲導犬のハーネス・ハンドル・ハーネスポーチなど盲導犬が身に着けている仕事道具も、育成団体ごとにデザインや形も様々です。盲導犬が身に着けている仕事道具を見ることでも、どこの育成団体の盲導犬か判断することも可能です。）

さらに、特定施設Bの犬服（盲導犬コート）は、首・手首・足首・尻尾がゴムでギュッと縛ってある「作業着のつなぎ」のような形状です。上半身下半身全て繋がっておりセパレートされて無く、体幹全部と4本の脚を覆う犬服です。特定施設Bの犬服を着ていれば、一目でオス・メスを判断出来るであろう場所は隠れています。この日私は、パートナーの盲導犬に特定施設A内で終始犬服を着せておりましたので、目視でパートナーの盲導犬の性別を判断することは不可能と思います。

その他、特定施設Bでは、盲導犬に使う道具がオス・メスで異なる物もあります。当日私は雄用の道具を所持していましたが、特定法人A特定代表さんに、オス・メスが判断できる道具をお見せしていません。

それから、盲導犬に指示を伝えるコマンド（盲導犬の命令語）も、各盲導犬育成団体で違います。

（盲導犬は日本国内11団体あります（資料参照））

特定施設Bでは、盲導犬に使うコマンド（盲導犬の命令語）が、オス・メスで違っているコマンドが有ります。コマンド（盲導犬の命令語）は、ほぼオス・メス共通ですが、オスだけに使うコマンド、メスだけに使うコマンドが存在します。

私は、特定代表さんにパートナーの盲導犬が雄であることを教えていません。おそらく特定法人A特定代表さんは、私がパートナーの盲導犬に発しているコマンドをきいて、介助犬聴導犬育成企業代表の知識を活用され雄であることを見抜かれたと考えられます。私が特定代表さんに教えていない情報までも、無許可で企業ブログに記載され公開されたことは、とても悲しい気持ちでいます。

さらに企業ブログには、特定施設Bの情報が多く含まれており、
（資料参照）

「(写真の説明文引用) : この盲導犬くんと特定名称Aちゃんはお父さんが同じなんだそうです」「(写真の説明文引用) : 会場には特定施設Bも」特定施設Bの特定グループのデモ犬2頭の写真を挟んで、「(写真の説明文引用) : 特定名称Bと特定名称Aの里です。この子達も遠い親戚かも・・・」と、記載されています。

(「デモ犬」とは、デモンストレーションをする犬たちのことです。ふれあいや体験歩行をしたり、盲導犬のことを広く社会に知ってもらおうお仕事をしてくれています。普段デモ犬たちは、デモ犬ボランティア宅で生活しています。) ブログの流れから、「私のパートナーの盲導犬は特定施設Bの盲導犬であること」や、「私が特定施設Bの盲導犬ユーザーであること」もわかってしまいます。

「パートナーの犬と特定法人A介助犬特定名称Aのお父さんが同じとの記載によって、父親犬が特定施設Bの繁殖犬であること」までわかってしまいます。

「特定施設Bから特定法人Aに特定名称Aが移籍していること」まで、ブログ全体の流れ(掲載写真と説明の文章)で、分かってしまいます。

特定施設Bは、「盲導犬使用に関する誓約書」の[1. 使用目的(2)盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。(ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む)](資料参照)

にありますように、写真撮影を認めていません。

写真撮影についての権利は、特定施設Bにあります。

さらに、「盲導犬使用に関する誓約書」の[1. 使用目的(4)ホームページやブログを開設する際には事前に訓練所の承諾を得ます。]

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

写真撮影、インターネット掲載は、特定施設Bの承諾が無い場合は、誓約違反に該当します。

撮影禁止会場で無承諾にて撮影された、私とパートナーの盲導犬に焦点を絞り込んだ写真が、肖像権の侵害だけではなく、営利目的で使用されたこととなります。

「盲導犬使用に関する誓約書」の[1. 使用目的(2)盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。(ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む)]にありますように、「盲導犬の営利目的使用」や「盲導犬の利益目的使用」にあたる行為は、誓約違反に該当します。(※特定年月日U特定施設B特定所長Bにお電話で、特定法人A特定代表さんの無断撮影による同法人企業ブログに掲載は、盲導犬を営利目的で使用したことに該当すること。そしてそれが「盲導犬使用に関する誓約書」の[1. 使用目的(2)盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。(ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む)]に当てはまる為、〇〇〇〇が誓約違反になってしまったことを、再確認いたしました。)

「特定法人Aのブログに掲載され、周囲の表記や私が連れている盲導犬の画像等を合わせて見た場合」や、他の掲載写真や文字情報によるブログの書き方によって、「私(〇〇〇〇)が特定施設Bの「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反者であるという情報」も、この企業ブログ公開で発信されています。

35 【通し番号35】 【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】 【通し番号75】 人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

私は、自分の画像が一時的とはいえ、特定法人Aのブログに掲載され、周囲の表記や私が連れている盲導犬の画像等を合わせて見た場合に、私個人が特定されてしまう可能性があることについて、人権侵犯の被害申告を行いたい。

(理由)

「特定法人Aのブログに掲載され、周囲の表記や私が連れている盲導犬の画像等を合わせて見た場合」に、「私個人が特定されてしまう可能性があることについて、人権侵犯の被害申告を行いたい。」と、記録されていますが、「私個人が特定されてしまう可能性があることについて、人権侵犯の被害申告を行いたい。」だけではありません。

(資料参照)

私とパートナーの盲導犬が掲載された特定法人Aの企業ブログの記事「特定施設A 特定行事に参加しました。」の記事には、特定法人A 介助犬特定名称Aと介助犬特定名称Bは、特定施設Bが里であると記載されています。

もともとは、特定施設Bの犬であったことが記載されています。

(資料参照)

特定施設Bでは、盲導犬候補の犬として繁殖犬ボランティアさんのご自宅で生まれた子犬達は、生後2か月から繁殖犬ボランティアさんの家からパピーウォーカーボランティアさんの家へ引越しをして預けられます。

1歳になると特定施設Bへ入所し、盲導犬になるための訓練が始まるのですが、その途中で盲導犬よりも介助犬に向いていると判断された犬は、介助犬育成企業に移動します。

盲導犬候補犬から介助犬候補の犬として、進路変更をするのです。

特定法人Aの介助犬特定名称Aと介助犬特定名称Bは、特定施設Bが里ということは、繁殖犬ボランティアさんやパピーウォーカーボランティアさんは、特定施設Bのボランティアさんと思われれます。

盲導犬候補の犬は、特定施設Bの職員や関係者、繁殖犬ボランティアさんやパピーウォーカーボランティアさん、それ以外のボランティアさん、ご近所の方々など、特定施設B関係者以外の方達にも、これまでたくさんの人達から愛情を注がれて育ててきている犬達です。

特定名称Aと特定名称Bが、盲導犬候補犬から介助犬候補の犬として進路変更があり、特定施設Bから特定法人Aへ移動しても、その特定名称Aと特定名称Bへ向けての関係者の愛情は、何一つ変わらないと思います。

もしかしたら、特定名称Aと特定名称Bに関心のある、特定施設Bのボランティアさんなど関係する方達が、移動先の特定法人A企業ブログをご覧になっている可能性があると考えられます。

特定法人A企業ブログの掲載のされ方は、「私とパートナーの盲導犬が被写体のメインになっている写真の掲載」及び「パートナーの盲導犬と特定名称Aはお父さんが同じであるという、特定代表さんであっても簡単に知ることができないマニアックな情報を入手し、写真の説明に付け加えている」ことからしても、数多くの誤解を招く掲載方法です。

本来、特定代表さんは「特定法人A企業ブログ：カテゴリ：特定法人A活動報告：特定施設A特定行事に参加しました」と、特定法人A活動報告記事を書くにあたり、特定法人A関係者で無い○○○○とパートナーの盲導犬に焦点を絞った写真撮影の必要は無く、私とパートナーの盲導犬の個人情報やパーソナル情報を載せる必要がありません。特定法人A活動報告の公表目的ならば、関係者でない私とパートナーの盲導犬の情報は、不要です。

介助犬聴導犬育成企業特定法人A企業ブログを開いている目的は、「盲導犬」ではないはずで。

私とパートナーの盲導犬が掲載された特定法人A企業ブログ記事「特定施設A特定行事に参加しました」の記事の流れは、初めのテーマは聴導犬介助犬に向けてテーマがありますが、私とパートナーの盲導犬の写真上部の説明文「盲導犬使用者さんもたくさん参加されていました」から下の部分は全て「盲導犬」「盲導犬ユーザー」「特定施設B」がテーマに置き換わっています。

特定代表さんが特定法人A企業ブログ記事「特定施設A特定行事に参加しました」を使って、第三者に訴えたい内容が変わってきています。

特定法人Aも、私とパートナーの盲導犬が無断撮影された場所で開催された「特定施設A特定行事」のステージに出ています。午前の部（聴覚関係）介助犬・聴導犬デモンストレーションの内容で、参加されています。

（資料参照）

特定法人A企業ブログ：カテゴリ：特定法人A活動報告に、本来掲載されるべきその「特定行事介助犬・聴導犬デモンストレーション」内容は掲載せず、企業ブログテーマが「特定行事参加者の盲導犬使用者と盲導犬の写真」「盲導犬」「盲導犬ユーザー」「特定施設B」と、置き換わっていることを総合考慮すれば、第三者に訴えたい内容が、介助犬聴導犬育成企業ブログを開いている本来の目的（特定法人A活動報告・介助犬聴導犬認定試験合格報告・寄付のお礼・賛助会員募集（個人会員及び法人団体会員）・法人会員加盟報告・法人賛助会員加入報告・法人賛助会員へのお礼・スポンサー契約報告・募金箱設置協

力店のご紹介他)と違っていることは明らかです。

企業ブログ：特定法人A活動報告には不必要な私とパートナーの盲導犬に焦点をあてた写真掲載や私とパートナーの盲導犬の個人情報やパーソナル情報の文脈を公開することによって、

特定施設Bに関係する方達に、私が写真撮影も許可し、パートナーの盲導犬と特定名称Aの父親が同じであるという、知る人ぞ知る範囲のポピュラーでない個人情報も特定代表さんに提供して、特定法人A企業ブログに掲載もまるで承諾しているかのように誤解されるような、企業ブログの流れになっています。

(以下、上記項番28と同様の記載部分を省略する。)

特定施設Bに関係する方達に、私が自発的に誓約を破っていると思われるかもしれません。私にとって「不名誉」です。

特定施設Bでは、盲導犬を貸与された盲導犬ユーザーとその盲導犬は、特定施設B盲導犬情報機関紙「特定雑誌」の卒業アルバムに、写真を掲載されます。

(資料参照)

私とパートナーの盲導犬も「特定県 盲導犬名」の説明表記とともに、写真を掲載されました。

特定施設B盲導犬情報機関紙「特定雑誌」は、特定施設Bの関係者すべてに配布されると、盲導犬訓練士に教わりました。

特定法人Aの無断撮影の写真をみれば、特定施設B盲導犬情報機関紙「特定雑誌」の卒業アルバム「特定県(居住している県名) 盲導犬名」の表記もありますし、私のことを分かっているかもしれない。

その理由は、盲導犬ユーザーは「男性」も「女性」もいます。

犬種も「ラブラドルレトリバー」「ゴールデンレトリバー」「F1(エフワン)、F2(エフツー)※ラブラドルレトリバー×ゴールデンレトリバー混合種、交配の方法で数字が変わります。」

色も「ホワイト」「ブラック」「ブラウン」「チョコレート」「イエロー」「マーブル」様々です。

パートナーの盲導犬は、○○○○個人だけのパートナーであり、他の人と共同で盲導犬を使用しているのではありません。写真を見れば盲導犬の身体的特徴から犬がわかり、その盲導犬ユーザーも特定することも可能と思われます。

盲導犬も盲導犬ユーザーも減少傾向にあり、全体的に数が少ないです。

日本国内での盲導犬実働頭数は909頭です。(2020年3月31日現在：特定法人B特定委員会2019年度盲導犬訓練施設年次報告書より。)

日本国内での盲導犬実働頭数909頭の内、特定施設Bは、現役盲導犬○頭、ユーザーはタンデム(※1頭の盲導犬を2人の人間で使用する方式)○組で○名です。

(資料参照)

特定施設Bの盲導犬をパートナーとする特定県内の盲導犬ユーザーは、たった

○桁です。探しやすい状況と考えられます。

特定施設Bに関係する方達に、私が自発的に誓約を破っていると解されているかもしれません。不安でなりません。

私は、特定施設Bの共同訓練中に、盲導犬訓練士からこう教わりました。

「盲導犬は、どんなに盲導犬訓練所、自分たち訓練士が頑張っても育たない。ボランティアさんの協力が無かったら盲導犬は育たないんです。」「ボランティアさんの力（ちから）は、偉大なんです。」と、教わりました。

（資料参照）

特定施設Bの職員さんは、事情をご存じです。

しかしそうでない方達は、特定法人Aの企業ブログで公表された情報を知り、どのようにお感じになられるのかと思うと、胸が締め付けられるような思いになります。

盲導犬に惜しみなく愛情をかけてくださっている人達を、誤解とはいえ悲しませているかもしれない、怒らせているかもしれないと思うと、たまらない気持ちでいっぱいです。

特定法人Aの企業ブログで公開された情報を見て、総合的な内容で「○○○○が、故意に誓約違反している」という誤解が噴出したとしても、誤解された方達に弁明や証明をしていくことは困難を極めます。たとえ事実無根な情報であったとしても、虚偽の事実を信じてしまっている方達には、届かない可能性が高いものです。

○○○○に対する「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシー侵害」「個人情報」や「パーソナル情報」の公開、評価を著しく低下させられただけでなく、他の方にも物理的、心理的影響があるのです。

こうしている今も寝息をたてながら、私のそばで寄り添い支えてくれているパートナーの盲導犬は、たくさんの方達の「愛情の塊（かたまり）」なんです。私は、盲導犬に惜しめない愛情をかけてくださっている方達には、感謝しかありません。

特定法人A特定代表さんには、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、お伝えしたにもかかわらず、「○○○○の意向を汲みます」と返答されながらブログ記事は全削除され、特定法人A特定代表さんから特定県庁障害福祉課を通じて全削除の理由「そのままインターネットにあげておくことが、よくないと思ったので、全削除しました。」と聞かされました。

公開後の取り下げ（オプトアウト）も含め、公開された情報並びに肖像がどのように利用されるかは、被写体とされた○○○○とパートナーの盲導犬（特定施設B）の意志に委ねられるべきであり、各状況を見ながら判断する権利があるはずです。

「特定法人Aのブログに掲載され、周囲の表記や私が連れている盲導犬の画像等を合わせて見た場合」に、「私個人が特定されてしまう可能性があることについて、人権侵犯の被害申告を行いたい。」と、記録されていますが、「私個人が特定されてしまう可能性があることについて、人権侵犯の被害申告を行いたい。」だけではありません。

「私個人が特定されてしまう可能性があることについて」は、もちろんその通りです。それ以外でも、「私には落度が無い状態で、特定施設Bの「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反者にされてしまい、誓約違反は拭えない為特定施設Bで評価を大きく下げられてしまったこと」や

「私が感謝の気持ちしかない、特定施設Bのボランティアさんを始め、関係者の方々に「〇〇〇〇が故意に誓約違反している」という誤解を与える企業ブログの発信方法により、特定施設Bの関係者の方々にまで特定施設Bの「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反者であることを知られてしまい目立つ汚点を付けられたこと」

「「〇〇〇〇が、故意に誓約違反している」という誤解が噴出したとしても、誤解された方達に弁明や証明をしていくことは困難を極めます。誓約違反を背負い評価を著しく低下させられただけでなく、誤解をされた方達に申し開きの機会は極めて困難で、ほぼ不可能に近いと思われます。感謝しかない方達に「真の姿でない私」を記憶された不名誉状況で、生きることを強されました。」

も、被害に含まれています。

36 【通し番号35】 【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】 【通し番号75】 人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

同法人のブログは、趣味のブログではなく特定の関心がある人しか見ないと思うし、特定県には盲導犬が〇頭いるが、特定市Aで盲導犬を連れているのは私だけだからである。

(理由)

「同法人のブログは、趣味のブログではなく」と記録されていますが、これでは何のブログなのかジャンルが判りません。

「ではなく」と文章内に否定が入っているのならば、否定に対し肯定となるものが必要と考えられます。

「同法人のブログは、趣味のブログではなく企業ブログである。」と、ブログの種類を説明として加えた方が、自然な気がいたします。

37 【通し番号35】 【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号 35】 【通し番号 75】 人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

同法人のブログは、趣味のブログではなく特定の関心がある人しか見ないと思うし、特定県には盲導犬が〇頭いるが、特定市 A で盲導犬を連れているのは私だけだからである。

(理由)

「特定の関心がある人しか見ないと思うし」と、記録されていますが、特定法人 A 企業ブログは関係者に報告をする為に用いられていますので、特定法人 A 関係者やボランティアさん、スポンサー企業など「特定の関心がある人」は確かにチェックされていると思われます。

しかしながら特定法人 A 企業ブログは、スポンサー企業募集や会員を増員するため、募金や寄付金、物品の寄付を集める目的でも使われていますので、閲覧者が多くないと役目を果たすことが難しいと考えられます。

不特定多数が閲覧できないと、効果が上がらないと考えることも可能です。

実際に、特定法人 A 企業ブログは「ID やパスワード」を入力しなくても誰でも閲覧ができます。

「特定の関心がある人しか見ないと思うし」は、違うように思われてなりません。

38 【通し番号 35】 【通し番号 75】

(趣旨)

【通し番号 35】 【通し番号 75】 人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

同法人のブログは、趣味のブログではなく特定の関心がある人しか見ないと思うし、特定県には盲導犬が〇頭いるが、特定市 A で盲導犬を連れているのは私だけだからである。

(理由)

「特定県には盲導犬が〇頭いるが」と記録がある盲導犬の実働頭数についてですが、【通し番号 35】 【通し番号 75】 人権相談票のご相談日である特定年月日 A 時点で、私に入っている情報では「特定県内で実働している盲導犬は〇頭」とお聞きしていました。

特定年月日 h 郵送させていただきました「審査請求書 4 審査請求の趣旨及び理由（*書ききれない場合は裏面あるいは別紙等にご記入下さい。）」

の別紙として、48 ページの文書をお付けしてお送りさせていただきました。

「審査請求書 4 審査請求の趣旨及び理由（*書ききれない場合は裏面あるいは別紙等にご記入下さい。）」の別紙として、48 ページの文書中 37 ページ目に「特定県内に盲導犬は〇頭います。私の住んでいる特定県特定市 A にい

る盲導犬は，その内の○頭です。」と，作成させて頂いています。

「特定県内に盲導犬は○頭います。」と「○頭」に変わっているのは，特定年月日A以後「特定県内で働いている盲導犬は○頭です。」という情報が私に入ったためです。

しかし，「審査請求書」を特定年月日h郵送後，特定年月後半，私のところに届きました「特定法人K情報誌盲導犬情報第○号」を確認していたところ「都道府県別日本の補助犬実働数」項目で「補助犬実働数：特定県 盲導犬○頭，介助犬○頭，聴導犬○頭」と「特定県での実働盲導犬頭数は○頭」に変わっていました。

「人権相談票」「審査請求書」「保有個人情報訂正請求書」それぞれの文書内で，特定県での実働盲導犬頭数の数字が違うのは，上記理由の為です。

私に入ってきました最新情報で，文書を作成させて頂いております。

何卒，よろしくお願い致します。

39 【通し番号35】【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

同法人のブログは，趣味のブログではなく特定の関心がある人しか見ないと思うし，特定県には盲導犬が○頭いるが，特定市Aで盲導犬を連れているのは私だけだからである。

(理由)

「特定市Aで盲導犬を連れているのは私だけだからである。」と，記録されていますが，「特定市A在住の盲導犬ユーザーは，2人です。」

今回の人権侵犯事件の内容を念頭において「特定市Aで」，「私だけだから」のキーワードで考えてみたところ

「特定市Aの盲導犬ユーザーで，ステージで特定活動をしているのは私だけだからである。(特定市A在住のもう1人いらっしゃる盲導犬ユーザーさんは，○が違います。)」

「特定市A在住盲導犬ユーザーで○性は私だけだからである。(もう1人の特定市A在住の盲導犬ユーザーさんは，○性です)」

となりました。記録内容の焦点を「特定市A在住」にしたのか「○」にしたのか「○性」にしたのか，開示文書だけではわかりかねます。

訂正をするに当たって，「特定市Aで盲導犬を連れているのは私だけだからである。」の文章に至った理由がわからないとどのように訂正が入るべきなのか，方向性が取れないような気がしています。

お手数ですが，法務省で確認をお願いいたします。

40 【通し番号35】 【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】 【通し番号75】 人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

また、画像が掲載された催しは、そこに出演すること自体が障害者であると分かるような催しである。

(理由),

「そこに出演すること自体が障害者であると分かるような催しである。」と、記録されていますが、情報が足りません。

特定年月日 e 法務局特定支局長から電話で「特定施設Aは特定県の施設なのか」「特定施設A特定行事の主催はだれなのか」「職員は特定県の職員なのか」「本当に撮影は禁止だったのか」「特定施設A特定行事の目的」を、尋ねられました。

それで同日私は、特定施設A特定所長Aに電話を入れました。

特定所長Aは、特定施設A特定行事の目的については「特定施設A特定行事の目的は、視聴覚障害者の方と地域の方との交流の場、理解を深めていただく場ということと、もう一つは、視聴覚に障害を持つ方々も文化活動などをされております。これの発表の場を提供したいということが目的の一つです。」

(資料参照)

そして、特定施設Aは貸館事業をしています。

(資料参照)

私は、特定法人Aに無断撮影と企業ブログにインターネット掲載をされる前は、特定施設A特定行事が行われた多目的ホールを、〇〇〇〇個人で普段からおかりして、パートナーの盲導犬とともに特定活動をしておりました。

それで特定所長Aに「私のように、特定施設Aを利用して文化活動をしている視聴覚障害者の発表の場の提供のために、特定施設A特定行事があるのですね。」とお尋ねしますと、

特定所長Aは「はい、そう考えていただいて、いいと思います。」と話されました。

そして参加対象者については、「視聴覚障害者と、視聴覚障害を持つ方の関係者(特定法人Aのように聴覚障害者の補助犬育成事業者など)、視聴覚障害者にボランティアとしてご支援をされていらっしゃる方、視聴覚障害者の方達が作られた団体です。」と、ご説明されました。

それで、特定所長Aに「私みたいに個人で特定施設A特定行事に参加する人は、やはり障害者でしょうか？ソロで参加される人は障害者ですか？」と、お尋ねしますと

特定所長Aは、「全部私も今すぐには確認できないですが、個人参加は障害を持たれた方がほとんどで、個人参加は障害を持たれる方が多いと思います。」

とのことでした。

それで私は、特定年月日E、法務局特定支局特定支局長にお電話を入れ、特定所長Aからお聞きした内容をお話ししました。

特定法人Aの無断撮影の写真、及び、「特定施設A特定行事に参加しました」のブログ記事に、特定行事の参加している私とパートナーの盲導犬の写真が掲載されるということは、「私が普段から特定施設Aを利用して文化活動、社会参加をしていること」や単独で参加している様子で「障害者」であること。さらに盲導犬と一緒にいるので「重度の視覚障害者」であることなど個人情報、並びにパーソナル情報が、わかってしまいます。

写真自体からは全て特定できなくとも、写真に付された説明と併せ読むことで〇〇〇〇を特定できるインターネット記事となっています。

盲導犬と一緒にいるからと言っても、自分が「重度の視覚障害者であること」を、不必要に告げられ、不特定多数に公開されたくありません。

個人の障害の事実は、個人に関する情報のうちでも最も他人に知られたくない類のものです。

私が、盲導犬を使っている重度の視覚障害があるという事実をインターネットで公表するのは「人格権の侵害」です。

そして、盲導犬を取得するには「取得条件」があります。現在、日本国内に盲導犬育成団体は11団体ありますが、それぞれ盲導犬育成団体ごとに取得条件は違います。

(資料参照)

自分が取得したいと希望する盲導犬育成団体の取得条件を満たしていないと、その段階で希望する育成団体の盲導犬をご貸与頂くこと自体が難しいことと考えられます。

私が、特定施設Bの盲導犬ユーザーになる為の条件を満たしていること、重度の視覚障害があるという事実をインターネットで公表するのは「人格権の侵害」です。

(資料参照)

ほとんどの障害者は、「自分が障害者であること」を、自分が判断して伝えた人以外には知られたくないと思っていることは、介助犬・聴導犬ユーザーも身体障害者であることをふまえても、介助犬聴導犬育成福祉事業者特定代表さんなら、その社会的地位でご存じと考えられます。その状況下にいらっしゃいますのに、私に対しての配慮が行われていません。

特定施設A特定行事のステージに、パートナーの盲導犬とともにあがりましたが、それは特定施設A特定行事にお客様として来られた多くの方達は、視聴覚障害者に対するご理解を持たれておられる方達が足を運んでくださっているからです。

(資料参照)

撮影自体も、禁止の会場です。

私とパートナーの盲導犬が無断撮影された写真は、会場を大きくとらえた風景がメインになっているわけではなく、多数の人が写っているのではなく、被写体となっているのは「私とパートナーの盲導犬」です。1人と1頭の特定活動の様子を“狙い撃ち”されているのです。

特定法人A特定代表さんが撮影した写真の一部に、たまたま私とパートナーの盲導犬が写り込んだのではなく、私とパートナーの盲導犬に焦点を絞り込み無断撮影をしています。不特定多数の人の姿を全体的に撮影した場合とは異なります。私達は、決して写真を「撮影」されたいわけでもインターネットで「公表」されたいわけでもありません。むしろ、「写真撮影」も「公表」も“拒絶”いたします。

利益追求に基づく営利目的の、撮影禁止場所で承諾の無い「写真撮影」や「企業ブログ」掲載によって、私達は強い心理的負担を背負わされています。

撮影禁止にも関わらず、私とパートナーの盲導犬の容ぼう等を被写体のメインとした無断撮影による写真を、全世界から不特定多数の人間が閲覧できるインターネットに掲載されることは、私の個人情報並びにパーソナル情報を、自分が判断して伝えていない全世界の人々に発信していることになり、私の知られたくない情報までも全世界の人達に公開していることです。

精神的苦痛を受けています。

4 1 【通し番号35】 【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】 【通し番号75】 人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

そのため、私個人が特定されるブログ上の画像ではあるが、当該ブログの画像を削除することは、他の人が見ると、必要以上に私を巡って何らかのトラブルがあったのかと勘繰られると思い、相手方にとって間接的にはあるが、削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言ったにも関わらず、勝手に削除をされた。

(理由)

「画像ではあるが」と、記録されていますが、「私個人が特定されるブログ上の(私とパートナーの盲導犬)画像」だけではなく「私個人が特定されるブログ上の(私とパートナーの盲導犬)画像と他の画像、私とパートナーの盲導犬の写真に付けられている文章と、他の文章(特定施設A・特定施設B)」だと、思います。

写真自体からは全て特定できなくとも、写真に付された説明と併せ読むことで〇〇〇〇を特定できるインターネット記事となっています。

特定法人A企業ブログの文脈を読み解くことによって、私とパートナーの盲導

犬の個人情報やパーソナル情報が公開されています。

「私とパートナーの盲導犬の画像」だけでは、ありません。」

4 2 【通し番号 3 5】 【通し番号 7 5】

(趣旨)

【通し番号 3 5】 【通し番号 7 5】 人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

そのため、私個人が特定されるブログ上の画像ではあるが、当該ブログの画像を削除することは、他の人が見ると、必要以上に私を巡って何らかのトラブルがあったのかと勘繰られると思い、相手方にとって間接的にはあるが、削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言ったにも関わらず、勝手に削除をされた。

(理由)

「当該ブログの画像を削除することは、他の人が見ると、必要以上に私を巡って何らかのトラブルがあったのかと勘繰られると思い、」と、記録されていますが、

特定法人 A 特定代表さんが特定年月日 L、画像だけでなく企業ブログを全削除したことについて、法務局特定支局でお話しはしましたが、記録と事実内容が違っています。

私は「削除すること」について、お話していません。

特定施設 A 特定職員 F さんと特定県庁障害福祉課特定職員 G さんを通して「私の意向「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設 A 特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」を伝えていました。

特定年月日 K 特定県庁障害福祉課特定職員 G さんから私の意向をきいた特定代表さんは「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員 G さんにお話しされたとききました。

しかし、次の日（特定年月日 L）から連絡無しでの全削除を実行。私方に考える時間を与えなかったという削除方法です。このような手法で削除されたら、私がお世話になっている関係機関も含め、特定代表さんだけではなく私の対応面で何かあったと勘違いが起こるかもしれない。きちんと私方に対応をさせてほしいのに（企業ブログを削除されて）困惑している。」とは、お話ししました。次々と私の評価を下げ続けられて困っているので、そのようにお話ししました。

私のパートナーの盲導犬の写真・インターネット掲載の権利は特定施設 B にあります。

特定施設 B では、盲導犬貸与時に特定施設 B と盲導犬ユーザー間で誓約を結び

ます。

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕

（資料参照）

にありますように、写真撮影を認めていません。

さらに、「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に訓練所の承諾を得ます。〕

に、ありますように、インターネット掲載も特定施設Bの承諾が必要です。

私は特定年月日G特定施設A特定職員Fさんに無断撮影・無承諾インターネット掲載の件で初めてお電話を入れた後、その電話後すぐ特定施設Bに報告を入れています。

この件に関して特定年月日Iからは、特定施設B特定所長Bさんに直接ご相談をしています。

特定年月日I特定施設B特定所長Bさんに「私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいることと、その店員さんは、特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること」

「特定法人A企業ブログは、その店員さんのように、補助犬に対して深いご理解や正しい応援をくださっていらっしゃる方々、さらには、スポンサー企業やご支援されておられる個人の方達が多くご覧になっていらっしゃる可能性が高いこと。店員さんのように、私とパートナーの盲導犬、さらに特定法人Aの両方をご存じで、補助犬について正しいご理解を示してくださっていらっしゃる方も実在し、特定法人A企業ブログをご覧になっていらっしゃる可能性もあること。」

「（補助犬に理解が進みにくい現状があるので）安易に修正をすることによって、補助犬事業に影響が出かねないことを懸念していること」

加えて特定所長Bには、私からは特定施設A特定職員Fさんを通して、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんに、お伝えくださるようお話していることも、特定所長Bに報告していました。

無断撮影された私とパートナーの盲導犬の写真並びに説明文のアップロードも公開後の取り下げ（オプトアウト）も含め、公開された情報並びに肖像がどのように利用されるかは、被写体とされた〇〇〇〇とパートナーの盲導犬（特定施設B）の意志に委ねられるべきであり、各状況を見ながら判断する必要があるはずです。

私のパートナーの盲導犬育成団体である特定施設 B 特定所長 B とお話をしている最中でした。

削除要請をするのか，そのままの状態を維持するよう要請するのか，何も決まっておりませんでした。

そのような状況下で，特定法人 A 特定代表さんは特定年月日 L 連絡無しの全削除を実行し削除継続状態。私方に考える時間を与えなかったという削除方法では，（私に落度があるのではないか）何かあったと思われる状態であること。連続して私の評判を落とされているので，つらく困っているとお話ししました。

4 3 【通し番号 3 5】 【通し番号 7 5】

（趣旨）

【通し番号 3 5】 【通し番号 7 5】 人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

そのため，私個人が特定されるブログ上の画像ではあるが，当該ブログの画像を削除することは，他の人が見ると，必要以上に私を巡って何らかのトラブルがあったのかと勘繰られると思い，相手方にとって間接的にではあるが，削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言ったにも関わらず，勝手に削除をされた。

（理由）

「当該ブログの画像を削除すること」

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれ」と記録されていますが，私は，削除という単語自体を頭においてお話をしていません。

私は，特定年月日 H 特定施設 A 特定職員 F さん，特定年月日 I 特定県庁障害福祉課特定職員 G さんに，同じ内容をお話しています。

「私とパートナーの盲導犬に対して，補助犬に対して正しいご理解を持たれ，とても親切にして下さる店員さんがいらっしゃることに。」

その店員さんは，特定法人 A 特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で，とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること。

特定法人 A のブログは，その店員さんのように，補助犬に対しての深いご理解や正しい応援をくださっていらっしゃる方々，さらには，スポンサー企業や，ご支援されておられる個人の方達が多くご覧になっていらっしゃる可能性が高いこと。店員さんのように，私とパートナーの盲導犬，さらに特定法人 A の両方をご存じで，補助犬に正しいご理解を示してくださっている方も実在し，ブログをご覧になっていらっしゃる可能性もあること。

（補助犬に理解が進みにくい現状があるので）安易に修正をすることによって，補助犬事業に影響が出かねないことを懸念しています。」ことを，特定施設 A 特定職員 F さんと特定県庁障害福祉課特定職員 G さんにお話ししました。

私の意向として「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定施設A特定職員Fさんと特定県庁障害福祉課特定職員Gさんをお願いをしました。

「削除」というキーワードは用いてお話ししていません。

「削除されることの結果を考えたい」のではなく、「（周囲に与える影響を考えて思慮深く行動すべきなので）私に考える時間がほしい」とは、お話ししています。

「考えたい」の目的が、根本的に違います。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれ」の文章では、

「削除を待ってくれ」とあるので、「のちのち〇〇〇〇は削除要請をするという意思表示をしている」という文章となります。

私は、私とパートナーの盲導犬の写真撮影・インターネット掲載の権利が特定施設Bにあるという背景もあり、

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に訓練所の承諾を得ます。〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還使用者または盲導犬が次の各項に該当した場合は、訓練所の指示があれば盲導犬を返還します。（1）前記の条件や規定に違反し、訓練所の指導に応じなかった場合。〕

（資料参照）

特定年月日 | 特定施設B特定所長Bにお電話を入れ「私とパートナーの盲導犬に対して、補助犬に対して正しいご理解を持たれ、とても親切にして下さる店員さんがいることと、その店員さんは、特定法人A特定代表さんに学生時代に教えてもらった教え子で、とても特定代表さんを尊敬していらっしゃる方であること」

「特定法人A企業ブログは、その店員さんのように、補助犬に対して深いご理解や正しい応援をくださっていらっしゃる方々、さらには、スポンサー企業やご支援されておられる個人の方達が多くご覧になっていらっしゃる可能性が高いこと。店員さんのように、私とパートナーの盲導犬、さらに特定法人Aの両方をご存じで、補助犬について正しいご理解を示して下さっていらっしゃる方も実在し、特定法人A企業ブログをご覧になっていらっしゃる可能性もあること。」

「（補助犬に理解が進みにくい現状があるので）安易に修正をすることによって、補助犬事業に影響が出かねないことを懸念している」ことをお話ししました。

私からは、特定施設A特定職員Fさんを通して、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんにお伝えくださるようお願いしていることも、特定所長Bに報告していました。

無断撮影された私とパートナーの盲導犬の写真並びに説明文のアップロードも公開後の取り下げ（オプトアウト）も含め、公開された情報並びに肖像がどのように利用されるかは、被写体とされた〇〇〇〇とパートナーの盲導犬（特定施設B）の意志に委ねられるべきであり、各状況を見ながら判断する必要があるはずです。私のパートナーの盲導犬育成団体である、特定施設Bの特定所長Bとお話をしている最中でした。

削除要請をするのか、そのままの状態を維持するよう要請するのか、何も決まっておりました。

そのような状況でしたので、特定法人A企業ブログについて「削除」という項目は使用しておりません。

私（〇〇〇〇）と特定法人Aの両方をご存じである方達への影響や、特定法人A企業ブログによって私（〇〇〇〇）が誓約違反者となってしまったことでの影響、私（〇〇〇〇）が誓約違反者となってしまったことを知った特定施設Bのボランティアさんなど関係者に与える影響なども含め、全てを考慮しながら、削除要請をするのかそのままの状態を維持するよう要請するのか見極める必要がありました。

私個人が判断できる規模は既に越えており、特定施設Bと相談しながらでない結果は決めることができませんので、

「当該ブログの画像を削除すること」、

まして「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」は、身に覚えがありません。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」との行為は、特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反行為です。

被写体となったのは、私とパートナーの盲導犬（2人組）です。パートナーの盲導犬の写真撮影権利・インターネット掲載権利は、特定施設Bにあります。もちろん、公開後の取り下げ（オプトアウト）の権利に関しても、特定施設Bにあります。

（資料参照）

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（2）盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。（ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む）〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔1. 使用目的（4）ホームページやブログを開設する際には事前に訓練所の承諾を得ます。〕

「盲導犬使用に関する誓約書」の〔5. 盲導犬の返還使用者または盲導犬が次

の各項に該当した場合は、訓練所の指示があれば盲導犬を返還します。（１）前記の条件や規定に違反し、訓練所の指導に応じなかった場合。] 私自ら率先して、特定施設B「盲導犬使用に関する誓約書」の誓約違反者になる必要がありません。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言った」は、お話ししておりません。

「削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言ったにも関わらず、勝手に削除をされた。」と、法務省に保存されていることが恐ろしいです。

知ることができて、良かったと思っております。

強く訂正を求めます。

4 4 【通し番号35】【通し番号75】

（趣旨）

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

そのため、私個人が特定されるブログ上の画像ではあるが、当該ブログの画像を削除することは、他の人が見ると、必要以上に私を巡って何らかのトラブルがあったのかと勘繰られると思い、相手方にとって間接的にではあるが、削除されることの結果を考えたいから削除を待ってくれと言ったにも関わらず、勝手に削除をされた。

（理由）

「相手方にとって間接的にではあるが、・・・言ったにも関わらず、勝手に削除をされた。」と。記録に残っていますが、情報が不足しています。

特定年月日H特定施設A特定職員Fさん、特定年月日I特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、同じ内容をお話しています。

特定法人A特定代表さんに、私の意向として「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定施設A特定職員Fさんと特定県庁障害福祉課特定職員Gさんをお願いをしておりました。

特定施設A特定職員Fさんは、特定年月日H特定法人A特定代表さんに連絡を取って下さり、特定代表さんとのお電話の後同日中に、私（〇〇〇〇）にお電話を下されました。

特定施設A特定職員Fさんは、特定代表さんから〇〇〇〇あてに特定法人A企業ブログに無断撮影写真を無承諾で掲載した理由と、特定法人A企業ブログに対しての選択肢を預かっていました。

掲載した理由特定代表さんは掲載した理由について、私達（私と盲導犬）は、

「横顔だしボケているのでいいかと思い、許可を取らずにブログに載せた。」とのこと。

特定代表さんから企業ブログに対しての選択肢として、「ブログの写真を削除か、スタンプやぼかしを顔に入れることも出来る。」と特定職員Fさんにお話しされたとのことでした。特定施設A特定職員Fさんは、「〇〇さんにきいて返事をします。」と答え、私に電話を入れてくださっているとのことでした。特定施設A特定職員Fさんが、特定法人A特定代表さんに、〇〇〇〇の返事をきいて特定代表さんへ連絡を入れることになっていることも教えて下さったので、

それで私は、特定代表さんからの提案「ブログの写真を削除か、スタンプやぼかしを顔に入れることも出来る。」を実行するのではなく、私の意向として「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定施設A特定職員Fさんをお願いをしました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんには、特定年月日I私からお電話を入れ、状況をお伝えしました。そして特定職員Gさんに、特定法人A企業ブログを確認して頂きたいことをお願いしました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんは、お電話を繋いだままパソコンでご確認下さり「載っていますねえ」と話されました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが、特定法人Aにご連絡を入れてくださる運びになったので、特定施設A特定職員Fさんにお話しさせて頂きましたことと同じ内容、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人Aの特定代表さんにお伝えくださるよう、特定職員Gさんにもお願いをしました。

特定年月日K午後、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが、特定法人Aの特定代表さんに電話を入れてくださりました。

そのお電話の際、特定法人Aの特定代表さんは特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、特定法人A企業ブログに無断撮影写真を無承諾で掲載した理由として「みんなに知ってほしかった。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんにお答えされたそうです。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんから特定法人A特定代表さんに、「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」と、特定法人A特定代表さんにお伝えくださったことをききました。

特定法人A特定代表さんは、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに、「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちま

す。」と、特定職員Gさんに話されたとききました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんは私に、「〇〇さん良かったですね。」と、明るい声で言ってくださりました。

私は見える人をお願いして、毎日私とパートナーの盲導犬が掲載された特定法人A企業ブログを確認しておりました。

すると特定年月日L、前日まで掲載され続けていた特定法人Aの企業ブログから「特定年月日D特定施設A特定行事の記事」が全て消えていたのです。

私自身が特定県庁障害福祉課特定職員Gさんからの報告に違和感を覚え、特定職員Gさんに、特定年月日L特定法人Aの企業ブログから「特定年月日D特定施設A特定行事の記事」が全て消えていることをお話しし、またお電話をつないだまま特定職員Gさんに、特定法人Aの企業ブログをご確認いただきました。

特定県庁障害福祉課特定職員Gさんは「消えていますねえ。」と、その時点でも消えたままであることを私に教えて下さりました。特定法人Aの企業ブログから、「特定年月日D特定施設A特定行事の記事」が全て消えていることを特定職員Gさんに目視でご確認頂きました。

さらにそのお電話で、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんは私に、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが特定法人A特定代表さんにお電話をいれて、企業ブログに掲載理由をお聞きし〇〇〇〇の意向「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」とお伝えくださった日と、

〇〇〇〇の意向に対して特定代表さんが「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんに返答された日は、特定年月日K午後であることを教えて下さりました。

つまり、特定年月日K午後、特定県庁障害福祉課特定職員Gさんが特定法人A特定代表さんにお電話をいれてくださり、〇〇〇〇の意向「私に考える時間がほしいため、返事が出るまで、特定施設A特定行事のブログは、そのままの状態にしてください。後日、お返事します。」をお伝え頂き、意向に対しての特定代表さんの返答「〇〇さんの意向をくんで、ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」と特定職員Gさんに答えられた次の日である特定年月日L、特定法人Aの企業ブログから「特定年月日D特定施設A特定行事の記事」が全て消えていることとなります。

それから特定県庁障害福祉課特定職員Gさんは私に、特定法人Aの企業ブログから「特定年月日D特定施設A特定行事の記事」が全て消えている理由に関して、特定県庁障害福祉課に入っていないことも教えて下さりました。

そのお電話を終了した同日（特定年月日J）中、私は、特定施設A特定所長Aと特定施設B特定所長Bに電話を入れ、特定法人Aの企業ブログから「特定年

月日D特定施設A特定行事の記事」が全て消えている理由を尋ねましたが、特定施設Aにも特定施設Bにも削除理由は入っていないとのことでした。

「相手方にとって間接的にはあるが、・・・言ったにも関わらず、勝手に先削除された。」と記録されていますが、この文章では「いつ、誰に対して勝手に削除をしたのかがわかりにくい」と思います。

特定法人A特定代表さんは「特定年月日L」私(〇〇〇〇)に対してだけ「勝手に削除をした」ではありません。

関係機関であり私の意向を特定法人A特定代表さんに伝えてくださっている「特定施設A」並びに「特定県庁障害福祉課」に向けても、削除理由を報告することなく「勝手に削除をしています。」

そればかりではなく、私のパートナー盲導犬の写真撮影権利とインターネット掲載権利を所持しておられ、さらに私の意向を特定代表さんに伝えていることを知ってらっしゃる「特定施設B」に向けても「勝手に削除をしています。」

(資料参照)

アップロードだけではなく公開後の取り下げ(オプトアウト)も、公開された情報並びに肖像がどのように利用されるかは、被写体とされた〇〇〇〇とパートナーの盲導犬(特定施設B)の意志に委ねられるべきであることを考え合わせましても、「勝手な削除」利己的な削除だと思われてなりません。

私(〇〇〇〇)に対してだけ「勝手に削除をした」のではなく、「特定施設A」並びに「特定県庁障害福祉課」、写真撮影・インターネット掲載・公開後の取り下げ(オプトアウト)の権利を持っている「特定施設B」に対しても、「勝手に削除をした」と思います。

4 5 【通し番号35】【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

当該催しは、特定施設A特定行事で県の行事であり、私は、同催しでの写真撮影の禁止についてきちんと確認している。このことについては法務局で対応してもらえないのか。

(理由)

「当該催しは、特定施設A特定行事」と、記録されていますが、少し違います。正確には「(特定年度)第〇回特定施設A特定行事」です。

(資料参照)

4 6 【通し番号35】【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望む

か 又はその他相談内容

当該催しは、特定施設A特定行事で県の行事であり、私は、同催しでの写真撮影の禁止についてきちんと確認している。このことについては法務局で対応してもらえないのか。

(理由)

「県の行事であり、私は、同催しでの写真撮影の禁止についてきちんと確認している。」と記録されていますが、情報が不足しています。

「このことについては法務局で対応してもらえないのか。」につきましても、(以下、上記項番29及び項番40と同様の記載部分を省略する。)

特定施設Aの建物は特定県の建物です。(資料参照)

特定施設A特定行事は、特定施設Aが特定県から委託を受けて開催されています。特定施設A特定行事は、「こういうことをします」と特定県に書類を上げて特定行事を開催しています。(資料参照)

しかし、特定施設Aの職員は、特定県から指定管理を受けている「社会福祉法人特定県社会福祉事業団」です。

(資料参照)

社会福祉法人特定県社会福祉事業団は、特定県が100%出資により設立された社会福祉法人、公企業です。

(資料参照)

特定県の100%出資により設立された社会福祉法人です。したがって、民間法人ではありますが、公共性の高い法人です。

特定年Aに設立され、主に障がい者福祉の分野で長い伝統と実績があります。次のような事業を通じて、障がい者等が自立した生活を営むことができるよう、また、就労やスポーツ等を通じて社会参加が促進されるよう支援しています。

○障がい者の入所・通所による生活や就労の支援、訓練、相談支援などを行う7つの施設・事業所の経営

○特定県の指定事業者として、障がい者への情報支援やスポーツ・レクリエーション指導、母子世帯への支援などを行う4つの県立福祉施設(特定施設A・特定県身体障がい者福祉センター・特定県障がい者更生センター・特定県立特定母子生活支援センター)の管理運営

(資料参照)

○厚生労働省や特定県からの委託による障がい者の就労に向けた相談支援事業

○障がい者スポーツの振興に関する事業

特定県社会福祉事業団は特定県により設立された法人ですので、「総合職」職員の給与や休暇などの勤務条件は、基本的には特定県職員に準じています。ただし、特定県職員とは業務内容が異なることなどから、一部の施設・職種において交代制勤務があるなど勤務条件が異なる点もあります。

特定県が「障害者基本法」をご尽力下さる為に設立されたと考えることができます。

《障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）》

第一章 総則

（目的）

一条

総則

（以下、上記項番 27 と同様の記載部分を省略する。）

それは、特定県が 100% 出資して設立した公企業、特定県社会福祉事業団本部もしくは特定施設 A（特定県社会福祉事業団）は、指定管理者業務仕様書（PDF：○KB）を守り、私とパートナーの盲導犬の無断写真撮影・無承諾インターネット掲載を特定県庁障害福祉課へ報告をしていると考えることができるからです

（資料参照）

私とパートナーの盲導犬が、特定法人 A 特定代表さんに無断撮影されたのは、特定年月日 D 開催された「特定施設 A 特定行事」です。私とパートナーの盲導犬を無断撮影した写真は同日（特定年月日 D）、特定法人 A 企業ブログ：カテゴリ：特定法人 A 活動報告に、写真の説明文と一緒に掲載されました。

（資料参照）

そののち、私が特定法人 A 企業ブログに私とパートナーの盲導犬に焦点を絞って無断撮影された写真が説明文とともに掲載されたことに気が付きました。それで特定施設 A 特定職員 F さんへこの件で初めて連絡を入れたのが特定年月日 G です。

特定施設 A 特定職員 F さんが特定法人 A 特定代表さんに電話を入れて下さり、次の日（特定年月日 H）には特定代表さんからの返答を、特定職員 F さんは私にお電話を入れて下さりお伝え頂いています。

さらに、私が特定県庁障害福祉課へこの件で初めて連絡を入れたのは、特定年月日 I です。

資料に、有りますように、

人権侵犯事件が起こった特定施設 A 特定行事の開催は、特定年月日 D です。

私（○○○○）が、この件で特定施設 A 特定職員 F さんへ初めて連絡を入れたのが特定年月日 G です。

〔特定施設 A 指定管理者業務仕様書：第 8 管理運営業務の基準 5 事業報告等（2）月次報告：指定管理者は毎月報告書を作成し、翌月 10 日までに特定県に提出すること。ア入館者数、施設等利用状況及び利用者数、事業実施状況及び参加者数、利用料金の収入状況、入館者等からの苦情とその対応状況、その他必要事項〕を、頭において考えますと、

特定法人 A 特定代表さんが、私とパートナーの盲導犬を撮影禁止場所で撮影

し、無承諾で同法人企業ブログに掲載した内容が含まれている月次報告の報告書、「翌月10日までに」の期日を念頭に考えましても、特定年月日Kあるいは特定年月日i期日分の報告書で、特定県社会福祉事業団本部もしくは特定施設A（特定県社会福祉事業団）は、該当事件を特定県庁障害福祉課へ月次報告の報告書で伝えていていると考えられます。

特定県庁障害福祉課は、特定施設A指定管理者業務仕様書にそって、特定県社会福祉事業団もしくは特定施設A（特定県社会福祉事業団）から、該当事件をご存じであると考えられます。

特定施設A指定管理者業務仕様書では、毎月提出される月次報告の報告書以外にも報告書を上げるように定められていて、

（資料参照）

特定施設A指定管理者業務仕様書には、「毎月提出される月次報告の報告書以外にも、年次報告を毎年度終了後30日以内に事業報告書を特定県に提出すること。」と定められています。

その報告書が「特定県庁公式ホームページ／指定管理者制度導入施設における特定年度管理・運営状況の確認・検証結果 特定施設A 特定年度指定管理者運営状況検証シート（特定年度（PDF：○KB））」と思われる。

（資料参照）

「特定施設A 特定年度指定管理者運営状況検証シート（特定年度（PDF：○KB））」には、[イ)利用者からの声への対応状況（特定年度）利用者からの評価や苦情・要望の主な内容：センター内での写真撮影に対し、来館者に対して勝手に撮影しないよう周知してほしい等の意見があった。→利用者からの苦情・要望への主な対応状況：館内への掲示、講習会や交流サロンでの募集要項への記載を徹底し対応した。]と、特定県社会福祉事業団本部もしくは特定施設A（特定県社会福祉事業団）は特定部特定局特定課（特定県庁障害福祉課）へ、年次報告として事業報告書を特定年月日j現在として特定県に提出しています。

毎月提出される月次報告の報告書だけではなく、特定県社会福祉事業団本部もしくは特定施設A（特定県社会福祉事業団）からの年次報告として事業報告書でも特定法人Aによる無断撮影・無承諾インターネット掲載を知っていらっしゃるのです。

特定県庁障害福祉課は、私個人からの電話連絡で該当事件を知っただけではなくは特定県庁の「指定管理者制度」のルートからも人権侵害を知っているのです。

私は、特定年月日R特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんのお電話で、

「特定県は、中立的な立場をとっておりますので、そういった個人間でのやりとり、（特定法人A）特定代表さんと県とのやり取りに対して、県と個人のや

り取りを，文書のような形でお出しすることは非常に難しい。」

「個人間のトラブルに県がその中に入って仲介をするといったことは，立場上非常に難しい。」

「特定法人A特定代表さんは，〇〇さんを傷つけてしまったということで，〇〇さんと直接お話をしたいと言われていています。さらに，状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってもかまわないと，そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「県は立場上，個人間のトラブルという，もめごとに対して，県として介入することが難しい。県がやれない以上は，そこは特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇さんとで，直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」

「直接，〇〇さんと特定代表さんで直接連絡をし合ってください。」

「（特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさん個人の考えではなく）障害福祉課として（答えを）出しています。」と，きっぱり言われました。

「特定施設A 特定年度指定管理者運営状況検証シート（特定年度（PDF：〇KB））」には，「イ）利用者からの声への対応状況（特定年度）利用者からの評価や苦情・要望の主な内容：センター内での写真撮影に対し，来館者に対して勝手に撮影しないよう周知してほしい等の意見があった。→利用者からの苦情・要望への主な対応状況：館内への掲示，講習会や交流サロンでの募集要項への記載を徹底し対応した。」と，記載されている理由は，特定県庁障害福祉課が対応したからでは無いと考えられます。

私が予想する，「イ）利用者からの声への対応状況（特定年度）利用者からの評価や苦情・要望の主な内容：センター内での写真撮影に対し，来館者に対して勝手に撮影しないよう周知してほしい等の意見があった。→利用者からの苦情・要望への主な対応状況：館内への掲示，講習会や交流サロンでの募集要項への記載を徹底し対応した。」の，私が考えられる理由としまして

特定年月日k，特定施設A特定所長Aに電話を入れ，特定年月日l特定施設A特定所長Aのお電話のあと同日（特定年月日l）特定県庁障害福祉課に電話を入れ対応して頂いていたのですが，突然，特定県庁障害福祉課が「対応しない」と決断され困っていることとお話しました。

私の意向「私に考える時間がほしいため，返事が出るまで，特定施設A特定行事のブログは，そのままの状態にしてください。後日，お返事します。」

を特定施設A特定職員Fさんと特定県庁障害福祉課特定職員Gさん（特定職員Gさんは，特定年月日K午後）特定法人Aの特定代表さんにお伝え頂き「〇〇さんの意向をくんで，ブログはそのままにします。〇〇さんからの返事を待ちます。」とご返答されたのに全削除されました。

特定法人Aの特定代表さんは，全削除していることを隠して特定年月日J，特定施設Aへ押しかけ〇〇〇〇の個人情報を求めはじめ特定施設A職員達を困らせ始めました。

私は特定施設Aへこれまで通り行きたいのに、万が一特定法人Aの特定代表さんがこられて遭遇するかもしれないと思うと怖くて、利用することができない。センターを利用できないことによって、ずいぶん生活にも支障が出てきていること、特定県庁障害福祉課が対応しないとすると、今後の私の生活はどうなっていくのだろうと不安であることを、特定所長Aにお話しました。

特定施設A特定所長Aは、「私にできることがないだろうか。」と、〇〇〇〇に問い尋ねてくださいました。それで私は「特定県社会福祉事業団本部」に連絡を取りたい、お話を直接きいて頂きたいこととお話しました。

特定年月日I特定施設A特定所長Aにお電話を入れ、「特定県庁障害福祉課が対応して下さらないのなら特定県社会福祉事業団に状況をきいて頂きご協力をお願いしたい、特定県社会福祉事業団運営施設に無断撮影はいけないことを今以上に徹底して頂ければ、それが発信力となり今回のような事件は起こらなくなるかもしれません。私は、特定県社会福祉事業団のどなたにお話するのがふさわしいでしょうか。」と、特定所長Aにお尋ねしました。

特定施設A特定所長Aは、「本部の特定職員Kさん、特定職員Kさんの上司は特定職員Jさんです。本部の特定職員Kさんが良いと思います。」と、教えて下さりました。

そして、特定年月日Y特定県社会福祉事業団本部の特定職員Iさんに電話を入れました。特定法人Aの特定代表さんに私とパートナーの盲導犬が無断撮影され企業ブログに説明文付きで掲載されたこと。

特定県庁障害福祉課に相談していたが、途中で対応しないと告げられ困っていること。

一連の流れをお話いたしました。

その後、特定県社会福祉事業団本部特定職員Kさんに

「特定県庁障害福祉課が対応して下さらないなら、特定県下で事態は何も変わりません。しかし、特定県社会福祉事業団運営施設に無断撮影はいけないことを今以上に徹底して頂ければ、それが発信力となり今回のような事件は起こらなくなるかもしれません。」

「私は、カメラを向けられてもわかりません。重度視覚障害者である私は、カメラに気が付かずパートナーの盲導犬と一緒に無断撮影されてしまいました。ですが、私にだって意志は有るということ、事前にしっかり本人の意思確認をして頂く必要が有るという、皆さんとなんら変わらない同じ人間であるということ、知って頂きたいのです。

重度視覚障害者は、見えないから無断撮影しても気が付かない。見えないのだから無断掲載してもわからないからインターネットにアップロードしてもかまわない。と、扱われてはならないのです。

見えないから気が付かない。見えないのだからわからないゆえ、その事実を知った時に、自分の身体的ハンディを利用されたことで、余計に傷つくことを知

って頂く必要があると思います。

今回の無断撮影・無承諾インターネット掲載は、視覚障害者だけの問題ではありません。視覚障害がなくても、起こりうる問題です。

例えば、自分の意志を伝えにくい障害をお持ちの方もいらっしゃいます。自分の意志を伝えにくい障害をお持ちの方も意志をしっかりとっておられます。

ですが仮に、「意志をきいても答えられないから、意思確認の必要が無い」「意思確認に時間がかかるから、意思確認をするのをやめよう」と、扱われ始めたら大変なことになります。

障害の有る無しに関わらず、意志を持つ一人の人間として大切に扱われ、意思決定の確認を必ずしないとしない。障害者には自分ではどうしようもない機能障害があります。その身体的ハンディキャップを悪用されない為にも、特定県社会福祉事業団にご協力をお願いしたいのです。

特定県社会福祉事業団のように障害者福祉に長けておられるところが、無断撮影・無承諾インターネット掲載禁止を今以上に徹底周知して頂けるなら、その動きが特定県下で影響力のある発信となるとと思います。

特定県社会福祉事業団は、今まで障害がある人もそうでない健常の人にも温かく接して下さっています。これまでも特定県社会福祉事業団は、意思確認をする方法を障害に合わせたスタイルで工夫している実績があるのですから、それを発して頂くことが、私の助けになるとと思います。

特定県社会福祉事業団の働きかけが、障害がある人も健常者と同じく大事に接しないとしないということ、皆様知って頂ける貴重な機会になると思われます。

これ以上、傷つく障害者が増えないようにする為にも、ご協力をお願い致します。」と、

特定県社会福祉事業団本部の特定職員Kさんにお話しました。

特定職員Kさんは、「理事長も含め特定県社会福祉事業団本部の上司達に伝えます。写真・インターネットに関してはこれまでも必ず意思確認を行っていましたが、○つある特定県社会福祉事業団施設においての写真・インターネットの件についての見直しを実行します。幹部会議にかけます。」とお話してくださいました。

それから特定年月日m特定施設A特定所長Aからお電話が入り「昨日（特定年月日n）特定県社会福祉事業団本部の特定職員Kさんが特定施設Aに来られ、理事長含む本部の幹部で話し合って決まったことを私（特定所長A）に伝えられました。」と、教えて下さりました。

おそらく「特定施設A 特定年度指定管理者運営状況検証シート（特定年度（PDF：○KB））」には、[イ)利用者からの声への対応状況（特定年度）利用者からの評価や苦情・要望の主な内容：センター内での写真撮影に対し、来館者に対して勝手に撮影しないよう周知してほしい等の意見があっ

た。→利用者からの苦情・要望への主な対応状況：館内への掲示，講習会や交流サロンでの募集要項への記載を徹底し対応した。]と，記載されている経緯は，

「特定施設A指定管理者業務仕様書（PDF：○KB） 特定県」印刷物を同封 [2 管理運営に関する基本的事項 エ：特定施設Aが最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに，利用者の意見を管理運営に反映させ，利用者の満足度を高めていくこと。]」と

（資料参照）

「特定施設A指定管理者業務仕様書（PDF：○KB） 特定県」印刷物を同封 [第6 施設等の利用に関する業務の基準 1 施設等利用許可業務（点字図書館及び聴覚障がい者情報提供施設を含む。）（10）利用の案内 ウ：施設等の利用等について，利用者，住民等から苦情があった場合は適切な対応をすること。また，その内容を特定県へ報告すること。]」

（資料参照）

を，遂行するために，特定県社会福祉事業団本部が自社で検討し特定施設Aと連携対応を図った結果と思われます。

（以下，上記項番27と同様の記載部分を省略する。）

（趣旨）

【通し番号35】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

当該催しは，特定施設A特定行事で県の行事であり，私は，同催しでの写真撮影の禁止についてきちんと確認している。このことについては法務局で対応してもらえないのか。

（理由）

「このことについては法務局で対応してもらえないのか。」につきましても，情報不足を感じます。

特定法人Aについて対応して頂きたい希望はもちろんですが，障害者基本法を当てはめましても，法律を遂行するにあたり要明な対応と考えることが難しいと思われる，特定県庁障害福祉課にも対応を要望致します。

特定県庁障害福祉課には，特定県内に暮らす障害者を守って頂く行政機関として，ご尽力いただきたいと望みます。

47 【通し番号35】【通し番号75】

（趣旨）

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

相手方の行為は，福祉事業者なのに障害者を理解しておらず，障害者である私にカメラを向けること自体が差別ではないのか。

(理由)

「福祉事業者なのに障害者を理解しておらず、障害者である私にカメラを向けること自体が差別ではないのか。」情報が足りなく思います。

たしかに特定法人Aは「福祉事業者」ですが、「補助犬育成企業」です。

特定法人A特定代表さんからは「補助犬ユーザー（盲導犬ユーザー）に対しての特別視」「障害者差別」を感じています。

特定法人A企業ブログで、私とパートナーの盲導犬の掲載写真の上に説明文が書かれてありした。

(資料参照)

「(ブログ写真の説明文引用)：盲導犬使用者さんもたくさん参加されていました」と記載されていて、特定法人Aによる障害者差別「重度視覚障害者である」という紹介文と一緒に〇〇〇〇とパートナーの盲導犬の写真が載せられました。

無断写真撮影の動機は「写真に写っている人は健常者ではなく障害者です。盲導犬使用者の重度視覚障害者です。」という「障害者差別」が根底にあると思われる。「重度身体障害者で視覚障害、盲導犬使用者であるという日本国内でも数少ないマイノリティだから、写真が無断撮影し企業ブログに無断掲載した」と疑いが芽生えてなりません。

私が参加した、特定年度の「特定施設A特定行事午後の部（視覚関係）」は、プログラム7番まであり、数多くの視覚障害者が参加しています。

(資料参照)

多数の視覚障害者が参加しているにもかかわらず、特定法人A企業ブログ「特定施設A特定行事に参加しました」で無断撮影の標的になってしまったのは、盲導犬ユーザーである「私（〇〇〇〇）とパートナーの盲導犬」と、「盲導犬ユーザーを1名含む団体③特定会（団体者：合計〇名）」だけでした。

写真の説明文に「盲導犬使用者さんもたくさん参加されていました」とありますが、特定施設A特定行事自体が障害者基本法により特定県が「視覚障害者と聴覚障害者」のために開催していますので、全国数多く行われる催し物の中でという枠で考えれば、来場者としてではなく参加者としての盲導犬ユーザーは多いかもしれないと考えられます。

けれども、特定法人A企業ブログ「特定施設A特定行事に参加しました」記事全体の流れを見れば、「特定施設A特定行事午後の部（視覚関係）」に参加した盲導犬ユーザーは、2人以上いると誤解を与えかねない書き方と思われる。

実際には、特定年度の「特定施設A特定行事午後の部（視覚関係）」に参加した盲導犬ユーザーは、「私（〇〇〇〇）と③特定会のメンバー〇名」合計たった〇名です。

特定行事午後の部（視覚関係）に参加した沢山いる盲導犬ユーザーから〇名だ

け載せたのではなく、○人中○人を無断撮影して掲載しているのです。

数多くの視覚障害者が参加しているなかで、「盲導犬ユーザー」だけが確実に選別されて写真撮影され掲載されています。特定法人A企業ブログ「特定施設A特定行事に参加しました」で、つまり「盲導犬ユーザー」だけがピックアップされているのです。

特定法人A特定代表さんは特定年月日K特定県庁障害福祉課に「特定法人Aの企業ブログに○○○○とパートナーの盲導犬を載せたのは「みんなに知ってほしかった。」から」と、回答しています。（特定年月日K特定県庁障害福祉課特定職員Gさんからお電話で聞きました。）

悲しいことですが、社会的マイノリティは「弱者」の立場にある集団として位置づけられやすいです。多数者からみれば（相対的に）異質であり異端と捉えられてしまうようです。そのため差別、迫害、あるいは日常生活を送る上での不平等などが生じやすい現実の中で暮らしています。

社会的少数者であったとしても「大多数の人とは異なる性質を備えている」という色眼鏡で見られたくはありません。盲導犬と盲導犬ユーザーは「社会的少数集団」ですが、少数だからと言ってカメラを向けないで頂きたいです。

写真をとり「みんなに知ってほしい」とインターネットで公開することは差別です。私は見るのが苦手なだけで、皆さんと同じ人間です。「みんなに知ってほしくはありません。」

（以下、上記項番40と同様の記載部分を省略する。）

48 【通し番号35】【通し番号75】

（趣旨）

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

私は、特定県障害福祉課に相談したが、私人間のトラブルと言って片付けようとする。恐らく特定県障害福祉課は、相手方の代表である特定代表さんに私からのクレームを伝えることにより、県関係の福祉事業から撤退されることを恐れていると考えられる。

（理由）

「私は、特定県障害福祉課にも相談したが、私人間のトラブルと言って片付けようとする。」と、記録が残っていますが、「片付けようとする。」という書き方は、「特定県庁障害福祉課が対応して、問題を解決しようと協力する。」と、読み取れることもできる文章と思われます。

実際のところ今回の人権侵犯事件については、特定年月日R特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんから、「個人間のトラブルに県がその中に入って仲介をするといったことは、立場上非常に難しい。」

「特定法人A特定代表さんは、○○さんを傷つけてしまったということで、○

〇さんと直接お話がしたいと言われていました。さらに、状況に応じては〇〇さんのところ（家）にも行ってかまわないと、そこまでおっしゃってくださっています。当事者同士でお話しをして下さい。」

「県は立場上、個人間のトラブルという、もめごとに対して、県として介入することが難しい。県がやれない以上は、そこは特定法人A特定代表さんと〇〇〇〇さんとで、直接連絡をし合ってお互いに確認してください。」

「直接、〇〇さんと特定代表さんで直接連絡をし合ってください。」

答えは「障害福祉課として返事を出しています。」と、きっぱり言われました。

など、突然「企業（福祉事業者）と個人」ではなく「個人間のトラブル、もめごと」として扱われ、直接交渉をするよう特定県庁障害福祉課から告げられ、特定県庁障害福祉課は、今後一切の対応はしないとされました。

私（〇〇〇〇）を見捨てる、障害者を見放しますと宣告されています。

特定県庁障害福祉課が「トラブルを片付ける行為」は、途中で対応放棄をしています。すなわち、問題を処理して問題の決着をつける行動は放り出しております。

そもそも、「トラブルを片付ける」とは、問題を始末するという意味です。

「私は、特定県障害福祉課にも相談したが、私人間のトラブルと言って片付けようとする。」の開示文書の文章では、「特定県障害福祉課はこれまでは企業（福祉事業者）と一般市民として対応していたが、「私人間のトラブルと言って（一般市民と一般市民）」に視点を変え「片付けようとする。（問題を解決しようとする）」の意味にとることも可能と考えられます。

すなわち「私は、特定県障害福祉課にも相談したが、（特定県障害福祉課はこれまで福祉事業者企業と一般市民としての対応をしていたのを、視点を変え、）私人間の（私人間の意味：一般市民と一般市民）（に切り替え）トラブルと言って片付け（トラブルを片付けるの意味：問題解決）（し）ようとする」という、事実と、変わる内容に解釈することも可能な文章と思えます。

「特定県障害福祉課に一般市民である〇〇〇〇が相談特定県障害福祉課当初相手特定法人Aを福祉事業者としてとらえ「福祉事業者と一般市民」対応していたが、

途中から特定法人Aを福祉事業者ではなく「一般市民と一般市民」という見方に変えて

私人間「一般市民と一般市民」トラブルとして対応し、トラブルを片付けようとして対応、問題解決しようとする。」

と、解釈することも出来ると思います。

特定県障害福祉課は、トラブルを片付けることをしていません。放棄しています。

「片付けようとする。」という幅が広く誤解が生じる表現ではない方が、賢明

と思われます。

もっと誰が読んでも的確に状況がわかる文章表現が、法務省で保存するに当たって最適だと思います。

49 【通し番号35】【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

私は、特定県障害福祉課にも相談したが、私人間のトラブルと言って片付けようとする。恐らく特定県障害福祉課は、相手方の代表である特定代表さんに私からのクレームを伝えることにより、県関係の福祉事業から撤退されることを恐れていると考えられる。

(理由)

記録では「恐らく特定県障害福祉課は、相手方の代表である特定代表さんに私からのクレームを伝えることにより、県関係の福祉事業から撤退されることを恐れていると考えられる。」と記録されていて、大変驚きました。

なぜかと申しますと、私にそのような発想が全く無く、あり得ない考え方だからです。「恐らく特定県障害福祉課は、相手方の代表である特定代表さんに私からのクレームを伝えることにより、県関係の福祉事業から撤退されることを恐れていると考えられる。」などとは、私は決してお話ししていません。断言致します。

補助犬の育成は、行政の助成金が入ります。

特定法人Aに関しては、介助犬・聴導犬の育成費運営費の半分以上の金額は、特定県からの補助金です。

「特定法人A企業パンフレット 手足の不自由な人を助ける犬介助犬・耳の不自由な人を助ける犬聴導犬」によりますと

○タイトル：介助犬・聴導犬の育成費，運営費難で困っています・・・。

1頭あたりの介助犬・聴導犬にかかる費用約○万円

当協会は現在，賛同いただける方の募金や会費，物品のご寄付等で賄われています。

1頭あたりの介助犬・聴導犬にかかる費用約○万円＝特定県からの補助金（○万円）＋育成費運営費が足りない・・・（○万円）

○タイトル：郵便振込用紙添付

加入者名：特定法人A

※該当するご協力内容に○印をお付けください。

A 寄付金

B サポート会員①個人会員／年会費○円

②法人会員／年会費○円

私たちは特定県で唯一、介助犬・聴導犬の育成と普及活動を行っています。

○タイトル：当協会の取り組みをご理解いただき、ご寄付やサポート会員になり、賛同していただける方、ボランティアを募集しております！

サポート会員様募集

個人／年会費○円 法人／年会費○円

会員様特典

特典① 感謝の会にご招待

特典② 会報誌をご送付

スポンサー様募集

補助犬ユニフォームに法人名掲載

ボランティア募集

●福祉イベントでのブース設営，来場者対応サポート

●訓練犬の散歩やブラッシング※事前講習が必要です。

●訓練犬のシャンプーやカット※トリマー経験者限定です。

物品のご寄付

ペットシート（レギュラー，ワイド，スーパーワイド）

募金箱，パンフレット設置

お店や法人に募金箱やパンフレットを置かせてください。

ご支援・ご協力をお願いします！

と、書かれております。

1頭あたりの介助犬・聴導犬にかかる費用約○万円＝特定県からの補助金（○万円）＋育成要運営費が足りない・・・（○万円）

と書かれていますのに、「特定県からの補助金○万円」が入らなくなったとしたら、大変なことです。

特定法人Aは、特定県からの補助金○万円が入っている現在の状況下でも、正直に「育成費運営費が足りない・・・（○万円）」と明かしていて、郵便振込用紙をパンフレットに添付し、「A寄付金」「Bサポート会員①個人会員／年会費○円②法人会員／年会費○円」を求めています。

特定法人Aが自ら特定県関係の福祉事業から撤退することは、考えにくい状況ですので、開示文書に記録されている文章「恐らく特定県障害福祉課は、相手方の代表である特定代表さんに私からのクレームを伝えることにより、県関係の福祉事業から撤退されることを恐れていると考えられる。」は、ありえない話と思われます。

もちろん、特定県庁障害福祉課は、特定法人Aが自ら特定県関係の福祉事業から撤退することは、頭にも上らないことだと思っらっしゃると考えられますので、何も恐れていないと予想できます。

「恐らく特定県障害福祉課は、相手方の代表である特定代表さんに私からのクレームを伝えることにより、県関係の福祉事業から撤退されることを恐れてい

ると考えられる。」などとは、私は決してお話していません。断言致します。どのようないきさつで、この文章が記録されているのか存じませんが、私は不快でなりません。

補助犬ユーザーならば、認定を受けるに当たり「共同訓練」を受けています。
(資料参照)

訓練を受けた補助犬ユーザーなら、訓練により正確な知識を教わっています。開示文書に記載された「恐らく特定県障害福祉課は、相手方の代表である特定代表さんに私からのクレームを伝えることにより、県関係の福祉事業から撤退されることを恐れていると考えられる。」と、補助犬ユーザーは考えないと思います。

訂正してください。

50 【通し番号35】【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】【通し番号75】人権相談票 ⑤何をしたか⑥今後何を望むか 又はその他相談内容

私の現在抱えている問題は、限られた人しか見ないであろう画像を勝手にブログに掲載されたこと、私のプライバシーと考えられる内容をブログに掲載されたこと、特定県障害福祉課の職員の対応である。なんとか、救ってほしい。

(理由)

「私の現在抱えている問題は、限られた人しか見ないであろう画像を勝手にブログに掲載されたこと、私のプライバシーと考えられる内容をブログに掲載されたこと、特定県障害福祉課の職員の対応である。」と、記録されていますが、情報が足りません。

まず、「限られた人しか見ないであろう画像を勝手にブログに掲載されたこと」ですが、

上記項番37

と、同じ理由です。

特定年月日A法務局特定支局に出向きました。その相談時間内にもお話ししておりますが、私のパートナーの盲導犬は特定施設Bの盲導犬です。

盲導犬は盲導犬ユーザーが買い取りではなく、あくまでも貸与です。

盲導犬とは、私のパートナーではありますが、私個人の犬ということにはならない犬です。

(資料参照)

盲導犬ユーザーである私は、パートナーの盲導犬に対して適切な行動管理や健康管理、衛生の確保(予防接種および検診など)は、身体補助犬法13, 22条で定められているように、私に盲導犬の管理責任があります。(資料参照)

《身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49号)》

(身体障害者補助犬の行動の管理)

13条

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

22条

(以下、上記項番28と同様の記載部分を省略する。)

盲導犬と一緒に暮らしていると、写真を撮ってもよいか尋ねられることは多いです。

尋ねられることは助かります。

それは「私とパートナーの盲導犬の意向を尊重することが、写真撮影という自己の欲求よりも大事だというお考えで、私達2人(私と盲導犬)の写真を撮りたいという欲求をおさえる行動をします。」と、私とパートナーの盲導犬に伝えてくださっているからです。盲導犬と一緒になので、重度の視覚障害あることは、一目瞭然です。

それでも、「重度の視覚障害者だから勝手に写真をとっても判らないんだから、尋ねなくても問題ない。」とか「重度の視覚障害者だから、勝手に写真撮影して、インターネットに載せたってわからないよね。写真が見えないんだから。」とは考えない方に会えると、うれしくなります。

本来、眼が見えるとか見えないに関係なく、一人の人間として「人権尊重していただく」ことが当然の権利なのですが、その行為をうれしく感じるくらい、当然の権利が尊重されにくいのはなぜでしょうか。

実際、私自身カメラを至近距離で向けられていても気が付かないです。

私達がカメラを向けられていることを発見した家族や盲導犬訓練士が止めに入ったことは何度もあります。

そして、カメラのシャッター音で方向や距離がわかっているにもかかわらず、私とパートナーの写真を撮っているのかを確認することができません。カメラのシャッター音へ向かって不仕付けに、私とパートナーの盲導犬の撮影をしたか尋ねることは出来かねます。

それは、もしかしたらその方達は、たのしいお出かけの記念に自分たちの写真やステキであろうと想像できる周りの風景を、撮影しているだけかもしれないからです。

目視で確認が難しい私は、見える人の力(ちから)を借りないとカメラを向けられていることも気づけず、撮影されたことの確認さえも自分ではできません。

私が「みだりに自己の容ぼう等を撮影されないこと。法律上保護されるべき人格的利益を尊重して頂く」には、「見える方の意識、見える能力の正しい使い方」それが大事なのです。

特定法人A特定代表さんは、その見える能力を使って、撮影不可の場所、無承諾で私とパートナーの盲導犬に焦点を絞り込みした写真を撮影し、「人権侵

害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」で、私達を苦しめています。

特定法人A特定代表さんは、私とパートナーの盲導犬の写真を撮影したいと思ったときに、私には乏しいその見える能力を使って、私達2人（私と盲導犬）のいる場所まで移動することも可能と考えられます。私とパートナーの盲導犬の写真を撮ってもよいか尋ねることはできたはずなのに、その手順を踏んでいただけなかった、人権尊重していただけなかった、法律上保護されるべき人格的利益を尊重して頂けなかったことは、やりきれない思いです。

今回の人権侵犯事件は、「見える方の意識の持ち方ひとつ」で、起こらなかった人権侵犯事件と考えることができます。

私は、視覚障害があっても、法律上保護されるべき人格的利益を有していると認めて頂き尊重されることを要望します。

今回の特定法人A企業ブログに載せられたのを知ったのも、「見える人のちから（視力）」です。

掲載を教えてくれた人は、自分の見える能力を使って、私とパートナーの盲導犬に、大変なことが起きてしまっていることを教えてくれました。

「特定法人A企業ブログに、特定施設A特定行事でパートナーの盲導犬とともに特定活動している写真が載っている。〇〇〇〇とパートナーの盲導犬をメインとした撮影方法で撮影され、特定活動している〇〇〇〇全身像が掲載されているけど、知人や面識のある人なら〇〇〇〇とわかるよ。」

「写真には説明の文章が付いていて、特定法人A介助犬特定名称Aが特定施設B出身であること。〇〇〇〇のパートナーは特定施設Bの盲導犬であることも文章からわかるよ。〇〇〇〇が特定施設Bの盲導犬ユーザーだってことも、これじゃわかるよ。」と、教えてくれました。

「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシーの侵害」が起こっていること。「個人情報」「パーソナル情報」まで、公開されていることを見えている方の協力をもって知ることができました。

それで、すぐに会場となった特定施設A特定職員Fさんに連絡を入れました。私は写真を目視するのが難しいので特定職員Fさんにどのような写真であるのかを、お尋ねしました。特定職員Fさんは載せられている写真について「〇〇さんが特定活動しているときの写真で、全身が写っているから小さく写っているけれど、そばに盲導犬も一緒に写っているし、〇〇さんのことを知っている人が見たら〇〇さんって判る写真ですよ。」と写真のご説明をしてくれました。

特定職員Fさんも、知っている人が見たら〇〇〇〇と判ると、家族と同じご説明をされました。特定施設A特定職員Fさんのお電話後、特定施設Bに連絡を入れました。

私は、盲導犬取得のため特定施設Bで、約一か月間「共同訓練」を受けています。

(資料参照)

共同訓練中、訓練士に「盲導犬と一緒にいる時に写真撮影を求められたらどうしたらいいですか?」と、お尋ねしたことがあります。まだ「盲導犬使用に関する誓約書」を知る前の話しです。(「盲導犬使用に関する誓約書」は、盲導犬貸与時にかわす書類で、訓練中は貸与ではありません。)

訓練士は、「お断りしてください。今はインターネットも普及していて、写真はどこへ流れるかわからない時代です。」「〇〇さんが写真のお断りをして、どうしても写真を撮りたいとその人が引かない場合は、〇〇さんではなく写真を撮りたいその人が特定施設Bに連絡するよう言ってください。」と、ご説明がありました。訓練士の、このご説明こそが「盲導犬使用に関する誓約書」の「1. 使用目的(2) 盲導犬は、盲導犬以外の目的では使用しません。

(ドッグショー・オーディション・写真撮影を含む)」に当てはまるのです。特定施設Bの「盲導犬使用に関する誓約書」は、自分ではカメラを向けられていても気付けない、私とパートナーの盲導犬の写真を撮っているのか確認することができない私達(盲導犬ユーザーと盲導犬)を守るためにも、存在しているのだと思っています。

私は時々、見えている人から「視覚障害のある人を見かけても、どのように手助けができるのかわからない。」というご質問をいただくことがあります。

私個人の意見ですが、見えてらっしゃる方に助けて頂いていることは、日常で沢山有ると思っています。

例えば、私がパートナーの盲導犬と道路を歩いていて、交差点を横断することは日常茶飯事です。

犬は色が判らない生き物です。盲導犬が信号を判断して横断しているのではありません。私達盲導犬ユーザーが、信号が青であることを確認し発進のコマンド(命令語)を盲導犬に伝え、交差点を横断しています。

自宅近くに音響式信号機はありません。私が無音の信号機を確認する方法、それは「見えている方の見える能力による行動の情報」です。

自分の進行方向と平行に、車などが進んでいけば「信号は青」。左右に動いている場合は「信号は赤」と認識します。

仮に見えている方が、赤信号なのに交差点に進入する信号無視があったとすれば、私は「この信号は青だ」と、誤認識して行動します。

今は盲導犬がいるので、盲導犬は危険を感じたならば「不服従」をとり私を止めてくれるので助かり続けていますが、白杖歩行では止めてくれる存在はいません。

どういうことかと説明致しますと、「自分の進行方向の信号機が赤なのに、交差点の横断を始める」ということです。

見えている方がその見える能力を使って、道路交通法に定められた交通ルールを正しく守っていただくこと、それだけで私とパートナーの盲導犬は、命を守

ることができるのです。

今回の無断撮影，インターネット掲載による「人権侵害」「肖像権侵害」「プライバシー侵害」「個人情報やパーソナル情報」の無承諾公開も，同じと考えることができます。見えているの方がその見える能力を，「写真撮影のルール」「企業ブログに掲載のルール」を守って行動いただければ，私とパートナーの盲導犬は精神的苦痛を受けることにならず心を守ることが可能でした。ルールを守ることが，身体的ハンディキャップのある人間を助けていることに繋がっているのです。

見えている人の見える能力を，視覚障害のある人を傷つける使い方ではなく，幸せに感じる使い方をしていただきたいんです。

沢山でなくてもいいんです。ほんの少し，その見えている人の見える能力を，見える能力が乏しい私達のために使っていただきたい。法律上保護されるべき人格的利益を尊重されるためにも。

そう強く，望みます。

(資料参照)

(以下，上記項番35と同様の記載部分を省略する。)

外に出ることが恐怖で外出もほとんどできなかつた私が，パートナーの盲導犬の力を借りて再び外へ出ることができ，パートナーの盲導犬と二人六脚で道を歩けるようになりました。国道の交差点だって，ふたりで渡れるようになりました。

もう一度勇気を出すことができ再び特定活動に挑戦し，特定活動の喜びを再度感じるようになってきたことも，盲導犬の力(ちから)が多大了。その様子を，撮影禁止場所で私達に焦点を絞り込んだ無断撮影や，特定法人A企業ブログに「営利目的」で掲載されてしまつては，苦痛すぎます。

そして写真につけられている，私が特定法人A介助犬特定名称Aの里，特定施設Bの盲導犬ユーザーであるという個人情報，重度の視覚障害者○性であるという身体的特徴，特定施設Aをよく利用しているなどのパーソナル情報のアップロード，加えて私のパートナーの盲導犬は，日本国内にある盲導犬育成団体11団体中の特定施設Bであることや，特定法人A介助犬特定名称Aと父親が同じことなど，

盲導犬の知る人は少ない風変わりな個人情報まで文章で載せることによって，閲覧者の関心の気持ちを膨張させ，

特定法人Aに向けて支援者の増員，ご寄付の増額，企業とのスポンサー契約増加など，公表する必要が無い私達の情報を吸引力として利用されては，耐えられません。

本来，介助犬聴導犬育成企業ブログの活動報告なら，私達(私とパートナーの盲導犬)の情報は公開する必要が無い情報です。

私の評価が下がる手法で利益追求をすることは，確実に反対致します。

特定施設B 誓約違反と言う、汚名をきせられました。精神的にも苦痛を感じます。

私達の容貌や姿態を撮影したり、撮影した肖像写真をみだりに公開すること、個人情報並びにパーソナル情報の発信は、断固として拒絶いたします。

今回、特定法人A 特定代表さんによって、撮影禁止場所で私達を被写体の焦点とした写真を無断撮影され、同法人企業ブログに私達の情報を吸引力として営利目的で掲載されて以来、心理的な負担から逃れられない生活を強いられています。インターネットに情報を公表されたということは、すなわち全世界に向けて情報発信されたことと同様の意味を持ちます。不安を覚えます。

インターネット上に掲載された私とパートナーの盲導犬の情報は、完全削除することが難しいことを知っています。そのことを踏まえて周りに対しての対応をとりながら、残りの人生を生きなくてはならないことを強いられたからです。

人は、つらい経験をした時には、心が下を向きます。

もう、「人権侵害」「肖像権の侵害」「プライバシーの侵害」「認めていない個人情報並びにパーソナル情報の発信」「特定施設Bの誓約違反」。

こんな経験を、二度としたくはありません。

人間の中は、もうこんな経験をしたくないと思いながらも

強い心を持ち、心を切り替えることができ、勇気を出せる人間ばかりではありません。

助けていただきたいです。

5 1 【通し番号35】 【通し番号75】

(趣旨)

【通し番号35】 【通し番号75】 人権相談票 回答内容

本件相談については、〇〇さんの肖像権の侵害に係る部分のみについて申告を受ける。

特定県には、苦情相談窓口があるため、そちらで相談していただきたい。

(理由)

「特定県には、苦情相談窓口があるため、そちらで相談していただきたい。」特定年月日A 法務局特定支局へご相談にうかがった時、特定県庁障害福祉課の対応のことをきいて頂ける行政機関として「特定県庁特定窓口 特定住所 電話番号特定番号A」を教えて頂き、連絡先が記載された書類を戴きました。

(資料参照)

私は、「特定県庁特定窓口」と、あるので「特定県庁の中にある特定県庁障害福祉課の対応のことをお話しても大丈夫でしょうか。」とお尋ねしました。

法務局特定支局のご説明では、「特定県庁特定窓口は、特定県庁の中にあるけれど特定県庁とは違うところ、特定県庁障害福祉課に指導が入れられるところ

です。」とのことでした。

ですが私は、これまで特定県庁障害福祉課の対応でずいぶん気持ちがつらくなっていることとお話しますと、先に法務局特定支局が特定県庁特定窓口伝えてくださってから、その後、私から、特定県庁障害福祉課の対応をお話する運びになりました。特定年月日○法務局特定支局特定職員Dさんからお電話が入りました。「法務局特定支局から特定県庁特定窓口電話を入れる際に、○○さんのお名前を話してもいいかどうかの確認のために電話を入れました。」と質問されましたので、「名前をお伝えしていただくことは大丈夫です。」とお話しました。

法務局特定支局特定職員Dさんとのお電話の後、私用で外出した為、法務局特定支局からのお電話が気になりました。同日の外出中に法務局特定支局へ行き、特定職員Dさんをお訪ねしました。

法務局特定支局特定職員Dさんにお会いでき、家に2回電話を入れたが出なかったこととお話くださりました。特定職員Dさんが特定県庁特定窓口にお電話を入れて下さり、私からお電話が入ることを伝えて頂いていることとお話下さりました。

特定年月日e特定県庁特定窓口→特定県庁特定課（電話番号特定番号B）にお電話をいれ、特定県庁特定課特定職員Lさんに、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんと特定県庁障害福祉課特定職員Gさんの特定法人A無断撮影・無承諾インターネット掲載についての対応のこととお話しました。

すると、特定県庁特定課特定職員Lさんは、特定県庁障害福祉課に指導を入れられるところはないと話されるので、法務局特定支局のご説明と違うので一旦電話を切りました。そして、法務局特定支局特定職員Dさんにお電話を入れ、「特定県庁特定窓口→特定県庁特定課（電話番号特定番号B）にお電話をいれ、特定県庁特定課特定職員Lさんにお話したのですが、特定県庁障害福祉課に指導を入れられるところはないと話され法務局特定支局のご説明と違うので困っている」ことをご説明しました。

特定職員Dさんの後、法務局特定支局特定支局長にお電話が引き継がれ、再度、「特定県庁特定窓口→特定県庁特定課（電話番号特定番号B）にお電話をいれ、特定県庁特定課特定職員Lさんにお話したのですが、特定県庁障害福祉課に指導を入れられるところはないと話され法務局特定支局のご説明と違うので困っている」ことをご説明しました。その話に加えて、特定県庁特定課特定職員Lさんは、なぜか初めから私の話を聴く姿勢が感じられず、私の声の上に特定職員Lさんの声を重ねて話されるので、私の声はあのような状態では聞こえていないと思うこと。口調も怒鳴るに近い感じで怖く感じていることなどを、正直にお話ししました。

すると、法務局特定支局特定支局長は「話さないと、何も伝わらない。」と、私に言葉をかけて下さり、勇気を頂戴致しました。

それで、法務局特定支局特定支局長のお電話を切ってすぐ特定県庁特定課特定職員Lさんに再度お電話を入れました。

特定県庁特定課特定職員Lさんをお願いしたのですが、特定職員Lさんはお電話に出て下さらず、特定職員Mさんが出られました。特定職員Lさんにお話したことと同じ内容、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんと特定県庁障害福祉課特定職員Gさんの特定法人A無断撮影・無承諾インターネット掲載についての対応のことをお話しました。

特定県庁特定課特定職員Mさんは「個人間のこと」ばかりで、全く取り合ってくださいません。特定職員Mさんの態度も特定職員Lさんと同じ態度で、なぜか初めから私の話を聴く姿勢が感じられませんでした。特定職員Mさんまで私の声の上に特定職員Mさんの声を重ねて話され口調も怒鳴るに近い感じで怖く、私の話を全く受け付けてもらえないので、仕方なくお電話を切るしかありませんでした。

特定県庁特定課特定職員Mさんのお電話を切ってすぐ、法務局特定支局特定支局長にお電話を入れ、先ほどの特定支局長のお電話で「話さないと、何も伝わらない。」と、私に言葉をかけて下さり勇気を頂戴したので、再度、特定県庁特定課特定職員Lさんにお電話を入れましたが、特定職員Lさんにお繋ぎして頂く希望は叶えてもらえず、特定県庁特定課特定職員Mさんが出られました。特定職員Lさんにお話したことと同じ内容、特定県庁障害福祉課特定役職特定職員Hさんと特定県庁障害福祉課特定職員Gさんの特定法人A無断撮影・無承諾インターネット掲載についての対応のことをお話しましたが、

特定県庁特定課特定職員Mさんは「個人間のこと」ばかりで、全く取り合ってくださいらず、特定職員Mさんの態度も特定職員Lさんと同じ態度で、なぜか初めから私の話を聴く姿勢が感じられません。特定職員Mさんまで私の声の上に特定職員Mさんの声を重ねて話され口も怒鳴るに近い感じで怖く、私の話を全く受け付けてもらえないので、仕方なくお電話を切るしかありませんでしたことを、特定支局長にお話しました。

法務局特定支局特定支局長は、特定県庁特定課特定職員Lさんと特定県庁特定課特定職員Mさんの様子を私から聞いて、「特定施設Aは、本当に特定県の施設なんだろうか」と、お話が始まりました。

法務局特定支局特定支局長は、「「特定施設Aは、本当に特定県の施設なのか」「特定施設A特定行事の主催はだれなのか」「職員は特定県の職員なのか」「本当に撮影は禁止だったのか」特定県庁の対応から疑問に感じます。特定県は本当に関係ないのではないか。」と話されました。

それから、「特定施設A特定行事の目的」を、尋ねられました。

それで、法務局特定支局特定支局長とのお電話の後、同日中に、特定施設A特定所長Aにお電話を入れ質問させていただき、特定支局長からの全ての質問に回答を戴きました。

そして、特定年月日 E 法務局特定支局特定支局長にお電話を入れ、特定年月日 e 特定支局長からの質問「特定施設 A は特定県の施設なのか」「特定施設 A 特定行事の主催はだれなのか」「職員は特定県の職員なのか」「本当に撮影は禁止だったのか」「特定施設 A 特定行事の目的」を、特定施設 A 特定所長 A にお電話を入れ質問させていただき、回答を頂戴し、特定支局長に全ての質問の回答をお伝えしました。

「特定県には、苦情相談窓口があるため、そちらで相談していただきたい。」と、記録に残されていますが、何も相談できませんでした。

5 2 【通し番号 9 2】

(趣旨)

【通し番号 9 2】特別事件報告書

相手方：

特定県特定市 B 特定町特定丁目特定版特定号

特定法人 A

代表理事 特定代表

(理由)

住所の漢字に、誤りがあります。

相手方：

特定県特定市 B 特定町特定丁目特定番特定号

特定法人 A

代表理事 特定代表

「特定町特定丁目特定版特定号」ではなく「特定町特定丁目特定番特定号」です。

以上です。

よろしくお願い致します。